

議案第4号

杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成26年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例  
第1条 杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2（2）杉並区立ゆうゆう久我山館の項中

「	〃	洋室一体使用	78.9	1,600円	2,100円	1,600円	」	を
「	〃	洋室3	17.3	300円	400円	300円	」	に改める。
	〃	洋室1及び洋室2の一体使用	78.9	1,600円	2,100円	1,600円		

第2条 杉並区行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書を削る。

附則に次の2項を加える。

5 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における使用料は、第2条並びに別表第2（4）、（5）、（7）、（8）、（12）及び（16）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

（1）平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第1に定める使用料

（2）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第2に定める使用料

6 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」とい

う。)が使用する場合の使用料は、第2条、前項、附則別表第1、附則別表第2及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第3に定める使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第4に定める使用料

附則の次に附則別表として次の4表を加える。

附則別表第1 (附則第5項関係)

(1) 区民事務所

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
井草区民事務所	清沓中通会議室	洋室1	24.2	400円	300円	300円	100円
		洋室2	29.0	500円	300円	300円	100円
		洋室3	53.9	900円	600円	700円	200円
		和室	43.2	700円	500円	600円	200円
	下井草会議室	洋室1	39.8	700円	500円	500円	100円
		洋室2	32.9	500円	400円	400円	100円
		和室	52.2	900円	700円	700円	200円
西荻区民事務所	上荻窪会議室	洋室	37.8	700円	400円	500円	100円
	上井草会議室	洋室1	33.9	600円	400円	400円	100円
		洋室2	26.3	500円	300円	300円	100円
		洋室3	58.5	900円	600円	700円	200円
荻窪区民事務所	天沼会議室	洋室1	130.0	2,900円	1,900円	1,900円	700円
		洋室2	39.7	700円	400円	500円	100円
		和室1	36.8	700円	500円	500円	100円
		和室2	36.5	700円	500円	500円	100円

	荻窪会議室	洋室	72.0	1,300円	800円	1,000円	300円	
		和室	52.4	900円	600円	700円	200円	
阿佐谷区 民事務所	阿佐谷会議室	洋室1	37.9	700円	500円	500円	100円	
		洋室2	37.9	700円	500円	500円	100円	
		和室	50.8	900円	700円	700円	200円	
	成田会議室	洋室	54.0	900円	600円	700円	200円	
高円寺区 民事務所	和田会議室	洋室	67.6	1,300円	900円	900円	300円	
		和室	25.7	500円	300円	300円	100円	
	堀ノ内松ノ木 会議室	洋室	57.6	900円	700円	700円	200円	
		和室1	29.3	400円	300円	300円	100円	
		和室2	23.9	400円	300円	300円	100円	
	高円寺中央会 議室	洋室1	53.0	900円	700円	700円	200円	
		洋室2	53.0	900円	700円	700円	200円	
		和室	40.8	700円	600円	600円	200円	
	馬橋会議室	洋室1	34.8	500円	400円	400円	100円	
		洋室2	34.8	500円	400円	400円	100円	
		和室	37.9	700円	500円	500円	100円	
高井戸区 民事務所	宮前会議室	洋室	75.7	1,300円	800円	1,000円	300円	
	高井戸会議室	洋室1	132.7	2,900円	1,900円	1,900円	700円	
		洋室2	76.5	1,300円	800円	1,000円	300円	
		和室	45.5	800円	500円	600円	200円	
	浜田山会議室	洋室1	94.9	2,000円	1,300円	1,300円	500円	
		洋室2	38.4	700円	500円	500円	100円	
		洋室3	30.0	600円	400円	400円	100円	
		和室	28.5	500円	300円	300円	100円	
	永福和泉 区民事務 所	方南和泉会議 室	洋室1	66.0	1,300円	900円	900円	300円
			洋室2	42.5	900円	600円	600円	200円
下高永福会議 室		洋室1	85.1	1,800円	1,200円	1,200円	400円	
		洋室2	57.4	900円	600円	700円	200円	

桜上水北会議室	洋室1	26.0	400円	300円	300円	100円
	洋室2	26.0	400円	300円	300円	100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 下高永福会議室を葬祭のために使用する場合は、この表の規定にかかわらず、管理上支障がない限り次に掲げる区分に応じて使用を許可し、当該区分に応じた使用料を徴収する。
  - (1) 午前9時から午後9時45分まで 15,000円
  - (2) 午前9時から翌日の午後6時まで 30,000円

## (2) こども発達センター

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立こども発達センター	会議室	洋室	62.4	1,100円	900円	900円	300円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

## (3) すぎのき生活園

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立すぎのき生活園	会議室	洋室	95.9	1,700円	1,300円	1,300円	400円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

#### (4) 身体障害者通所施設

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立こすもす生活園	ホール	洋室	86.4	1,500円	1,200円	1,200円	400円
杉並区立なのはな生活園	会議室	洋室	79.6	1,500円	1,000円	1,000円	300円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

#### (5) 児童館

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料				
				集会使用（1回当たり）			体育レクリエーション使用（1時間当たり）	
				午前 (午前10時から正午まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料	夜間 (午後7時から午後10時まで)	
			全面	半面				
杉並区立荻窪北児童館	集会室・図工室	洋室	45.1	600円	600円	200円		
	遊戯室	洋室	198.6		2,800円	1,000円	700円	400円
杉並区立大宮児童館	遊戯室	洋室	70.0		1,000円	300円		
杉並区立西荻北児童館	遊戯室	洋室	78.0		1,000円	300円		
杉並区立善福寺児童館	遊戯室	洋室	162.0		2,400円	900円	700円	400円
杉並区立堀ノ内南児童館	遊戯室	洋室	122.5		1,800円	600円	700円	400円
杉並区立成田児童館	遊戯室	洋室	90.0		1,300円	500円	700円	400円

杉並区立高井戸児童館	遊戯室	洋室	346.4				700円	400円
杉並区立本天沼児童館	遊戯室	洋室	90.9		1,300円	500円	700円	400円
杉並区立和泉児童館	遊戯室	洋室	196.2		2,800円	1,000円	700円	400円
杉並区立天沼児童館	集会室	洋室	51.8	600円	700円	200円		
杉並区立四宮森児童館	遊戯室	洋室	216.0		3,100円	1,100円	700円	400円
杉並区立東原児童館	会議室	洋室	26.6	200円	300円	100円		
	遊戯室	洋室	109.3		1,500円	500円	700円	400円
杉並区立和田中央児童館	遊戯室	洋室	90.4		1,300円	500円	700円	400円
杉並区立方南児童館	遊戯室	洋室	160.4		2,400円	900円	700円	400円
杉並区立馬橋児童館	会議室	和室	21.6	200円	300円	100円		
	集会室	洋室	37.4	400円	500円	100円		
	遊戯室	洋室	105.7		1,500円	500円	700円	400円
杉並区立阿佐谷児童館	遊戯室	洋室	78.0		1,000円	300円		
杉並区立上高井戸児童館	遊戯室	洋室	109.0		1,500円	500円	700円	400円
杉並区立桃井児童館	多目的室	洋室	60.4	900円	900円	300円	700円	
	遊戯室	洋室	131.9		1,900円	700円	700円	400円
杉並区立荻窪児童館	遊戯室	洋室	117.9		1,600円	600円	700円	400円

付記

- 1 使用時間を延長して午前後の時間を集会を使用する場合は、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を集会を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 体育レクリエーションを使用する場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。
- 4 杉並区立四宮森児童館の遊戯室を体育レクリエーションを使用する場合の夜間の使用時間は、当分の間、午後7時から午後9時までとする。

(6) 郷土博物館

名称	使用部	区別	広さ	使用料
----	-----	----	----	-----

	分		(平方メートル)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立郷土博物館	会議室	洋室	30.0	500円	400円	400円	100円

付記 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

## 附則別表第2 (附則第5項関係)

### (1) 区民事務所

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
井草区民事務所	清查中通会議室	洋室1	24.2	400円	300円	300円	100円
		洋室2	29.0	500円	300円	300円	100円
		洋室3	53.9	1,000円	600円	700円	200円
		和室	43.2	800円	500円	600円	200円
	下井草会議室	洋室1	39.8	700円	500円	500円	100円
		洋室2	32.9	500円	400円	400円	100円
		和室	52.2	1,000円	700円	700円	200円
西荻区民事務所	上荻窪会議室	洋室	37.8	700円	400円	500円	100円
	上井草会議室	洋室1	33.9	600円	400円	400円	100円
		洋室2	26.3	500円	300円	300円	100円
		洋室3	58.5	1,000円	600円	700円	200円
荻窪区民事務所	天沼会議室	洋室1	130.0	2,900円	1,900円	1,900円	700円
		洋室2	39.7	700円	400円	500円	100円
		和室1	36.8	700円	500円	500円	100円
		和室2	36.5	700円	500円	500円	100円

	荻窪会議室	洋室	72.0	1,400円	900円	1,000円	300円	
		和室	52.4	1,000円	600円	700円	200円	
阿佐谷区 民事務所	阿佐谷会議室	洋室1	37.9	700円	500円	500円	100円	
		洋室2	37.9	700円	500円	500円	100円	
		和室	50.8	1,000円	700円	700円	200円	
	成田会議室	洋室	54.0	1,000円	600円	700円	200円	
高円寺区 民事務所	和田会議室	洋室	67.6	1,300円	900円	900円	300円	
		和室	25.7	500円	300円	300円	100円	
	堀ノ内松ノ木 会議室	洋室	57.6	1,000円	700円	700円	200円	
		和室1	29.3	400円	300円	300円	100円	
		和室2	23.9	400円	300円	300円	100円	
	高円寺中央会 議室	洋室1	53.0	1,000円	700円	700円	200円	
		洋室2	53.0	1,000円	700円	700円	200円	
		和室	40.8	800円	600円	600円	200円	
	馬橋会議室	洋室1	34.8	500円	400円	400円	100円	
		洋室2	34.8	500円	400円	400円	100円	
		和室	37.9	700円	500円	500円	100円	
高井戸区 民事務所	宮前会議室	洋室	75.7	1,400円	900円	1,000円	300円	
	高井戸会議室	洋室1	132.7	2,900円	1,900円	1,900円	700円	
		洋室2	76.5	1,400円	900円	1,000円	300円	
		和室	45.5	900円	500円	600円	200円	
	浜田山会議室	洋室1	94.9	2,000円	1,300円	1,300円	500円	
		洋室2	38.4	700円	500円	500円	100円	
		洋室3	30.0	600円	400円	400円	100円	
		和室	28.5	500円	300円	300円	100円	
	永福和泉 区民事務 所	方南和泉会議 室	洋室1	66.0	1,300円	900円	900円	300円
			洋室2	42.5	900円	600円	600円	200円
下高永福会議 室		洋室1	85.1	1,800円	1,200円	1,200円	400円	
		洋室2	57.4	1,000円	600円	700円	200円	



	桜上水北会議室	洋室1	26.0	400円	300円	300円	100円
		洋室2	26.0	400円	300円	300円	100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 下高永福会議室を葬祭のために使用する場合は、この表の規定にかかわらず、管理上支障がない限り次に掲げる区分に応じて使用を許可し、当該区分に応じた使用料を徴収する。
  - (1) 午前9時から午後9時45分まで 15,000円
  - (2) 午前9時から翌日の午後6時まで 30,000円

## (2) こども発達センター

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立こども発達センター	会議室	洋室	62.4	1,200円	900円	900円	300円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

## (3) すぎのき生活園

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立すぎのき生活園	会議室	洋室	95.9	1,800円	1,300円	1,300円	400円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

## (4) 身体障害者通所施設

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立こすもす生活園	ホール	洋室	86.4	1,600円	1,200円	1,200円	400円
杉並区立なのはな生活園	会議室	洋室	79.6	1,500円	1,000円	1,000円	300円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(5) 児童館

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料				
				集会使用（1回当たり）			体育レクリエーション 使用（1時間当たり）	
				午前 (午前10時から正午まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料	夜間 (午後7時から午後10時まで)	
			全面	半面				
杉並区立荻窪北児童館	集会室・ 図工室	洋室	45.1	600円	600円	200円		
	遊戯室	洋室	198.6		2,800円	1,000円	700円	400円
杉並区立大宮児童館	遊戯室	洋室	70.0		1,000円	300円		
杉並区立西荻北児童館	遊戯室	洋室	78.0		1,000円	300円		
杉並区立善福寺児童館	遊戯室	洋室	162.0		2,400円	900円	700円	400円
杉並区立堀ノ内南児童館	遊戯室	洋室	122.5		1,800円	600円	700円	400円
杉並区立成田児童館	遊戯室	洋室	90.0		1,300円	500円	700円	400円
杉並区立高	遊戯室	洋室	346.4				700円	400円

井戸児童館								
杉並区立本天沼児童館	遊戯室	洋室	90.9		1,300円	500円	700円	400円
杉並区立和泉児童館	遊戯室	洋室	196.2		2,800円	1,000円	700円	400円
杉並区立天沼児童館	集会室	洋室	51.8	600円	700円	200円		
杉並区立四宮森児童館	遊戯室	洋室	216.0		3,100円	1,100円	700円	400円
杉並区立東原児童館	会議室	洋室	26.6	200円	300円	100円		
	遊戯室	洋室	109.3		1,500円	500円	700円	400円
杉並区立和田中央児童館	遊戯室	洋室	90.4		1,300円	500円	700円	400円
杉並区立方南児童館	遊戯室	洋室	160.4		2,400円	900円	700円	400円
杉並区立馬橋児童館	会議室	和室	21.6	200円	300円	100円		
	集会室	洋室	37.4	400円	500円	100円		
	遊戯室	洋室	105.7		1,500円	500円	700円	400円
杉並区立阿佐谷児童館	遊戯室	洋室	78.0		1,000円	300円		
杉並区立上高井戸児童館	遊戯室	洋室	109.0		1,500円	500円	700円	400円
杉並区立桃井児童館	多目的室	洋室	60.4	900円	900円	300円	700円	
	遊戯室	洋室	131.9		1,900円	700円	700円	400円
杉並区立荻窪児童館	遊戯室	洋室	117.9		1,600円	600円	700円	400円

付記

- 1 使用時間を延長して午前後の時間を集会使用する場合は、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を集会使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 体育レクリエーション使用する場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。
- 4 杉並区立四宮森児童館の遊戯室を体育レクリエーション使用する場合の夜間の使用時間は、当分の間、午後7時から午後9時までとする。

(6) 郷土博物館

名称	使用部分	区別	広さ (平方メ)	使用料

			一トル)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立郷土博物館	会議室	洋室	30.0	500円	400円	400円	100円

付記 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### 附則別表第3 (附則第6項関係)

#### (1) 防災会議室 (登録団体使用料)

名称	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
防災会議室	洋室	50.7	700円	400円	600円	100円

付記 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

#### (2) 消費者センター (登録団体使用料)

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立消費者センター	第1教室	洋室	70.5	1,000円	600円	600円	200円
	第2教室	洋室	69.1	900円	600円	600円	200円
	第3教室	洋室	45.6	600円	400円	400円	100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

#### (3) 男女平等推進センター (登録団体使用料)

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料	
				午前 (午前9時から正午まで)	延長使用料
杉並区立男女平等推進センター	集会室2	洋室	52.3	700円	100円

付記 使用時間を延長して午前の後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

#### (4) 区民事務所 (登録団体使用料)

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
井草区民事務所	清菴中通会議室	洋室1	24.2	200円	200円	200円	100円
		洋室2	29.0	300円	200円	200円	100円
		洋室3	53.9	600円	400円	400円	100円
		和室	43.2	500円	300円	400円	100円
	下井草会議室	洋室1	39.8	400円	300円	300円	100円
		洋室2	32.9	300円	200円	200円	100円
		和室	52.2	600円	400円	400円	100円
西荻区民事務所	上荻窪会議室	洋室	37.8	400円	300円	300円	100円
	上井草会議室	洋室1	33.9	400円	200円	200円	100円
		洋室2	26.3	300円	200円	200円	100円
		洋室3	58.5	600円	400円	400円	100円
荻窪区民事務所	天沼会議室	洋室1	130.0	1,900円	1,300円	1,300円	500円
		洋室2	39.7	400円	300円	300円	100円
		和室1	36.8	500円	300円	300円	100円
		和室2	36.5	400円	300円	300円	100円
	荻窪会議室	洋室	72.0	900円	600円	600円	200円
		和室	52.4	600円	400円	400円	100円
阿佐谷区民事務所	阿佐谷会議室	洋室1	37.9	400円	300円	300円	100円

		洋室2	37.9	400円	300円	300円	100円	
		和室	50.8	600円	400円	400円	100円	
	成田会議室	洋室	54.0	600円	400円	400円	100円	
高円寺区 民事務所	和田会議室	洋室	67.6	900円	600円	600円	200円	
		和室	25.7	300円	200円	200円	100円	
	堀ノ内松ノ木 会議室	洋室	57.6	600円	400円	400円	100円	
		和室1	29.3	300円	200円	200円	100円	
		和室2	23.9	200円	200円	200円	100円	
	高円寺中央会 議室	洋室1	53.0	600円	400円	400円	100円	
		洋室2	53.0	600円	400円	400円	100円	
		和室	40.8	500円	400円	400円	100円	
	馬橋会議室	洋室1	34.8	300円	200円	200円	100円	
		洋室2	34.8	300円	200円	200円	100円	
		和室	37.9	400円	300円	300円	100円	
	高井戸区 民事務所	宮前会議室	洋室	75.7	900円	600円	600円	200円
高井戸会議室		洋室1	132.7	1,900円	1,300円	1,300円	500円	
		洋室2	76.5	900円	600円	600円	200円	
		和室	45.5	600円	300円	400円	100円	
浜田山会議室		洋室1	94.9	1,300円	900円	900円	300円	
		洋室2	38.4	500円	300円	300円	100円	
		洋室3	30.0	400円	200円	200円	100円	
		和室	28.5	300円	200円	200円	100円	
永福和泉 区民事務 所		方南和泉会議 室	洋室1	66.0	900円	600円	600円	200円
			洋室2	42.5	600円	400円	400円	100円
	下高永福会議 室	洋室1	85.1	1,200円	800円	800円	300円	
		洋室2	57.4	600円	400円	400円	100円	
	桜上水北会議 室	洋室1	26.0	300円	200円	200円	100円	
		洋室2	26.0	300円	200円	200円	100円	

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜

間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

3 下高永福会議室を葬祭のために使用する場合は、この表の規定にかかわらず、管理上支障がない限り次に掲げる区分に応じて使用を許可し、当該区分に応じた使用料を徴収する。

(1) 午前9時から午後9時45分まで 15,000円

(2) 午前9時から翌日の午後6時まで 30,000円

### (5) こども発達センター（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立こども発達センター	会議室	洋室	62.4	700円	600円	600円	200円

付記

1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (6) 障害者福祉会館（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立高円寺障害者交流館	集会室1	洋室	92.2	1,300円	900円	1,100円	300円
	集会室2	洋室	46.7	600円	400円	500円	100円
	会議室	洋室	51.2	700円	400円	600円	100円

付記

1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (7) すぎのき生活園（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			

			一トル)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立すぎのき生活園	会議室	洋室	95.9	1,200円	900円	900円	300円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (8) 身体障害者通所施設(登録団体使用料)

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立こすもす生活園	ホール	洋室	86.4	1,000円	800円	800円	200円
杉並区立なのはな生活園	会議室	洋室	79.6	1,000円	600円	600円	200円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (9) 高齢者活動支援センター(登録団体使用料)

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料	
				夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立高齢者活動支援センター	第1講座室	洋室	51.4	600円	100円
	第2講座室	洋室	53.9	600円	100円
	多目的室	洋室	326.5	4,100円	1,300円

付記

- 1 使用時間を延長して夜間前の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。



2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(10) ゆうゆう館（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立ゆうゆう上荻窪館	集会室	和室	29.4	300円	200円	200円	100円
	集会室	洋室	54.6	700円	400円	600円	100円
杉並区立ゆうゆう西田館	集会室	和室	18.9	200円	100円	100円	100円
	集会室	洋室	47.5	600円	400円	500円	100円
杉並区立ゆうゆう堀ノ内松ノ木館	集会室	和室	25.2	300円	200円	200円	100円
	集会室	洋室	50.9	700円	400円	600円	100円
	多目的室	洋室	42.6	600円	400円	500円	100円
杉並区立ゆうゆう阿佐谷館	集会室	洋室	44.2	600円	400円	500円	100円
杉並区立ゆうゆう高円寺北館	集会室	洋室1	45.0	600円	400円	500円	100円
	集会室	洋室2	32.8	400円	200円	300円	100円
	集会室	洋室一体使用	77.8	1,000円	600円	800円	200円
	講座室	洋室	45.0	600円	400円	500円	100円
杉並区立ゆうゆう大宮前館	集会室	洋室1	57.9	700円	400円	600円	100円
	集会室	洋室2	22.0	200円	200円	200円	100円
杉並区立ゆうゆう馬橋館	集会室	和室	23.0	200円	200円	200円	100円
	集会室	洋室	53.0	700円	400円	600円	100円
杉並区立ゆうゆう方南館	集会室	和室	26.0	300円	200円	200円	100円
	集会室	洋室	38.4	500円	300円	400円	100円
杉並区立ゆうゆう荻窪館	集会室	和室	30.6	400円	200円	300円	100円
	集会室	洋室	51.2	700円	400円	600円	100円
杉並区立ゆうゆう	集会室	洋室1	56.4	700円	400円	600円	100円

う四宮館	集会室	洋室 2	24.4	200円	200円	200円	100円
	集会室	洋室一体使用	80.8	1,000円	600円	800円	200円
杉並区立ゆうゆう今川館	集会室	洋室 1	62.6	900円	600円	700円	200円
	集会室	洋室 2	47.7	600円	400円	500円	100円
	集会室	洋室一体使用	110.3	1,500円	1,000円	1,300円	400円
	ホール	洋室	101.8	2,200円	1,500円	1,900円	600円
杉並区立ゆうゆう天沼館	集会室	洋室 1	55.0	700円	400円	600円	100円
	集会室	洋室 2	31.9	400円	200円	300円	100円
	集会室	洋室一体使用	86.9	1,100円	700円	900円	300円
杉並区立ゆうゆう上高井戸館	集会室	和室	28.1	300円	200円	200円	100円
	集会室	洋室	51.2	700円	400円	600円	100円
杉並区立ゆうゆう高円寺南館	集会室	洋室 1	75.4	1,000円	600円	800円	200円
	集会室	洋室 2	55.7	700円	400円	600円	100円
	集会室	洋室一体使用	131.1	1,700円	1,100円	1,400円	500円
杉並区立ゆうゆう桃井館	集会室	和室	16.2	200円	100円	100円	100円
	集会室	洋室	46.2	600円	400円	500円	100円
	多目的室	洋室	26.7	300円	200円	200円	100円
杉並区立ゆうゆう高円寺東館	集会室	洋室	59.0	700円	400円	600円	100円
	多目的室	洋室	25.1	300円	200円	200円	100円
杉並区立ゆうゆう和田館	集会室	洋室 1	49.5	600円	400円	500円	100円
	集会室	洋室 2	40.5	600円	400円	500円	100円
	集会室	洋室一体使用	90.0	1,200円	800円	1,000円	300円
杉並区立ゆうゆう梅里堀ノ内館	集会室	和室	15.8	200円	100円	100円	100円
	集会室	洋室	79.3	1,000円	600円	800円	200円
杉並区立ゆうゆう和泉館	集会室	洋室 1	45.1	600円	400円	500円	100円

	集会室	洋室2	23.8	200円	200円	200円	100円
	集会室	洋室一体使用	68.9	900円	600円	700円	200円
杉並区立ゆうゆう高井戸西館	集会室	洋室1	59.2	700円	400円	600円	100円
	集会室	洋室2	38.3	500円	300円	400円	100円
	集会室	洋室一体使用	97.5	1,200円	800円	1,000円	300円
杉並区立ゆうゆう西荻北館	集会室	洋室1	62.1	900円	600円	700円	200円
	集会室	洋室2	23.8	200円	200円	200円	100円
	集会室	洋室一体使用	85.9	1,100円	800円	1,000円	300円
杉並区立ゆうゆう高井戸東館	集会室	洋室1	57.4	700円	400円	600円	100円
	集会室	洋室2	31.1	400円	200円	300円	100円
	集会室	洋室一体使用	88.5	1,100円	700円	900円	300円
杉並区立ゆうゆう井草館	集会室	洋室1	65.7	900円	600円	700円	200円
	集会室	洋室2	27.7	300円	200円	200円	100円
	集会室	洋室一体使用	93.4	1,200円	800円	1,000円	300円
杉並区立ゆうゆう阿佐谷北館	集会室	洋室1	62.1	900円	600円	700円	200円
	集会室	洋室2	28.9	300円	200円	200円	100円
	集会室	洋室一体使用	91.0	1,200円	800円	1,000円	300円
杉並区立ゆうゆう善福寺館	集会室	洋室1	46.0	600円	400円	500円	100円
	集会室	洋室2	42.0	600円	400円	500円	100円
	集会室	洋室一体使用	88.0	1,200円	800円	1,000円	300円
杉並区立ゆうゆう久我山館	集会室	洋室1	47.9	600円	400円	500円	100円
	集会室	洋室2	31.0	400円	200円	300円	100円
	集会室	洋室3	17.3	200円	100円	100円	100円
	集会室	洋室1及び洋室2の一体使用	78.9	1,000円	600円	800円	200円

杉並区立ゆうゆう浜田山館	集会室	洋室1	54.9	700円	400円	600円	100円
	集会室	洋室2	26.7	300円	200円	200円	100円
	集会室	洋室一体使用	81.6	1,000円	700円	800円	200円
杉並区立ゆうゆう下井草館	集会室	洋室1	77.5	1,000円	600円	800円	200円
	集会室	洋室2	35.0	500円	300円	400円	100円
	集会室	洋室一体使用	112.5	1,500円	1,000円	1,300円	400円
	多目的室	洋室	45.4	600円	400円	500円	100円
杉並区立ゆうゆう永福館	集会室	洋室1	53.0	700円	400円	600円	100円
	集会室	洋室2	30.7	400円	200円	300円	100円
	集会室	洋室一体使用	83.7	1,100円	700円	900円	300円
	多目的室	洋室	69.8	900円	600円	700円	200円
杉並区立ゆうゆう荻窪東館	集会室	洋室1	46.0	600円	400円	500円	100円
	集会室	洋室2	29.3	300円	200円	200円	100円
	集会室	洋室一体使用	75.3	1,000円	600円	800円	200円
杉並区立ゆうゆう大宮堀ノ内館	集会室	洋室1	41.3	600円	400円	500円	100円
	集会室	洋室2	44.6	600円	400円	500円	100円
	集会室	洋室一体使用	85.9	1,200円	800円	1,000円	300円
	講座室	洋室	38.4	500円	300円	400円	100円

付記 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (11) 児童青少年センター（登録団体使用料）

名称	使用部分		区別	広さ (平方メートル)	使用料		
					午前 (午前9時から正午まで)		延長使用料
					1回当たり	1時間当たり	
杉並区立児	ホール	舞台を使用す	洋室	286.7	6,900円		1,700円

童青少年センター	る場合					
	舞台を使用しない場合	洋室	180.1	4,400円		1,100円
	集会室1	洋室	35.2	500円		100円
	スタジオ1	洋室	27.3		100円	
	スタジオ2	洋室	25.2		100円	
	スタジオ3	洋室	26.1		100円	
	体育室(1/3面)	洋室	188.9		100円	

付記

- 1 ホール又は集会室1を使用する場合において、使用時間を延長して午前の中の時間を使用するときは、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 スタジオ又は体育室を使用する場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。

### (12) 児童館（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料				
				集会使用(1回当たり)			体育レクリエーション 使用(1時間当たり)	
				午前 (午前10時から正午まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料	夜間 (午後7時から午後10時まで)	
							全面	半面
杉並区立荻窪北児童館	集会室・図工室	洋室	45.1	400円	400円	100円		
	遊戯室	洋室	198.6		1,900円	1,000円	400円	200円
杉並区立大宮児童館	遊戯室	洋室	70.0		600円	300円		
杉並区立西荻北児童館	遊戯室	洋室	78.0		600円	300円		
杉並区立善福寺児童館	遊戯室	洋室	162.0		1,600円	900円	400円	200円
杉並区立堀ノ内南児童館	遊戯室	洋室	122.5		1,200円	600円	400円	200円
杉並区立成田児童館	遊戯室	洋室	90.0		900円	500円	400円	200円
杉並区立高井戸児童館	遊戯室	洋室	346.4				400円	200円

杉並区立本天沼児童館	遊戯室	洋室	90.9		900円	500円	400円	200円
杉並区立和泉児童館	遊戯室	洋室	196.2		1,900円	1,000円	400円	200円
杉並区立天沼児童館	集会室	洋室	51.8	400円	400円	100円		
杉並区立四宮森児童館	遊戯室	洋室	216.0		2,100円	1,100円	400円	200円
杉並区立東原児童館	会議室	洋室	26.6	100円	200円	100円		
	遊戯室	洋室	109.3		1,000円	500円	400円	200円
杉並区立和田中央児童館	遊戯室	洋室	90.4		900円	500円	400円	200円
杉並区立方南児童館	遊戯室	洋室	160.4		1,600円	900円	400円	200円
杉並区立馬橋児童館	会議室	和室	21.6	100円	200円	100円		
	集会室	洋室	37.4	300円	300円	100円		
	遊戯室	洋室	105.7		1,000円	500円	400円	200円
杉並区立阿佐谷児童館	遊戯室	洋室	78.0		600円	300円		
杉並区立上高井戸児童館	遊戯室	洋室	109.0		1,000円	500円	400円	200円
杉並区立桃井児童館	多目的室	洋室	60.4	600円	600円	200円	400円	
	遊戯室	洋室	131.9		1,300円	700円	400円	200円
杉並区立荻窪児童館	遊戯室	洋室	117.9		1,100円	600円	400円	200円

付記

- 1 使用時間を延長して午前後の時間を集会使用の場合は、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を集会使用の場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 体育レクリエーション使用する場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。
- 4 杉並区立四宮森児童館の遊戯室を体育レクリエーション使用する場合の夜間の使用時間は、当分の間、午後7時から午後9時までとする。

(13) 福祉事務所（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時か)	午後 (午後1時か)	夜間 (午後7時か)	延長使用料

				ら正午まで)	ら午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	ら午後9時まで)	
杉並区杉並福祉事務所	第1会議室	洋室	48.0	600円	400円	400円	100円
	第2会議室	洋室	67.5	900円	600円	600円	200円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

#### (14) 保健医療センター（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立保健医療センター	講堂	洋室	110.6	1,600円	1,100円	1,300円	400円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

#### (15) すぎなみ環境情報館（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立すぎなみ環境情報館	環境学習室	洋室	57.7	700円	400円	400円	100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(16) 郷土博物館（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立郷土博物館	会議室	洋室	30.0	300円	200円	400円	100円

付記 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

附則別表第4（附則第6項関係）

(1) 防災会議室（登録団体使用料）

名称	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
防災会議室	洋室	50.7	900円	500円	600円	100円

付記 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(2) 消費者センター（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立消費者センター	第1教室	洋室	70.5	1,200円	800円	800円	200円
	第2教室	洋室	69.1	1,100円	700円	700円	200円
	第3教室	洋室	45.6	800円	500円	500円	100円

付記

1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間



(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (3) 男女平等推進センター (登録団体使用料)

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料	
				午前 (午前9時から正午まで)	延長使用料
杉並区立男女平等推進センター	集会室2	洋室	52.3	900円	100円

付記 使用時間を延長して午前の後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (4) 区民事務所 (登録団体使用料)

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
井草区民事務所	清查中通会議室	洋室1	24.2	300円	200円	200円	100円
		洋室2	29.0	400円	200円	200円	100円
		洋室3	53.9	800円	500円	500円	100円
		和室	43.2	700円	400円	500円	100円
	下井草会議室	洋室1	39.8	500円	400円	400円	100円
		洋室2	32.9	400円	300円	300円	100円
		和室	52.2	800円	500円	500円	100円
西荻区民事務所	上荻窪会議室	洋室	37.8	500円	400円	400円	100円
	上井草会議室	洋室1	33.9	500円	300円	300円	100円
		洋室2	26.3	400円	200円	200円	100円
		洋室3	58.5	800円	500円	500円	100円
荻窪区民事務所	天沼会議室	洋室1	130.0	2,400円	1,600円	1,600円	600円
		洋室2	39.7	500円	400円	400円	100円
		和室1	36.8	600円	400円	400円	100円
		和室2	36.5	500円	400円	400円	100円

	荻窪会議室	洋室	72.0	1,200円	800円	800円	200円	
		和室	52.4	800円	500円	500円	100円	
阿佐谷区 民事務所	阿佐谷会議室	洋室1	37.9	500円	400円	400円	100円	
		洋室2	37.9	500円	400円	400円	100円	
		和室	50.8	800円	500円	500円	100円	
	成田会議室	洋室	54.0	800円	500円	500円	100円	
高円寺区 民事務所	和田会議室	洋室	67.6	1,100円	700円	700円	200円	
		和室	25.7	400円	200円	200円	100円	
	堀ノ内松ノ木 会議室	洋室	57.6	800円	500円	500円	100円	
		和室1	29.3	400円	200円	200円	100円	
		和室2	23.9	300円	200円	200円	100円	
	高円寺中央会 議室	洋室1	53.0	800円	500円	500円	100円	
		洋室2	53.0	800円	500円	500円	100円	
		和室	40.8	700円	500円	500円	100円	
	馬橋会議室	洋室1	34.8	400円	300円	300円	100円	
		洋室2	34.8	400円	300円	300円	100円	
		和室	37.9	500円	400円	400円	100円	
高井戸区 民事務所	宮前会議室	洋室	75.7	1,200円	800円	800円	200円	
	高井戸会議室	洋室1	132.7	2,400円	1,600円	1,600円	600円	
		洋室2	76.5	1,200円	800円	800円	200円	
		和室	45.5	800円	400円	500円	100円	
	浜田山会議室	洋室1	94.9	1,600円	1,100円	1,100円	400円	
		洋室2	38.4	600円	400円	400円	100円	
		洋室3	30.0	500円	300円	300円	100円	
		和室	28.5	400円	200円	200円	100円	
	永福和泉 区民事務 所	方南和泉会議 室	洋室1	66.0	1,100円	700円	700円	200円
			洋室2	42.5	700円	500円	500円	100円
下高永福会議 室		洋室1	85.1	1,500円	1,000円	1,000円	300円	
		洋室2	57.4	800円	500円	500円	100円	

	桜上水北会議室	洋室1	26.0	400円	200円	200円	100円
		洋室2	26.0	400円	200円	200円	100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 下高永福会議室を葬祭のために使用する場合は、この表の規定にかかわらず、管理上支障がない限り次に掲げる区分に応じて使用を許可し、当該区分に応じた使用料を徴収する。
  - (1) 午前9時から午後9時45分まで 15,000円
  - (2) 午前9時から翌日の午後6時まで 30,000円

### (5) こども発達センター（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立こども発達センター	会議室	洋室	62.4	1,000円	700円	700円	200円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (6) 障害者福祉会館（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立高円寺障害者交流館	集会室1	洋室	92.2	1,600円	1,100円	1,200円	400円
	集会室2	洋室	46.7	800円	500円	500円	100円
	会議室	洋室	51.2	900円	500円	600円	100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (7) すぎのき生活園（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立すぎのき生活園	会議室	洋室	95.9	1,600円	1,100円	1,100円	400円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (8) 身体障害者通所施設（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立こすもす生活園	ホール	洋室	86.4	1,400円	1,000円	1,000円	300円
杉並区立なのはな生活園	会議室	洋室	79.6	1,200円	800円	800円	200円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (9) 高齢者活動支援センター（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料	
				夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立高齢者活動支援センター	第1講座室	洋室	51.4	600円	100円
	第2講座室	洋室	53.9	600円	100円

	多目的室	洋室	326.5	4,400円	1,500円
--	------	----	-------	--------	--------

付記

- 1 使用時間を延長して夜間前の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(10) ゆうゆう館（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立ゆうゆう上荻窪館	集会室	和室	29.4	400円	200円	200円	100円
	集会室	洋室	54.6	900円	500円	600円	100円
杉並区立ゆうゆう西田館	集会室	和室	18.9	200円	100円	100円	100円
	集会室	洋室	47.5	800円	500円	500円	100円
杉並区立ゆうゆう堀ノ内松ノ木館	集会室	和室	25.2	400円	200円	200円	100円
	集会室	洋室	50.9	900円	500円	600円	100円
	多目的室	洋室	42.6	700円	500円	500円	100円
杉並区立ゆうゆう阿佐谷館	集会室	洋室	44.2	700円	500円	500円	100円
杉並区立ゆうゆう高円寺北館	集会室	洋室1	45.0	800円	500円	500円	100円
	集会室	洋室2	32.8	500円	300円	300円	100円
	集会室	洋室一体使用	77.8	1,200円	800円	900円	200円
	講座室	洋室	45.0	800円	500円	500円	100円
杉並区立ゆうゆう大宮前館	集会室	洋室1	57.9	900円	500円	600円	100円
	集会室	洋室2	22.0	300円	200円	200円	100円
杉並区立ゆうゆう馬橋館	集会室	和室	23.0	300円	200円	200円	100円
	集会室	洋室	53.0	900円	500円	600円	100円
杉並区立ゆうゆう方南館	集会室	和室	26.0	400円	200円	200円	100円
	集会室	洋室	38.4	600円	400円	400円	100円

杉並区立ゆうゆう荻窪館	集会室	和室	30.6	500円	300円	300円	100円
	集会室	洋室	51.2	900円	500円	600円	100円
杉並区立ゆうゆう四宮館	集会室	洋室1	56.4	900円	500円	600円	100円
	集会室	洋室2	24.4	300円	200円	200円	100円
	集会室	洋室一体使用	80.8	1,200円	800円	900円	300円
杉並区立ゆうゆう今川館	集会室	洋室1	62.6	1,100円	700円	800円	200円
	集会室	洋室2	47.7	800円	500円	500円	100円
	集会室	洋室一体使用	110.3	1,900円	1,200円	1,400円	500円
	ホール	洋室	101.8	2,700円	1,800円	2,000円	700円
杉並区立ゆうゆう天沼館	集会室	洋室1	55.0	900円	500円	600円	100円
	集会室	洋室2	31.9	500円	300円	300円	100円
	集会室	洋室一体使用	86.9	1,400円	900円	1,000円	300円
杉並区立ゆうゆう上高井戸館	集会室	和室	28.1	400円	200円	200円	100円
	集会室	洋室	51.2	900円	500円	600円	100円
杉並区立ゆうゆう高円寺南館	集会室	洋室1	75.4	1,200円	800円	900円	200円
	集会室	洋室2	55.7	900円	500円	600円	100円
	集会室	洋室一体使用	131.1	2,100円	1,400円	1,500円	600円
杉並区立ゆうゆう桃井館	集会室	和室	16.2	200円	100円	100円	100円
	集会室	洋室	46.2	800円	500円	500円	100円
	多目的室	洋室	26.7	400円	200円	200円	100円
杉並区立ゆうゆう高円寺東館	集会室	洋室	59.0	900円	500円	600円	100円
	多目的室	洋室	25.1	400円	200円	200円	100円
杉並区立ゆうゆう和田館	集会室	洋室1	49.5	800円	500円	500円	100円
	集会室	洋室2	40.5	700円	500円	500円	100円
	集会室	洋室一体使用	90.0	1,500円	1,000円	1,100円	400円

杉並区立ゆうゆう梅里堀ノ内館	集会室	和室	15.8	200円	100円	100円	100円
	集会室	洋室	79.3	1,200円	800円	900円	200円
杉並区立ゆうゆう和泉館	集会室	洋室1	45.1	800円	500円	500円	100円
	集会室	洋室2	23.8	300円	200円	200円	100円
	集会室	洋室一体使用	68.9	1,100円	700円	800円	200円
杉並区立ゆうゆう高井戸西館	集会室	洋室1	59.2	900円	500円	600円	100円
	集会室	洋室2	38.3	600円	400円	400円	100円
	集会室	洋室一体使用	97.5	1,500円	1,000円	1,100円	400円
杉並区立ゆうゆう西荻北館	集会室	洋室1	62.1	1,100円	700円	800円	200円
	集会室	洋室2	23.8	300円	200円	200円	100円
	集会室	洋室一体使用	85.9	1,400円	1,000円	1,100円	300円
杉並区立ゆうゆう高井戸東館	集会室	洋室1	57.4	900円	500円	600円	100円
	集会室	洋室2	31.1	500円	300円	300円	100円
	集会室	洋室一体使用	88.5	1,400円	900円	1,000円	300円
杉並区立ゆうゆう井草館	集会室	洋室1	65.7	1,100円	700円	800円	200円
	集会室	洋室2	27.7	400円	200円	200円	100円
	集会室	洋室一体使用	93.4	1,500円	1,000円	1,100円	400円
杉並区立ゆうゆう阿佐谷北館	集会室	洋室1	62.1	1,100円	700円	800円	200円
	集会室	洋室2	28.9	400円	200円	200円	100円
	集会室	洋室一体使用	91.0	1,500円	1,000円	1,100円	400円
杉並区立ゆうゆう善福寺館	集会室	洋室1	46.0	800円	500円	500円	100円
	集会室	洋室2	42.0	700円	500円	500円	100円
	集会室	洋室一体使用	88.0	1,500円	1,000円	1,100円	300円
杉並区立ゆうゆう久我山館	集会室	洋室1	47.9	800円	500円	500円	100円
	集会室	洋室2	31.0	500円	300円	300円	100円
	集会室	洋室3	17.3	200円	100円	100円	100円

	集会室	洋室1 及び洋 室2の 一体使 用	78.9	1,200円	800円	900円	200円
杉並区立ゆうゆう 浜田山館	集会室	洋室1	54.9	900円	500円	600円	100円
	集会室	洋室2	26.7	400円	200円	200円	100円
	集会室	洋室一 体使用	81.6	1,300円	800円	900円	300円
杉並区立ゆうゆう 下井草館	集会室	洋室1	77.5	1,200円	800円	900円	200円
	集会室	洋室2	35.0	600円	400円	400円	100円
	集会室	洋室一 体使用	112.5	1,800円	1,200円	1,400円	500円
	多目的 室	洋室	45.4	800円	500円	500円	100円
杉並区立ゆうゆう 永福館	集会室	洋室1	53.0	900円	500円	600円	100円
	集会室	洋室2	30.7	500円	300円	300円	100円
	集会室	洋室一 体使用	83.7	1,400円	900円	1,000円	300円
	多目的 室	洋室	69.8	1,100円	700円	800円	200円
杉並区立ゆうゆう 荻窪東館	集会室	洋室1	46.0	800円	500円	500円	100円
	集会室	洋室2	29.3	400円	200円	200円	100円
	集会室	洋室一 体使用	75.3	1,200円	700円	800円	200円
杉並区立ゆうゆう 大宮堀ノ内館	集会室	洋室1	41.3	700円	500円	500円	100円
	集会室	洋室2	44.6	700円	500円	500円	100円
	集会室	洋室一 体使用	85.9	1,500円	1,000円	1,100円	300円
	講座室	洋室	38.4	600円	400円	400円	100円

付記 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (11) 児童青少年センター（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料
----	------	----	----------------	-----



			ル)	午前 (午前9時から正午まで)		延長使用料	
				1回当たり	1時間当たり		
杉並区立児童青少年センター	ホール	舞台を使用する場合	洋室	286.7	6,900円		1,700円
		舞台を使用しない場合	洋室	180.1	4,400円		1,100円
	集会室1		洋室	35.2	600円		100円
	スタジオ1		洋室	27.3		100円	
	スタジオ2		洋室	25.2		100円	
	スタジオ3		洋室	26.1		100円	
	体育室(1/3面)		洋室	188.9		200円	

付記

- ホール又は集会室1を使用する場合において、使用時間を延長して午前の後の時間を使用するときは、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- スタジオ又は体育室を使用する場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。

(12) 児童館(登録団体使用料)

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料				
				集会使用(1回当たり)			体育レクリエーション 使用(1時間当たり)	
				午前 (午前10時から正午まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料	夜間 (午後7時から午後10時まで)	
							全面	半面
杉並区立荻窪北児童館	集会室・図工室	洋室	45.1	500円	500円	100円		
	遊戯室	洋室	198.6		2,300円	1,000円	500円	300円
杉並区立大宮児童館	遊戯室	洋室	70.0		800円	300円		
杉並区立西荻北児童館	遊戯室	洋室	78.0		800円	300円		
杉並区立善福寺児童館	遊戯室	洋室	162.0		2,000円	900円	500円	300円
杉並区立堀ノ内南児童館	遊戯室	洋室	122.5		1,500円	600円	500円	300円

杉並区立成田児童館	遊戯室	洋室	90.0		1,100円	500円	500円	300円
杉並区立高井戸児童館	遊戯室	洋室	346.4				500円	300円
杉並区立本天沼児童館	遊戯室	洋室	90.9		1,100円	500円	500円	300円
杉並区立和泉児童館	遊戯室	洋室	196.2		2,300円	1,000円	500円	300円
杉並区立天沼児童館	集会室	洋室	51.8	500円	500円	100円		
杉並区立四宮森児童館	遊戯室	洋室	216.0		2,600円	1,100円	500円	300円
杉並区立東原児童館	会議室	洋室	26.6	200円	200円	100円		
	遊戯室	洋室	109.3		1,200円	500円	500円	300円
杉並区立和田中央児童館	遊戯室	洋室	90.4		1,100円	500円	500円	300円
杉並区立方南児童館	遊戯室	洋室	160.4		2,000円	900円	500円	300円
杉並区立馬橋児童館	会議室	和室	21.6	200円	200円	100円		
	集会室	洋室	37.4	400円	400円	100円		
	遊戯室	洋室	105.7		1,200円	500円	500円	300円
杉並区立阿佐谷児童館	遊戯室	洋室	78.0		800円	300円		
杉並区立上高井戸児童館	遊戯室	洋室	109.0		1,200円	500円	500円	300円
杉並区立桃井児童館	多目的室	洋室	60.4	700円	700円	200円	500円	
	遊戯室	洋室	131.9		1,600円	700円	500円	300円
杉並区立荻窪児童館	遊戯室	洋室	117.9		1,300円	600円	500円	300円

付記

- 1 使用時間を延長して午前後の時間を集会使用する場合は、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を集会使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 体育レクリエーションを使用する場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。
- 4 杉並区立四宮森児童館の遊戯室を体育レクリエーションを使用する場合の夜間の使用時間は、当分の間、午後7時から午後9時までとする。

(13) 福祉事務所（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区杉並福祉事務所	第1会議室	洋室	48.0	800円	500円	500円	100円
	第2会議室	洋室	67.5	1,100円	700円	700円	200円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(14) 保健医療センター（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立保健医療センター	講堂	洋室	110.6	2,000円	1,300円	1,400円	500円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(15) すぎなみ環境情報館（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立すぎなみ環境情報館	環境学習室	洋室	57.7	900円	500円	500円	100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (16) 郷土博物館（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立郷土博物館	会議室	洋室	30.0	400円	300円	400円	100円

付記 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

別表第2を次のように改める。

### 別表第2（第2条関係）

#### (1) 防災会議室

名称	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
防災会議室	洋室	50.7	1,100円	700円	700円	200円

付記 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

#### (2) 消費者センター

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立消費者	第1教室	洋室	70.5	1,500円	1,000円	1,000円	300円

センター	第2教室	洋室	69.1	1,300円	900円	900円	300円
	第3教室	洋室	45.6	1,000円	600円	600円	200円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (3) 男女平等推進センター

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料	
				午前 (午前9時から正午まで)	延長使用料
杉並区立男女平等推進センター	集会室2	洋室	52.3	1,100円	200円

付記 使用時間を延長して午前の後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (4) 区民事務所

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
井草区民事務所	清香中通会議室	洋室1	24.2	400円	300円	300円	100円
		洋室2	29.0	500円	300円	300円	100円
		洋室3	53.9	1,100円	700円	700円	200円
		和室	43.2	900円	600円	600円	200円
	下井草会議室	洋室1	39.8	700円	500円	500円	100円
		洋室2	32.9	600円	400円	400円	100円
		和室	52.2	1,100円	700円	700円	200円
西荻区民事務所	上荻窪会議室	洋室	37.8	700円	500円	500円	100円
	上井草会議室	洋室1	33.9	600円	400円	400円	100円
		洋室2	26.3	500円	300円	300円	100円
		洋室3	58.5	1,100円	700円	700円	200円

荻窪区民事務所	天沼会議室	洋室1	130.0	2,900円	1,900円	1,900円	700円
		洋室2	39.7	700円	500円	500円	100円
		和室1	36.8	700円	500円	500円	100円
		和室2	36.5	700円	500円	500円	100円
	荻窪会議室	洋室	72.0	1,500円	1,000円	1,000円	300円
		和室	52.4	1,100円	700円	700円	200円
阿佐谷区民事務所	阿佐谷会議室	洋室1	37.9	700円	500円	500円	100円
		洋室2	37.9	700円	500円	500円	100円
		和室	50.8	1,100円	700円	700円	200円
	成田会議室	洋室	54.0	1,100円	700円	700円	200円
高円寺区民事務所	和田会議室	洋室	67.6	1,300円	900円	900円	300円
		和室	25.7	500円	300円	300円	100円
	堀ノ内松ノ木会議室	洋室	57.6	1,100円	700円	700円	200円
		和室1	29.3	500円	300円	300円	100円
		和室2	23.9	400円	300円	300円	100円
	高円寺中央会議室	洋室1	53.0	1,100円	700円	700円	200円
		洋室2	53.0	1,100円	700円	700円	200円
		和室	40.8	900円	600円	600円	200円
	馬橋会議室	洋室1	34.8	600円	400円	400円	100円
		洋室2	34.8	600円	400円	400円	100円
和室		37.9	700円	500円	500円	100円	
高井戸区民事務所	宮前会議室	洋室	75.7	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	高井戸会議室	洋室1	132.7	2,900円	1,900円	1,900円	700円
		洋室2	76.5	1,500円	1,000円	1,000円	300円
		和室	45.5	1,000円	600円	600円	200円
	浜田山会議室	洋室1	94.9	2,000円	1,300円	1,300円	500円
		洋室2	38.4	700円	500円	500円	100円
		洋室3	30.0	600円	400円	400円	100円
		和室	28.5	500円	300円	300円	100円

永福和泉区民事務所	方南和泉会議室	洋室1	66.0	1,300円	900円	900円	300円
		洋室2	42.5	900円	600円	600円	200円
	下高永福会議室	洋室1	85.1	1,800円	1,200円	1,200円	400円
		洋室2	57.4	1,100円	700円	700円	200円
	桜上水北会議室	洋室1	26.0	500円	300円	300円	100円
		洋室2	26.0	500円	300円	300円	100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 下高永福会議室を葬祭のために使用する場合は、この表の規定にかかわらず、管理上支障がない限り次に掲げる区分に応じて使用を許可し、当該区分に応じた使用料を徴収する。
  - (1) 午前9時から午後9時45分まで 15,000円
  - (2) 午前9時から翌日の午後6時まで 30,000円

(5) こども発達センター

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立こども発達センター	会議室	洋室	62.4	1,300円	900円	900円	300円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(6) 障害者福祉会館

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立高円寺障害者交流館	集会室1	洋室	92.2	2,000円	1,300円	1,300円	500円
	集会室2	洋室	46.7	1,000円	600円	600円	200円

	会議室	洋室	51.2	1,100円	700円	700円	200円
--	-----	----	------	--------	------	------	------

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

## (7) すぎのき生活園

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立すぎのき生活園	会議室	洋室	95.9	2,000円	1,300円	1,300円	500円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

## (8) 身体障害者通所施設

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立こすもす生活園	ホール	洋室	86.4	1,800円	1,200円	1,200円	400円
杉並区立なのはな生活園	会議室	洋室	79.6	1,500円	1,000円	1,000円	300円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

## (9) 高齢者活動支援センター

名称	使用部分	区別	広さ	使用料
----	------	----	----	-----



			(平方メートル)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立高齢者活動支援センター	第1講座室	洋室	51.4	700円	200円
	第2講座室	洋室	53.9	700円	200円
	多目的室	洋室	326.5	4,800円	1,800円

付記

- 1 使用時間を延長して夜間前の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

## (10) ゆうゆう館

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立ゆうゆう上荻窪館	集会室	和室	29.4	500円	300円	300円	100円
	集会室	洋室	54.6	1,100円	700円	700円	200円
杉並区立ゆうゆう西田館	集会室	和室	18.9	300円	200円	200円	100円
	集会室	洋室	47.5	1,000円	600円	600円	200円
杉並区立ゆうゆう堀ノ内松ノ木館	集会室	和室	25.2	500円	300円	300円	100円
	集会室	洋室	50.9	1,100円	700円	700円	200円
	多目的室	洋室	42.6	900円	600円	600円	200円
杉並区立ゆうゆう阿佐谷館	集会室	洋室	44.2	900円	600円	600円	200円
杉並区立ゆうゆう高円寺北館	集会室	洋室1	45.0	1,000円	600円	600円	200円
	集会室	洋室2	32.8	600円	400円	400円	100円
	集会室	洋室一体使用	77.8	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	講座室	洋室	45.0	1,000円	600円	600円	200円
杉並区立ゆうゆう大宮前館	集会室	洋室1	57.9	1,100円	700円	700円	200円
	集会室	洋室2	22.0	400円	300円	300円	100円

杉並区立ゆうゆう馬橋館	集会室	和室	23.0	400円	300円	300円	100円
	集会室	洋室	53.0	1,100円	700円	700円	200円
杉並区立ゆうゆう方南館	集会室	和室	26.0	500円	300円	300円	100円
	集会室	洋室	38.4	700円	500円	500円	100円
杉並区立ゆうゆう荻窪館	集会室	和室	30.6	600円	400円	400円	100円
	集会室	洋室	51.2	1,100円	700円	700円	200円
杉並区立ゆうゆう四宮館	集会室	洋室1	56.4	1,100円	700円	700円	200円
	集会室	洋室2	24.4	400円	300円	300円	100円
	集会室	洋室一体使用	80.8	1,500円	1,000円	1,000円	400円
杉並区立ゆうゆう今川館	集会室	洋室1	62.6	1,300円	900円	900円	300円
	集会室	洋室2	47.7	1,000円	600円	600円	200円
	集会室	洋室一体使用	110.3	2,300円	1,500円	1,500円	600円
	ホール	洋室	101.8	3,300円	2,200円	2,200円	800円
杉並区立ゆうゆう天沼館	集会室	洋室1	55.0	1,100円	700円	700円	200円
	集会室	洋室2	31.9	600円	400円	400円	100円
	集会室	洋室一体使用	86.9	1,700円	1,100円	1,100円	400円
杉並区立ゆうゆう上高井戸館	集会室	和室	28.1	500円	300円	300円	100円
	集会室	洋室	51.2	1,100円	700円	700円	200円
杉並区立ゆうゆう高円寺南館	集会室	洋室1	75.4	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	集会室	洋室2	55.7	1,100円	700円	700円	200円
	集会室	洋室一体使用	131.1	2,600円	1,700円	1,700円	700円
杉並区立ゆうゆう桃井館	集会室	和室	16.2	300円	200円	200円	100円
	集会室	洋室	46.2	1,000円	600円	600円	200円
	多目的室	洋室	26.7	500円	300円	300円	100円
杉並区立ゆうゆう高円寺東館	集会室	洋室	59.0	1,100円	700円	700円	200円
	多目的室	洋室	25.1	500円	300円	300円	100円

杉並区立ゆうゆう和田館	集会室	洋室1	49.5	1,000円	600円	600円	200円
	集会室	洋室2	40.5	900円	600円	600円	200円
	集会室	洋室一体使用	90.0	1,900円	1,200円	1,200円	500円
杉並区立ゆうゆう梅里堀ノ内館	集会室	和室	15.8	300円	200円	200円	100円
	集会室	洋室	79.3	1,500円	1,000円	1,000円	300円
杉並区立ゆうゆう和泉館	集会室	洋室1	45.1	1,000円	600円	600円	200円
	集会室	洋室2	23.8	400円	300円	300円	100円
	集会室	洋室一体使用	68.9	1,300円	900円	900円	300円
杉並区立ゆうゆう高井戸西館	集会室	洋室1	59.2	1,100円	700円	700円	200円
	集会室	洋室2	38.3	700円	500円	500円	100円
	集会室	洋室一体使用	97.5	1,800円	1,200円	1,200円	500円
杉並区立ゆうゆう西荻北館	集会室	洋室1	62.1	1,300円	900円	900円	300円
	集会室	洋室2	23.8	400円	300円	300円	100円
	集会室	洋室一体使用	85.9	1,700円	1,200円	1,200円	400円
杉並区立ゆうゆう高井戸東館	集会室	洋室1	57.4	1,100円	700円	700円	200円
	集会室	洋室2	31.1	600円	400円	400円	100円
	集会室	洋室一体使用	88.5	1,700円	1,100円	1,100円	400円
杉並区立ゆうゆう井草館	集会室	洋室1	65.7	1,300円	900円	900円	300円
	集会室	洋室2	27.7	500円	300円	300円	100円
	集会室	洋室一体使用	93.4	1,800円	1,200円	1,200円	500円
杉並区立ゆうゆう阿佐谷北館	集会室	洋室1	62.1	1,300円	900円	900円	300円
	集会室	洋室2	28.9	500円	300円	300円	100円
	集会室	洋室一体使用	91.0	1,800円	1,200円	1,200円	500円
杉並区立ゆうゆう善福寺館	集会室	洋室1	46.0	1,000円	600円	600円	200円
	集会室	洋室2	42.0	900円	600円	600円	200円

	集会室	洋室一体使用	88.0	1,800円	1,200円	1,200円	400円
杉並区立ゆうゆう久我山館	集会室	洋室1	47.9	1,000円	600円	600円	200円
	集会室	洋室2	31.0	600円	400円	400円	100円
	集会室	洋室3	17.3	300円	200円	200円	100円
	集会室	洋室1及び洋室2の一体使用	78.9	1,500円	1,000円	1,000円	300円
杉並区立ゆうゆう浜田山館	集会室	洋室1	54.9	1,100円	700円	700円	200円
	集会室	洋室2	26.7	500円	300円	300円	100円
	集会室	洋室一体使用	81.6	1,600円	1,000円	1,000円	400円
杉並区立ゆうゆう下井草館	集会室	洋室1	77.5	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	集会室	洋室2	35.0	700円	500円	500円	100円
	集会室	洋室一体使用	112.5	2,200円	1,500円	1,500円	600円
	多目的室	洋室	45.4	1,000円	600円	600円	200円
杉並区立ゆうゆう永福館	集会室	洋室1	53.0	1,100円	700円	700円	200円
	集会室	洋室2	30.7	600円	400円	400円	100円
	集会室	洋室一体使用	83.7	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	多目的室	洋室	69.8	1,300円	900円	900円	300円
杉並区立ゆうゆう荻窪東館	集会室	洋室1	46.0	1,000円	600円	600円	200円
	集会室	洋室2	29.3	500円	300円	300円	100円
	集会室	洋室一体使用	75.3	1,500円	900円	900円	300円
杉並区立ゆうゆう大宮堀ノ内館	集会室	洋室1	41.3	900円	600円	600円	200円
	集会室	洋室2	44.6	900円	600円	600円	200円
	集会室	洋室一体使用	85.9	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	講座室	洋室	38.4	700円	500円	500円	100円

付記 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (11) 児童青少年センター

名称	使用部分		区別	広さ (平方メートル)	使用料		
					午前 (午前9時から正午まで)		延長使用料
					1回当たり	1時間当たり	
杉並区立児童青少年センター	ホール	舞台を使用する場合	洋室	286.7	6,900円		1,700円
		舞台を使用しない場合	洋室	180.1	4,400円		1,100円
	集会室1		洋室	35.2	700円		100円
	スタジオ1		洋室	27.3		200円	
	スタジオ2		洋室	25.2		200円	
	スタジオ3		洋室	26.1		200円	
	体育室(1/3面)		洋室	188.9		300円	

付記

- ホール又は集会室1を使用する場合において、使用時間を延長して午前の後の時間を使用するときは、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- スタジオ又は体育室を使用する場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。

### (12) 児童館

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料				
				集会使用(1回当たり)			体育レクリエーション 使用(1時間当たり)	
				午前 (午前10時から正午まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料	夜間 (午後7時から午後10時まで)	
			全面	半面				
杉並区立荻窪北児童館	集会室・ 図工室	洋室	45.1	600円	600円	200円		
	遊戯室	洋室	198.6		2,800円	1,000円	700円	400円
杉並区立大宮児童館	遊戯室	洋室	70.0		1,000円	300円		
杉並区立西荻北児童館	遊戯室	洋室	78.0		1,000円	300円		

杉並区立善福寺児童館	遊戯室	洋室	162.0		2,400円	900円	700円	400円
杉並区立堀ノ内南児童館	遊戯室	洋室	122.5		1,800円	600円	700円	400円
杉並区立成田児童館	遊戯室	洋室	90.0		1,300円	500円	700円	400円
杉並区立高井戸児童館	遊戯室	洋室	346.4				700円	400円
杉並区立本天沼児童館	遊戯室	洋室	90.9		1,300円	500円	700円	400円
杉並区立和泉児童館	遊戯室	洋室	196.2		2,800円	1,000円	700円	400円
杉並区立天沼児童館	集会室	洋室	51.8	700円	700円	200円		
杉並区立四宮森児童館	遊戯室	洋室	216.0		3,100円	1,100円	700円	400円
杉並区立東原児童館	会議室	洋室	26.6	300円	300円	100円		
	遊戯室	洋室	109.3		1,500円	500円	700円	400円
杉並区立和田中央児童館	遊戯室	洋室	90.4		1,300円	500円	700円	400円
杉並区立方南児童館	遊戯室	洋室	160.4		2,400円	900円	700円	400円
杉並区立馬橋児童館	会議室	和室	21.6	300円	300円	100円		
	集会室	洋室	37.4	500円	500円	100円		
	遊戯室	洋室	105.7		1,500円	500円	700円	400円
杉並区立阿佐谷児童館	遊戯室	洋室	78.0		1,000円	300円		
杉並区立上高井戸児童館	遊戯室	洋室	109.0		1,500円	500円	700円	400円
杉並区立桃井児童館	多目的室	洋室	60.4	900円	900円	300円	700円	
	遊戯室	洋室	131.9		1,900円	700円	700円	400円
杉並区立荻窪児童館	遊戯室	洋室	117.9		1,600円	600円	700円	400円

付記

- 1 使用時間を延長して午前・後の時間を集会使用の場合は、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を集会使用の場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 体育レクリエーション使用する場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。
- 4 杉並区立四宮森児童館の遊戯室を体育レクリエーション使用する場合の夜間の使用時間は、当分の間、午後7時から午後9時までとする。

### (13) 福祉事務所

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区杉並福祉事務所	第1会議室	洋室	48.0	1,000円	600円	600円	200円
	第2会議室	洋室	67.5	1,300円	900円	900円	300円

#### 付記

- 1 使用時間を延長して午前・午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (14) 保健医療センター

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立保健医療センター	講堂	洋室	110.6	2,400円	1,600円	1,600円	600円

#### 付記

- 1 使用時間を延長して午前・午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (15) すぎなみ環境情報館

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前	午後	夜間	延長使用

				(午前9時から正午まで)	(午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	(午後7時から午後9時まで)	料
杉並区立すぎなみ環境情報館	環境学習室	洋室	57.7	1,100円	700円	700円	200円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (16) 郷土博物館

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立郷土博物館	会議室	洋室	30.0	600円	400円	400円	100円

付記 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

第3条 杉並区行政財産使用料条例を次のように改正する。

附則第5項及び第6項並びに附則別表第1から附則別表第4までを削る。

第4条 杉並区立杉並会館条例(昭和42年杉並区条例第18号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項を削る。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体(以下「登録団体」という。)が使用する場合は、会館の施設及びその使用料は、第7条及び別表(1)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用



付則別表第1に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用

付則別表第2に定める施設及び使用料

付則の次に付則別表として次の2表を加える。

付則別表第1 (付則第2項関係)

登録団体使用料

区分	使用料			
	午前 (午前9時から正 午まで)	午後 (午後1時から午 後3時まで又は午 後4時から午後6 時まで)	夜間 (午後7時から午 後9時まで)	延長使用料
第1集会室	800円	800円	1,000円	200円
第2集会室	600円	600円	800円	200円
第3集会室	1,000円	1,000円	1,200円	300円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

付則別表第2 (付則第2項関係)

登録団体使用料

区分	使用料			
	午前 (午前9時から正 午まで)	午後 (午後1時から午 後3時まで又は午 後4時から午後6 時まで)	夜間 (午後7時から午 後9時まで)	延長使用料
第1集会室	1,000円	1,000円	1,100円	300円
第2集会室	800円	800円	900円	200円
第3集会室	1,200円	1,200円	1,300円	400円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

別表第1(1)を次のように改める。

(1) 集会室等使用料

区分	使用料				
	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後3時まで又 は午後4時から 午後6時まで)	夜間 (午後7時から 午後9時まで)	延長使用料	2時間当たり
第1集会室	1,200円	1,200円	1,200円	400円	
第2集会室	1,000円	1,000円	1,000円	300円	
第3集会室	1,500円	1,500円	1,500円	500円	
宴会室(芙蓉)					4,500円
宴会室(末広)					9,900円
宴会室(孔雀)					14,000円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 宴会室を使用する場合において、2時間に満たない時間は、これを2時間として表に掲げる使用料を徴収する。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

第5条 杉並区立杉並会館条例の一部を次のように改正する。

付則第2項を削り、付則第1項の項番号を削る。

付則別表第1及び付則別表第2を削る。

第6条 杉並区立区民会館条例(昭和32年杉並区条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における会館の施設及びその使用料は、第5条及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用

附則別表第1に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用

附則別表第2に定める施設及び使用料

3 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合は、前項、附則別表第1及び附則別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第3に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第4に定める施設及び使用料

附則の次に附則別表として次の4表を加える。

附則別表第1（附則第2項関係）

(1) ホール等

名称	区分	使用料			
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後9時まで)	延長使用料
杉並区立 久我山会 館	ホール(平日)	7,400円	14,000円	14,000円	1,800円
	ホール(土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日)	7,400円	16,000円	16,000円	1,800円
	控室	500円	900円	600円	100円
杉並区立 方南会館	ホール(平日)	7,000円	11,000円	13,000円	1,800円
	ホール(土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日)	7,000円	14,000円	16,000円	1,800円

杉並区立 浜田山会 館	ホール（平日）	7,600円	15,000円	15,000円	1,900円
	ホール（土曜 日、日曜日又 は祝日法に規 定する休日）	7,600円	18,000円	18,000円	1,900円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料又は規定延長使用料（以下「規定使用料等」という。）の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 ホールの舞台のみを使用する場合又はホールの舞台を使用しない場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の8割に相当する額を徴収する。

(2) 集会室等

名称	区分	使用料			
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後3時まで又 は午後4時から 午後6時まで)	夜間 (午後7時から 午後9時まで)	延長使用料
杉並区立 久我山会 館	和室	1,300円	1,000円	1,000円	300円
	第1集会室	1,300円	1,000円	1,000円	300円
	第2集会室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
	第3集会室	500円	400円	400円	100円
杉並区立 浜田山会 館	第1集会室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
	第2集会室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
	第3集会室	900円	700円	700円	200円
	和室	1,300円	1,000円	1,000円	300円
	水屋	200円	100円	100円	100円
杉並区立 和田堀会 館	和室	2,200円	1,800円	1,800円	600円
	洋室	2,200円	1,800円	1,800円	600円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

附則別表第2（附則第2項関係）

（1）ホール等

名称	区分	使用料			
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後9時まで)	延長使用料
杉並区立 久我山会 館	ホール（平日）	7,400円	14,000円	14,000円	1,800円
	ホール（土曜 日、日曜日又 は祝日法に規 定する休日）	7,400円	17,000円	17,000円	1,800円
	控室	500円	900円	600円	100円
杉並区立 方南会館	ホール（平日）	7,200円	13,000円	14,000円	1,800円
	ホール（土曜 日、日曜日又 は祝日法に規 定する休日）	7,200円	16,000円	17,000円	1,800円
杉並区立 浜田山会 館	ホール（平日）	7,700円	15,000円	15,000円	1,900円
	ホール（土曜 日、日曜日又 は祝日法に規 定する休日）	7,700円	18,000円	18,000円	1,900円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 ホールの舞台のみを使用する場合又はホールの舞台を使用しない場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の8割に相当する額を徴収する。

（2）集会室等

名称	区分	使用料			
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後3時まで又 は午後4時から 午後6時まで)	夜間 (午後7時から 午後9時まで)	延長使用料
杉並区立 久我山会 館	和室	1,400円	1,000円	1,000円	300円
	第1集会室	1,400円	1,000円	1,000円	300円

	第2集会室	1,600円	1,200円	1,200円	400円
	第3集会室	500円	400円	400円	100円
杉並区立 浜田山会 館	第1集会室	1,600円	1,200円	1,200円	400円
	第2集会室	1,600円	1,200円	1,200円	400円
	第3集会室	1,000円	700円	700円	200円
	和室	1,400円	1,000円	1,000円	300円
	水屋	200円	100円	100円	100円
杉並区立 和田堀会 館	和室	2,200円	1,800円	1,800円	600円
	洋室	2,200円	1,800円	1,800円	600円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

附則別表第3（附則第3項関係）

(1) ホール等（登録団体使用料）

名称	区分	使用料			
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後9時まで)	延長使用料
杉並区立 久我山会 館	ホール（平日）	4,900円	9,600円	9,600円	1,300円
	ホール（土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日）	4,900円	11,000円	11,000円	1,300円
	控室	300円	600円	400円	100円
杉並区立 方南会館	ホール（平日）	4,700円	8,300円	9,300円	1,200円
	ホール（土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日）	4,700円	10,000円	11,000円	1,200円
杉並区立 浜田山会 館	ホール（平日）	5,100円	10,000円	10,000円	1,300円
	ホール（土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日）	5,100円	12,000円	12,000円	1,300円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 ホールの舞台のみを使用する場合又はホールの舞台を使用しない場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の8割に相当する額を徴収する。

## (2) 集会室等（登録団体使用料）

名称	区分	使用料			
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後3時まで又 は午後4時から 午後6時まで)	夜間 (午後7時から 午後9時まで)	延長使用料
杉並区立 久我山会 館	和室	900円	600円	800円	200円
	第1集会室	900円	600円	800円	200円
	第2集会室	1,000円	800円	1,000円	200円
	第3集会室	300円	200円	300円	100円
杉並区立 浜田山会 館	第1集会室	1,000円	800円	1,000円	200円
	第2集会室	1,000円	800円	1,000円	200円
	第3集会室	600円	400円	600円	100円
	和室	900円	600円	800円	200円
	水屋	100円	100円	100円	100円
杉並区立 和田堀会 館	和室	1,400円	1,200円	1,500円	400円
	洋室	1,400円	1,200円	1,500円	400円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

## 附則別表第4（附則第3項関係）

### (1) ホール等（登録団体使用料）

名称	区分	使用料			
		午前 (午前9時から	午後 (午後1時から	夜間 (午後6時から	延長使用料

		正午まで)	午後5時まで)	午後9時まで)	
杉並区立 久我山会 館	ホール(平日)	6,200円	12,000円	12,000円	1,500円
	ホール(土曜 日、日曜日又 は祝日法に規 定する休日)	6,200円	14,000円	14,000円	1,500円
	控室	400円	700円	500円	100円
杉並区立 方南会館	ホール(平日)	6,100円	11,000円	12,000円	1,500円
	ホール(土曜 日、日曜日又 は祝日法に規 定する休日)	6,100円	14,000円	14,000円	1,500円
杉並区立 浜田山会 館	ホール(平日)	6,400円	12,000円	12,000円	1,600円
	ホール(土曜 日、日曜日又 は祝日法に規 定する休日)	6,400円	15,000円	15,000円	1,600円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 ホールの舞台のみを使用する場合又はホールの舞台を使用しない場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等(入場料等を徴収する場合は付記3による額)の8割に相当する額を徴収する。

(2) 集会室等(登録団体使用料)

名称	区分	使用料			
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後3時まで又 は午後4時から 午後6時まで)	夜間 (午後7時から 午後9時まで)	延長使用料
杉並区立 久我山会 館	和室	1,200円	800円	900円	200円
	第1集会室	1,200円	800円	900円	200円
	第2集会室	1,400円	1,000円	1,100円	300円
	第3集会室	400円	300円	300円	100円
杉並区立 浜田山会 館	第1集会室	1,400円	1,000円	1,100円	300円
	第2集会室	1,400円	1,000円	1,100円	300円



	第3集会室	800円	500円	600円	100円
	和室	1,200円	800円	900円	200円
	水屋	100円	100円	100円	100円
杉並区立 和田堀会 館	和室	1,800円	1,500円	1,600円	500円
	洋室	1,800円	1,500円	1,600円	500円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

別表第2を次のように改める。

## 別表第2（第5条関係）

### （1）ホール等

名称	区分	使用料			
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後9時まで)	延長使用料
杉並区立 久我山会 館	ホール（平日）	7,500円	15,000円	15,000円	1,800円
	ホール（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日）	7,500円	18,000円	18,000円	1,800円
	控室	600円	900円	600円	100円
杉並区立 方南会館	ホール（平日）	7,500円	15,000円	15,000円	1,800円
	ホール（土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日）	7,500円	18,000円	18,000円	1,800円
杉並区立 浜田山会 館	ホール（平日）	7,800円	15,000円	15,000円	1,900円
	ホール（土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日）	7,800円	18,000円	18,000円	1,900円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間 1 時間（1 時間に満たない時間は、これを 1 時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り 45 分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料又は規定延長使用料（以下「規定使用料等」という。）の 5 割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 ホールの舞台のみを使用する場合又はホールの舞台を使用しない場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等（入場料等を徴収する場合は付記 3 による額）の 8 割に相当する額を徴収する。

## (2) 集会室等

名称	区分	使用料			
		午前 (午前 9 時から 正午まで)	午後 (午後 1 時から 午後 3 時まで又 は午後 4 時から 午後 6 時まで)	夜間 (午後 7 時から 午後 9 時まで)	延長使用料
杉並区立久 我山会館	和室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	第1集会室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	第2集会室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	第3集会室	600円	400円	400円	100円
杉並区立浜 田山会館	第1集会室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	第2集会室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	第3集会室	1,100円	700円	700円	200円
	和室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	水屋	200円	100円	100円	100円
杉並区立和 田堀会館	和室	2,200円	1,800円	1,800円	600円
	洋室	2,200円	1,800円	1,800円	600円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後 1 時から午後 3 時まで）、午後（午後 4 時から午後 6 時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間 1 時間（1 時間に満たない時間は、これを 1 時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り 45 分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

別表第 3 を削る。

第 7 条 杉並区立区民会館条例の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び第 3 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

附則別表第1から附則別表第4までを削る。

第8条 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和53年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第15条第2項中「別表第4及び別表第5並びに第19条第4項」を「別表第3及び第19条第3項」に改め、同条第3項中「、同条第2項中「別表第3」とあるのは「別表第5」と」を削る。

第19条第1項及び第2項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

附則を附則第1項とし、附則に次の3項を加える。

2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における地域区民センター等（別表第3に規定する施設を設置する地域区民センター等を除く。次項において同じ。）の施設及びその使用料は、第6条及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第1に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第2に定める施設及び使用料

3 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合の地域区民センター等の施設及びその使用料は、前項、附則別表第1及び附則別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第3に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第4に定める施設及び使用料

4 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における登録団体が

使用する場合の地域区民センター等（別表第3に規定する施設を設置する地域区民センター等に限る。）の施設及びその利用料金は、第19条及び別表第3の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第5に定める施設及び利用料金

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第6に定める施設及び利用料金

附則の次に附則別表として次の6表を加える。

附則別表第1（附則第2項関係）

(1) 集会室・和室等

名称	区分	使用料			
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後3時まで又 は午後4時から 午後6時まで)	夜間 (午後7時から 午後9時まで)	延長使用料
杉並区立 荻窪地域 区民セン ター	第1集会室	2,700円	2,100円	2,100円	700円
	第2集会室	1,900円	1,500円	1,500円	500円
	第3集会室 (特別室)	2,000円	1,500円	1,500円	500円
	第4集会室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
	第5集会室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
	第6集会室	1,300円	1,000円	1,000円	300円
	第7集会室	500円	400円	400円	100円
	第1和室	1,900円	1,500円	1,500円	500円
	第2和室	900円	700円	700円	200円
	第3和室(茶 室)	400円	300円	300円	100円
	第4和室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
	水屋	200円	100円	100円	100円
	工芸室(工芸 使用)	2,700円	2,100円	2,100円	700円

	工芸室(集会 使用)	1,300円	1,000円	1,000円	300円
	料理室(20 人以下使用)	3,900円	2,900円	2,900円	1,100円
	料理室(21 人以上使用)	5,500円	4,200円	4,200円	1,500円
杉並区立 西荻地域 区民セン ター	第3集会室	2,700円	2,100円	2,100円	700円
	第4集会室	2,700円	2,100円	2,100円	700円
	第7集会室 (特別室)	2,600円	2,000円	2,000円	700円
	第3和室	700円	600円	600円	200円
	第4和室(茶 室)	500円	400円	400円	100円
	水屋	200円	100円	100円	100円
	レクリエーシ ョン室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
	料理室(11 人以下使用)	1,600円	1,200円	1,200円	400円
	料理室(12 人以上使用)	2,300円	1,800円	1,800円	600円
杉並区立 阿佐谷地 域区民セ ンター	第1集会室	1,900円	1,500円	1,500円	500円
	第2集会室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
	第3集会室	500円	400円	400円	100円
	第4集会室	3,200円	2,400円	2,400円	900円
	第5集会室	1,900円	1,500円	1,500円	500円
	第1和室	900円	700円	700円	200円
	第2和室	1,900円	1,500円	1,500円	500円
	第3和室	700円	600円	600円	200円
	第4和室	500円	400円	400円	100円
	第5和室	700円	600円	600円	200円
	水屋	400円	300円	300円	100円
	第1レクリエ ーション室	800円	600円	600円	200円

	第2レクリエーション室	1,100円	900円	900円	300円
	工芸室(工芸使用)	1,900円	1,500円	1,500円	500円
	工芸室(集会使用)	900円	700円	700円	200円
	料理室(14人以下使用)	2,400円	1,900円	1,900円	600円
	料理室(15人以上使用)	3,500円	2,700円	2,700円	900円
杉並区立高円寺地域区民センター	第1集会室	1,100円	900円	900円	300円
	第2集会室	400円	300円	300円	100円
	第3集会室	400円	300円	300円	100円
	第4集会室	900円	700円	700円	200円
	第8集会室	2,300円	1,800円	1,800円	600円
	第9集会室	2,300円	1,800円	1,800円	600円
	第10集会室	2,300円	1,800円	1,800円	600円
	第3和室(茶室)	500円	400円	400円	100円
	第4和室	500円	400円	400円	100円
	第5和室(茶室)	500円	400円	400円	100円
	水屋(1)	400円	300円	300円	100円
	水屋(2)	200円	100円	100円	100円
	工芸室(工芸使用)	2,700円	2,100円	2,100円	700円
	工芸室(集会使用)	1,300円	1,000円	1,000円	300円
	料理室(11人以下使用)	2,200円	1,600円	1,600円	600円
	料理室(12人以上使用)	3,200円	2,400円	2,400円	900円
杉並区立永福和泉地域区民センター	第1集会室	1,900円	1,500円	1,500円	500円
	第2集会室	1,900円	1,500円	1,500円	500円
	第3集会室	1,900円	1,500円	1,500円	500円

	第4集会室	3,900円	3,000円	3,000円	1,100円
	第5集会室	1,900円	1,500円	1,500円	500円
	第6集会室	1,700円	1,300円	1,300円	400円
	第7集会室	400円	300円	300円	100円
	第1和室（舞台を使用する場合）	1,900円	1,500円	1,500円	500円
	第1和室（舞台を使用しない場合）	900円	700円	700円	200円
	第2和室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
	第3和室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
	第4和室（茶室）	700円	600円	600円	200円
	水屋	200円	100円	100円	100円
	工芸室（工芸使用）	2,700円	2,100円	2,100円	700円
	工芸室（集会使用）	1,300円	1,000円	1,000円	400円
	料理室（11人以下使用）	2,700円	2,100円	2,100円	700円
	料理室（12人以上使用）	3,900円	3,000円	3,000円	1,100円
杉並区立 井草地域 区民センター	第1集会室	2,300円	1,800円	1,800円	600円
	第2集会室	2,300円	1,800円	1,800円	600円
	第3集会室	1,900円	1,500円	1,500円	500円
	第4集会室	1,700円	1,300円	1,300円	400円
	第5集会室	1,700円	1,300円	1,300円	400円
	第6集会室	1,900円	1,500円	1,500円	500円
	第7集会室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
	第1和室	1,300円	1,000円	1,000円	300円
	第2和室（茶室）	700円	600円	600円	200円
	第3和室（舞	2,300円	1,800円	1,800円	600円

	台を使用する 場合)				
	第3和室(舞 台を使用しな い場合)	1,300円	1,000円	1,000円	300円
	第4和室	1,900円	1,500円	1,500円	500円
	水屋	200円	100円	100円	100円
	工芸室(工芸 使用)	2,300円	1,800円	1,800円	600円
	工芸室(集会 使用)	1,100円	900円	900円	300円
	料理室(14 人以下使用)	3,000円	2,300円	2,300円	800円
	料理室(15 人以上使用)	4,200円	3,300円	3,300円	1,100円
杉並区立 梅里区民 集会所	第1集会室	1,100円	900円	900円	300円
	第2集会室	900円	700円	700円	200円
杉並区立 上高井戸 区民集会 所	集会室(特別 パントリーを 使用する場 合)	1,300円	1,000円	1,000円	300円
	集会室(特別 パントリーを 使用しない場 合)	900円	700円	700円	200円
	第1和室	700円	600円	600円	200円
	第2和室	700円	600円	600円	200円
杉並区立 四宮区民 集会所	第1集会室	2,300円	1,800円	1,800円	600円
	第2集会室	1,100円	900円	900円	300円
	和室	1,100円	900円	900円	300円
杉並区立 西荻南区 民集会所	第1集会室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
	第2集会室	2,300円	1,800円	1,800円	600円
杉並区立 方南区民 集会所	第1集会室	1,100円	900円	900円	300円
	第2集会室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
	第3集会室	500円	400円	400円	100円
	和室	1,500円	1,200円	1,200円	400円



	多目的ルーム (集会使用)	2,700円	2,100円	2,100円	700円
杉並区立 下高井戸 区民集会所	第1集会室	1,900円	1,500円	1,500円	500円
	第2集会室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
	第1和室	1,700円	1,300円	1,300円	400円
	第2和室	1,300円	1,000円	1,000円	300円
	水屋	200円	100円	100円	100円
	体育室(集会 使用)	4,300円	3,300円	3,300円	1,200円
杉並区立 本天沼区 民集会所	第1集会室	900円	700円	700円	200円
	第2集会室	1,100円	900円	900円	300円
	第3集会室	1,100円	900円	900円	300円
	第4集会室	1,700円	1,300円	1,300円	400円
	和室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
杉並区立 和田区民 集会所	第1集会室	1,100円	900円	900円	300円
	第2集会室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
	第3集会室	1,100円	900円	900円	300円
	第1和室	900円	700円	700円	200円
	第2和室	900円	700円	700円	200円
	水屋	200円	100円	100円	100円
杉並区立 八成区民 集会所	第1集会室	900円	700円	700円	200円
	第2集会室	1,300円	1,000円	1,000円	300円
	第3集会室	1,300円	1,000円	1,000円	300円
	第4集会室	1,100円	900円	900円	300円
	和室	1,300円	1,000円	1,000円	300円
	水屋	200円	100円	100円	100円
杉並区立 高円寺北 区民集会所	第1集会室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	第2集会室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	第3集会室	1,100円	700円	700円	200円
	第4集会室	1,500円	1,000円	1,000円	300円

第5集会室	1, 300円	900円	900円	300円
第6集会室 (特別パントリーを使用する場合)	1, 300円	900円	900円	300円
第6集会室 (特別パントリーを使用しない場合)	1, 100円	700円	700円	200円
和室	2, 200円	1, 500円	1, 500円	500円

備考 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するため、遊戯室及び集会室兼音楽室を使用する場合の使用料の額は、遊戯室(集会使用)にあつては午前3, 900円、午後3, 000円、夜間3, 000円、延長使用料900円とし、集会室兼音楽室にあつては午前1, 300円、午後1, 000円、夜間1, 000円、延長使用料300円とする。

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収して体育室を集会使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料又は規定延長使用料の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するための午前及び午後の使用は、同児童館の休館日に限る。

(2) 音楽室・体育室等

名称	区分	使用料(1時間当たり)		
		午前 (午前9時から 午後1時まで)	午後 (午後1時から 午後6時まで)	夜間 (午後6時から 午後9時まで)
杉並区立荻窪地域 区民センター	音楽室	1, 500円	1, 800円	1, 800円
	ピアノ室	100円	100円	100円
	電子オルガン室	100円	100円	100円
	体育室(全面使用)	500円	700円	700円
	体育室(半面使用)	300円	400円	400円
杉並区立西荻地域 区民センター	第2音楽室	900円	1, 100円	1, 100円
	ピアノ室	100円	100円	100円
	体育室(全面使用)	1, 000円	1, 400円	1, 400円
	体育室(半面使用)	500円	700円	700円

	体育室（1／3面使用）	400円	500円	500円
	体育室（1／4面使用）	300円	400円	400円
杉並区立阿佐谷地域区民センター	音楽室	1,500円	1,800円	1,800円
	体育室（全面使用）	300円	300円	300円
	軽運動室	800円	800円	800円
杉並区立高円寺地域区民センター	第1音楽室	1,500円	1,800円	1,800円
	第2音楽室	700円	700円	700円
	体育室（全面使用）	500円	700円	700円
	体育室（半面使用）	300円	400円	400円
	軽運動室	800円	800円	800円
杉並区立永福和泉地域区民センター	第1音楽室	1,300円	1,500円	1,500円
	第2音楽室	800円	1,000円	1,000円
	体育室（全面使用）	300円	300円	300円
	軽運動室	800円	800円	800円
杉並区立井草地域区民センター	第1音楽室	800円	1,000円	1,000円
	第2音楽室	1,500円	1,800円	1,800円
	軽運動室	800円	800円	800円
杉並区立方南区民集会所	多目的ルーム（音楽使用又は体育使用）	800円	1,000円	1,000円
杉並区立下高井戸区民集会所	体育室（全面使用）	500円	700円	700円
	体育室（半面使用）	300円	400円	400円
備考 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するため、遊戯室を使用する場合の1時間当たりの使用料の額は、遊戯室（体育全面使用）にあつては、午前300円、午後300円、夜間300円とする。				

付記

- 1 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。
- 2 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するための午前及び午後の使用は、同児童館の休館日に限る。

附則別表第2（附則第2項関係）

(1) 集会室・和室等

名称	区分	使用料			
		午前 (午前9時から	午後 (午後1時から	夜間 (午後7時から	延長使用料

		正午まで)	午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	午後9時まで)	
杉並区立 荻窪地域 区民セン ター	第1集会室	2,900円	2,100円	2,100円	700円
	第2集会室	2,000円	1,500円	1,500円	500円
	第3集会室 (特別室)	2,100円	1,500円	1,500円	500円
	第4集会室	1,600円	1,200円	1,200円	400円
	第5集会室	1,600円	1,200円	1,200円	400円
	第6集会室	1,400円	1,000円	1,000円	300円
	第7集会室	500円	400円	400円	100円
	第1和室	2,000円	1,500円	1,500円	500円
	第2和室	1,000円	700円	700円	200円
	第3和室(茶 室)	400円	300円	300円	100円
	第4和室	1,600円	1,200円	1,200円	400円
	水屋	200円	100円	100円	100円
	工芸室(工芸 使用)	2,900円	2,100円	2,100円	700円
	工芸室(集会 使用)	1,400円	1,000円	1,000円	300円
	杉並区立 西荻地域 区民セン ター	料理室(20 人以下使用)	4,100円	2,900円	2,900円
料理室(21 人以上使用)		5,900円	4,200円	4,200円	1,500円
第3集会室		2,900円	2,100円	2,100円	700円
第4集会室		2,900円	2,100円	2,100円	700円
第7集会室 (特別室)		2,800円	2,000円	2,000円	700円
第3和室		800円	600円	600円	200円
第4和室(茶 室)		500円	400円	400円	100円
水屋	200円	100円	100円	100円	
レクリエーシ ョン室	1,600円	1,200円	1,200円	400円	

	料理室（11人以下使用）	1,700円	1,200円	1,200円	400円
	料理室（12人以上使用）	2,500円	1,800円	1,800円	600円
杉並区立阿佐谷地域区民センター	第1集会室	2,000円	1,500円	1,500円	500円
	第2集会室	1,600円	1,200円	1,200円	400円
	第3集会室	500円	400円	400円	100円
	第4集会室	3,400円	2,400円	2,400円	900円
	第5集会室	2,000円	1,500円	1,500円	500円
	第1和室	1,000円	700円	700円	200円
	第2和室	2,000円	1,500円	1,500円	500円
	第3和室	800円	600円	600円	200円
	第4和室	500円	400円	400円	100円
	第5和室	800円	600円	600円	200円
	水屋	400円	300円	300円	100円
	第1レクリエーション室	900円	600円	600円	200円
	第2レクリエーション室	1,200円	900円	900円	300円
	工芸室（工芸使用）	2,000円	1,500円	1,500円	500円
	工芸室（集会使用）	1,000円	700円	700円	200円
	料理室（14人以下使用）	2,600円	1,900円	1,900円	600円
料理室（15人以上使用）	3,700円	2,700円	2,700円	900円	
杉並区立高円寺地域区民センター	第1集会室	1,200円	900円	900円	300円
	第2集会室	400円	300円	300円	100円
	第3集会室	400円	300円	300円	100円
	第4集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第8集会室	2,500円	1,800円	1,800円	600円
	第9集会室	2,500円	1,800円	1,800円	600円

	第10集会室	2,500円	1,800円	1,800円	600円
	第3和室(茶室)	500円	400円	400円	100円
	第4和室	500円	400円	400円	100円
	第5和室(茶室)	500円	400円	400円	100円
	水屋(1)	400円	300円	300円	100円
	水屋(2)	200円	100円	100円	100円
	工芸室(工芸使用)	2,900円	2,100円	2,100円	700円
	工芸室(集会使用)	1,400円	1,000円	1,000円	300円
	料理室(11人以下使用)	2,300円	1,600円	1,600円	600円
	料理室(12人以上使用)	3,400円	2,400円	2,400円	900円
杉並区立永福和泉地域区民センター	第1集会室	2,000円	1,500円	1,500円	500円
	第2集会室	2,000円	1,500円	1,500円	500円
	第3集会室	2,000円	1,500円	1,500円	500円
	第4集会室	4,200円	3,000円	3,000円	1,100円
	第5集会室	2,000円	1,500円	1,500円	500円
	第6集会室	1,800円	1,300円	1,300円	400円
	第7集会室	400円	300円	300円	100円
	第1和室(舞台を使用する場合)	2,000円	1,500円	1,500円	500円
	第1和室(舞台を使用しない場合)	1,000円	700円	700円	200円
	第2和室	1,600円	1,200円	1,200円	400円
	第3和室	1,600円	1,200円	1,200円	400円
	第4和室(茶室)	800円	600円	600円	300円
	水屋	200円	100円	100円	100円

	工芸室（工芸使用）	2,900円	2,100円	2,100円	700円
	工芸室（集会使用）	1,400円	1,000円	1,000円	500円
	料理室（11人以下使用）	2,900円	2,100円	2,100円	700円
	料理室（12人以上使用）	4,200円	3,000円	3,000円	1,100円
杉並区立井草地区民センター	第1集会室	2,500円	1,800円	1,800円	600円
	第2集会室	2,500円	1,800円	1,800円	600円
	第3集会室	2,000円	1,500円	1,500円	500円
	第4集会室	1,800円	1,300円	1,300円	400円
	第5集会室	1,800円	1,300円	1,300円	400円
	第6集会室	2,000円	1,500円	1,500円	500円
	第7集会室	1,600円	1,200円	1,200円	400円
	第1和室	1,400円	1,000円	1,000円	300円
	第2和室（茶室）	800円	600円	600円	200円
	第3和室（舞台を使用する場合）	2,500円	1,800円	1,800円	600円
	第3和室（舞台を使用しない場合）	1,400円	1,000円	1,000円	300円
	第4和室	2,000円	1,500円	1,500円	500円
	水屋	200円	100円	100円	100円
	工芸室（工芸使用）	2,500円	1,800円	1,800円	600円
	工芸室（集会使用）	1,200円	900円	900円	300円
	料理室（14人以下使用）	3,200円	2,300円	2,300円	800円
料理室（15人以上使用）	4,500円	3,300円	3,300円	1,100円	
杉並区立梅里区民集会所	第1集会室	1,200円	900円	900円	400円
	第2集会室	1,000円	700円	700円	200円

杉並区立 上高井戸 区民集会所	集会室（特別 パントリーを 使用する場合）	1,400円	1,000円	1,000円	300円
	集会室（特別 パントリーを 使用しない場 合）	1,000円	700円	700円	200円
	第1和室	800円	600円	600円	200円
	第2和室	800円	600円	600円	200円
杉並区立 四宮区民 集会所	第1集会室	2,500円	1,800円	1,800円	600円
	第2集会室	1,200円	900円	900円	300円
	和室	1,200円	900円	900円	300円
杉並区立 西荻南区 民集会所	第1集会室	1,600円	1,200円	1,200円	400円
	第2集会室	2,500円	1,800円	1,800円	600円
杉並区立 方南区民 集会所	第1集会室	1,200円	900円	900円	300円
	第2集会室	1,600円	1,200円	1,200円	400円
	第3集会室	500円	400円	400円	100円
	和室	1,600円	1,200円	1,200円	400円
	多目的ルーム （集会使用）	2,900円	2,100円	2,100円	700円
杉並区立 下高井戸 区民集会所	第1集会室	2,000円	1,500円	1,500円	500円
	第2集会室	1,600円	1,200円	1,200円	400円
	第1和室	1,800円	1,300円	1,300円	400円
	第2和室	1,400円	1,000円	1,000円	300円
	水屋	200円	100円	100円	100円
	体育室（集会 使用）	4,600円	3,300円	3,300円	1,200円
杉並区立 本天沼区 民集会所	第1集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第2集会室	1,200円	900円	900円	300円
	第3集会室	1,200円	900円	900円	300円
	第4集会室	1,800円	1,300円	1,300円	400円
	和室	1,600円	1,200円	1,200円	400円



杉並区立 和田区民 集会所	第1集会室	1, 200円	900円	900円	300円
	第2集会室	1, 600円	1, 200円	1, 200円	400円
	第3集会室	1, 200円	900円	900円	300円
	第1和室	1, 000円	700円	700円	200円
	第2和室	1, 000円	700円	700円	200円
	水屋	200円	100円	100円	100円
杉並区立 八成区民 集会所	第1集会室	1, 000円	700円	700円	200円
	第2集会室	1, 400円	1, 000円	1, 000円	300円
	第3集会室	1, 400円	1, 000円	1, 000円	300円
	第4集会室	1, 200円	900円	900円	300円
	和室	1, 400円	1, 000円	1, 000円	300円
	水屋	200円	100円	100円	100円
杉並区立 高円寺北 区民集會 所	第1集会室	1, 500円	1, 000円	1, 000円	300円
	第2集会室	1, 500円	1, 000円	1, 000円	300円
	第3集会室	1, 100円	700円	700円	200円
	第4集会室	1, 500円	1, 000円	1, 000円	300円
	第5集会室	1, 300円	900円	900円	300円
	第6集会室 (特別パント リーを使用す る場合)	1, 300円	900円	900円	300円
	第6集会室 (特別パント リーを使用し ない場合)	1, 100円	700円	700円	200円
	和室	2, 200円	1, 500円	1, 500円	500円
備考 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するため、遊戯室及び集会室兼音楽室を使用する場合の使用料の額は、遊戯室(集会使用)にあつては午前4, 200円、午後3, 000円、夜間3, 000円、延長使用料1, 000円とし、集会室兼音楽室にあつては午前1, 400円、午後1, 000円、夜間1, 000円、延長使用料300円とする。					

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収して体育室を集会使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料又は規定延

長使用料の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

- 4 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するための午前及び午後の使用は、同児童館の休館日に限る。

## (2) 音楽室・体育室等

名称	区分	使用料（1時間当たり）		
		午前 （午前9時から 午後1時まで）	午後 （午後1時から 午後6時まで）	夜間 （午後6時から 午後9時まで）
杉並区立荻窪地域 区民センター	音楽室	1,600円	1,800円	1,800円
	ピアノ室	100円	100円	100円
	電子オルガン室	100円	100円	100円
	体育室（全面使用）	600円	700円	700円
	体育室（半面使用）	300円	400円	400円
杉並区立西荻地域 区民センター	第2音楽室	1,000円	1,100円	1,100円
	ピアノ室	100円	100円	100円
	体育室（全面使用）	1,200円	1,400円	1,400円
	体育室（半面使用）	600円	700円	700円
	体育室（1/3面使用）	400円	500円	500円
	体育室（1/4面使用）	300円	400円	400円
杉並区立阿佐谷地 域区民センター	音楽室	1,600円	1,800円	1,800円
	体育室（全面使用）	300円	300円	300円
	軽運動室	800円	800円	800円
杉並区立高円寺地 域区民センター	第1音楽室	1,600円	1,800円	1,800円
	第2音楽室	700円	700円	700円
	体育室（全面使用）	600円	700円	700円
	体育室（半面使用）	300円	400円	400円
	軽運動室	800円	800円	800円
杉並区立永福和泉 地域区民センター	第1音楽室	1,400円	1,500円	1,500円
	第2音楽室	900円	1,000円	1,000円
	体育室（全面使用）	300円	300円	300円
	軽運動室	800円	800円	800円

杉並区立井草地域 区民センター	第1音楽室	900円	1,000円	1,000円
	第2音楽室	1,600円	1,800円	1,800円
	軽運動室	800円	800円	800円
杉並区立方南区民 集会所	多目的ルーム（音楽使用又 は体育使用）	900円	1,000円	1,000円
杉並区立下高井戸 区民集会所	体育室（全面使用）	600円	700円	700円
	体育室（半面使用）	300円	400円	400円
備考 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するため、遊戯室を使用する場合の1時間当たりの使用料の額は、遊戯室（体育全面使用）にあつては、午前300円、午後300円、夜間300円とする。				

付記

- 1 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。
- 2 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するための午前及び午後の使用は、同児童館の休館日に限る。

附則別表第3（附則第3項関係）

(1) 集会室・和室等（登録団体使用料）

名称	区分	使用料			
		午前 （午前9時から 正午まで）	午後 （午後1時から 午後3時まで又 は午後4時から 午後6時まで）	夜間 （午後7時から 午後9時まで）	延長使用料
杉並区立 荻窪地域 区民セン ター	第1集会室	1,800円	1,400円	1,700円	400円
	第2集会室	1,300円	1,000円	1,200円	300円
	第3集会室 （特別室）	1,400円	1,000円	1,300円	300円
	第4集会室	1,000円	800円	1,000円	200円
	第5集会室	1,000円	800円	1,000円	200円
	第6集会室	900円	600円	800円	200円
	第7集会室	300円	200円	300円	100円
	第1和室	1,300円	1,000円	1,200円	300円
	第2和室	600円	400円	600円	100円
	第3和室（茶 室）	200円	200円	200円	100円
	第4和室	1,000円	800円	1,000円	200円

	水屋	100円	100円	100円	100円
	工芸室（工芸使用）	1,800円	1,400円	1,700円	400円
	工芸室（集会使用）	900円	600円	800円	200円
	料理室（20人以下使用）	2,700円	1,900円	2,400円	700円
	料理室（21人以上使用）	3,800円	2,800円	3,500円	1,000円
杉並区立西荻地域区民センター	第3集会室	1,800円	1,400円	1,700円	400円
	第4集会室	1,800円	1,400円	1,700円	400円
	第7集会室（特別室）	1,800円	1,300円	1,700円	400円
	第3和室	500円	400円	500円	100円
	第4和室（茶室）	300円	200円	300円	100円
	水屋	100円	100円	100円	100円
	レクリエーション室	1,000円	800円	1,000円	200円
	料理室（11人以下使用）	1,100円	800円	1,000円	200円
	料理室（12人以上使用）	1,600円	1,200円	1,500円	400円
杉並区立阿佐谷地域区民センター	第1集会室	1,300円	1,000円	1,200円	300円
	第2集会室	1,000円	800円	1,000円	200円
	第3集会室	300円	200円	300円	100円
	第4集会室	2,200円	1,600円	2,000円	600円
	第5集会室	1,300円	1,000円	1,200円	300円
	第1和室	600円	400円	600円	100円
	第2和室	1,300円	1,000円	1,200円	300円
	第3和室	500円	400円	500円	100円
	第4和室	300円	200円	300円	100円
	第5和室	500円	400円	500円	100円

	水屋	200円	200円	200円	100円
	第1レクリエーション室	600円	400円	500円	100円
	第2レクリエーション室	700円	600円	700円	200円
	工芸室（工芸使用）	1,300円	1,000円	1,200円	300円
	工芸室（集会使用）	600円	400円	600円	100円
	料理室（14人以下使用）	1,600円	1,200円	1,600円	400円
	料理室（15人以上使用）	2,400円	1,800円	2,300円	600円
杉並区立 高円寺地 域区民セ ンター	第1集会室	700円	600円	700円	200円
	第2集会室	200円	200円	200円	100円
	第3集会室	200円	200円	200円	100円
	第4集会室	600円	400円	600円	100円
	第8集会室	1,600円	1,200円	1,500円	400円
	第9集会室	1,600円	1,200円	1,500円	400円
	第10集会室	1,600円	1,200円	1,500円	400円
	第3和室（茶室）	300円	200円	300円	100円
	第4和室	300円	200円	300円	100円
	第5和室（茶室）	300円	200円	300円	100円
	水屋（1）	200円	200円	200円	100円
	水屋（2）	100円	100円	100円	100円
	工芸室（工芸使用）	1,800円	1,400円	1,700円	400円
	工芸室（集会使用）	900円	600円	800円	200円
	料理室（11人以下使用）	1,500円	1,100円	1,400円	400円
	料理室（12人以上使用）	2,200円	1,600円	2,000円	600円

杉並区立 永福和泉 地域区民 センター	第1集会室	1,300円	1,000円	1,200円	300円
	第2集会室	1,300円	1,000円	1,200円	300円
	第3集会室	1,300円	1,000円	1,200円	300円
	第4集会室	2,700円	2,000円	2,500円	700円
	第5集会室	1,300円	1,000円	1,200円	300円
	第6集会室	1,200円	900円	1,100円	300円
	第7集会室	200円	200円	200円	100円
	第1和室(舞 台を使用する 場合)	1,300円	1,000円	1,200円	300円
	第1和室(舞 台を使用しな い場合)	600円	400円	600円	100円
	第2和室	1,000円	800円	1,000円	200円
	第3和室	1,000円	800円	1,000円	200円
	第4和室(茶 室)	500円	400円	500円	200円
	水屋	100円	100円	100円	100円
	工芸室(工芸 使用)	1,800円	1,400円	1,700円	400円
	工芸室(集会 使用)	900円	600円	800円	300円
	料理室(11 人以下使用)	1,800円	1,400円	1,700円	400円
	料理室(12 人以上使用)	2,700円	2,000円	2,500円	700円
杉並区立 井草地域 区民セン ター	第1集会室	1,600円	1,200円	1,500円	400円
	第2集会室	1,600円	1,200円	1,500円	400円
	第3集会室	1,300円	1,000円	1,200円	300円
	第4集会室	1,200円	900円	1,100円	300円
	第5集会室	1,200円	900円	1,100円	300円
	第6集会室	1,300円	1,000円	1,200円	300円
	第7集会室	1,000円	800円	1,000円	200円
	第1和室	900円	600円	800円	200円

	第2和室(茶室)	500円	400円	500円	100円
	第3和室(舞台を使用する場合)	1,600円	1,200円	1,500円	400円
	第3和室(舞台を使用しない場合)	900円	600円	800円	200円
	第4和室	1,300円	1,000円	1,200円	300円
	水屋	100円	100円	100円	100円
	工芸室(工芸使用)	1,600円	1,200円	1,500円	400円
	工芸室(集会使用)	700円	600円	700円	200円
	料理室(14人以下使用)	2,000円	1,500円	1,900円	500円
	料理室(15人以上使用)	2,900円	2,200円	2,800円	700円
杉並区立梅里区民集会所	第1集会室	700円	600円	700円	200円
	第2集会室	600円	400円	600円	100円
杉並区立上高井戸区民集会所	集会室(特別パントリーを使用する場合)	900円	600円	800円	200円
	集会室(特別パントリーを使用しない場合)	600円	400円	600円	100円
	第1和室	500円	400円	500円	100円
	第2和室	500円	400円	500円	100円
杉並区立四宮区民集会所	第1集会室	1,600円	1,200円	1,500円	400円
	第2集会室	700円	600円	700円	200円
	和室	700円	600円	700円	200円
杉並区立西荻南区民集会所	第1集会室	1,000円	800円	1,000円	200円
	第2集会室	1,600円	1,200円	1,500円	400円
杉並区立方南区民	第1集会室	700円	600円	700円	200円

集会所	第2集会室	1,000円	800円	1,000円	200円
	第3集会室	300円	200円	300円	100円
	和室	1,000円	800円	1,000円	200円
	多目的ルーム (集会使用)	1,800円	1,400円	1,700円	400円
杉並区立 下高井戸 区民集会所	第1集会室	1,300円	1,000円	1,200円	300円
	第2集会室	1,000円	800円	1,000円	200円
	第1和室	1,200円	900円	1,100円	300円
	第2和室	900円	600円	800円	200円
	水屋	100円	100円	100円	100円
	体育室(集会 使用)	2,900円	2,200円	2,800円	800円
杉並区立 本天沼区 民集会所	第1集会室	600円	400円	600円	100円
	第2集会室	700円	600円	700円	200円
	第3集会室	700円	600円	700円	200円
	第4集会室	1,200円	900円	1,100円	300円
	和室	1,000円	800円	1,000円	200円
杉並区立 和田区民 集会所	第1集会室	700円	600円	700円	200円
	第2集会室	1,000円	800円	1,000円	200円
	第3集会室	700円	600円	700円	200円
	第1和室	600円	400円	600円	100円
	第2和室	600円	400円	600円	100円
	水屋	100円	100円	100円	100円
杉並区立 八成区民 集会所	第1集会室	600円	400円	600円	100円
	第2集会室	900円	600円	800円	200円
	第3集会室	900円	600円	800円	200円
	第4集会室	700円	600円	700円	200円
	和室	900円	600円	800円	200円
	水屋	100円	100円	100円	100円
杉並区立 高円寺北	第1集会室	1,000円	600円	800円	200円



区民集会所	第2集会室	1,000円	600円	800円	200円
	第3集会室	700円	400円	600円	100円
	第4集会室	1,000円	600円	800円	200円
	第5集会室	900円	600円	700円	200円
	第6集会室 (特別パントリーを使用する場合)	900円	600円	700円	200円
	第6集会室 (特別パントリーを使用しない場合)	700円	400円	600円	100円
	和室	1,500円	1,000円	1,200円	300円
備考 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するため、遊戯室及び集会室兼音楽室を使用する場合の使用料の額は、遊戯室（集会使用）にあつては午前2,700円、午後2,000円、平日夜間（月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。）の夜間をいう。以下同じ。）2,000円、休日夜間（土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日の夜間をいう。以下同じ。）2,500円、延長使用料600円とし、集会室兼音楽室にあつては午前900円、午後600円、平日夜間600円、休日夜間800円、延長使用料200円とする。					

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収して体育室を集会使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料又は規定延長使用料の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するための午前及び午後の使用は、同児童館の休館日に限る。

(2) 音楽室・体育室等（登録団体使用料）

名称	区分	使用料（1時間当たり）		
		午前 (午前9時から 午後1時まで)	午後 (午後1時から 午後6時まで)	夜間 (午後6時から 午後9時まで)
杉並区立荻窪地域 区民センター	音楽室	1,000円	1,200円	1,200円
	体育室（全面使用）	400円	400円	400円
	体育室（半面使用）	200円	200円	200円
杉並区立西荻地域 区民センター	第2音楽室	600円	700円	700円
	体育室（全面使用）	700円	900円	900円

	体育室（半面使用）	400円	500円	500円
	体育室（1／3面使用）	300円	300円	300円
	体育室（1／4面使用）	200円	300円	300円
杉並区立阿佐谷地域区民センター	音楽室	1,000円	1,200円	1,200円
	体育室（全面使用）	200円	200円	200円
	軽運動室	800円	800円	800円
杉並区立高円寺地域区民センター	第1音楽室	1,000円	1,200円	1,200円
	第2音楽室	400円	500円	500円
	体育室（全面使用）	400円	400円	400円
	体育室（半面使用）	200円	200円	200円
	軽運動室	800円	800円	800円
杉並区立永福和泉地域区民センター	第1音楽室	900円	1,000円	1,000円
	第2音楽室	600円	600円	600円
	体育室（全面使用）	200円	200円	200円
	軽運動室	800円	800円	800円
杉並区立井草地域区民センター	第1音楽室	600円	600円	600円
	第2音楽室	1,000円	1,200円	1,200円
	軽運動室	800円	800円	800円
杉並区立方南区民集会所	多目的ルーム（音楽使用又は体育使用）	600円	600円	600円
杉並区立下高井戸区民集会所	体育室（全面使用）	400円	400円	400円
	体育室（半面使用）	200円	200円	200円
備考 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するため、遊戯室を使用する場合の1時間当たりの使用料の額は、遊戯室（体育全面使用）にあつては、午前200円、午後200円、夜間200円とする。				

付記

- 1 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。
- 2 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するための午前及び午後の使用は、同児童館の休館日に限る。

附則別表第4（附則第3項関係）

(1) 集会室・和室等（登録団体使用料）

名称	区分	使用料

		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後3時まで又 は午後4時から 午後6時まで)	夜間 (午後7時から 午後9時まで)	延長使用料
杉並区立 荻窪地域 区民セン ター	第1集会室	2,400円	1,700円	1,900円	500円
	第2集会室	1,700円	1,200円	1,300円	400円
	第3集会室 (特別室)	1,800円	1,200円	1,400円	400円
	第4集会室	1,400円	1,000円	1,100円	300円
	第5集会室	1,400円	1,000円	1,100円	300円
	第6集会室	1,200円	800円	900円	200円
	第7集会室	400円	300円	300円	100円
	第1和室	1,700円	1,200円	1,300円	400円
	第2和室	800円	500円	600円	100円
	第3和室(茶 室)	300円	200円	200円	100円
	第4和室	1,400円	1,000円	1,100円	300円
	水屋	100円	100円	100円	100円
	工芸室(工芸 使用)	2,400円	1,700円	1,900円	500円
	工芸室(集会 使用)	1,200円	800円	900円	200円
	料理室(20 人以下使用)	3,500円	2,400円	2,600円	900円
料理室(21 人以上使用)	5,000円	3,500円	3,800円	1,200円	
杉並区立 西荻地域 区民セン ター	第3集会室	2,400円	1,700円	1,900円	500円
	第4集会室	2,400円	1,700円	1,900円	500円
	第7集会室 (特別室)	2,400円	1,600円	1,800円	500円
	第3和室	700円	500円	500円	100円
	第4和室(茶 室)	400円	300円	300円	100円
	水屋	100円	100円	100円	100円

	レクリエーション室	1,400円	1,000円	1,100円	300円
	料理室(11人以下使用)	1,500円	1,000円	1,100円	300円
	料理室(12人以上使用)	2,100円	1,500円	1,600円	500円
杉並区立阿佐谷地域区民センター	第1集会室	1,700円	1,200円	1,300円	400円
	第2集会室	1,400円	1,000円	1,100円	300円
	第3集会室	400円	300円	300円	100円
	第4集会室	2,900円	2,000円	2,200円	700円
	第5集会室	1,700円	1,200円	1,300円	400円
	第1和室	800円	500円	600円	100円
	第2和室	1,700円	1,200円	1,300円	400円
	第3和室	700円	500円	500円	100円
	第4和室	400円	300円	300円	100円
	第5和室	700円	500円	500円	200円
	水屋	300円	200円	200円	100円
	第1レクリエーション室	800円	500円	500円	100円
	第2レクリエーション室	1,000円	700円	800円	200円
	工芸室(工芸使用)	1,700円	1,200円	1,300円	400円
	工芸室(集会使用)	800円	500円	600円	100円
	料理室(14人以下使用)	2,200円	1,500円	1,700円	500円
料理室(15人以上使用)	3,200円	2,200円	2,500円	800円	
杉並区立高円寺地域区民センター	第1集会室	1,000円	700円	800円	200円
	第2集会室	300円	200円	200円	100円
	第3集会室	300円	200円	200円	100円
	第4集会室	800円	500円	600円	100円
	第8集会室	2,100円	1,500円	1,600円	500円

	第9集会室	2,100円	1,500円	1,600円	500円
	第10集会室	2,100円	1,500円	1,600円	500円
	第3和室(茶室)	400円	300円	300円	100円
	第4和室	400円	300円	300円	100円
	第5和室(茶室)	400円	300円	300円	100円
	水屋(1)	300円	200円	200円	100円
	水屋(2)	100円	100円	100円	100円
	工芸室(工芸使用)	2,400円	1,700円	1,900円	500円
	工芸室(集会使用)	1,200円	800円	900円	200円
	料理室(11人以下使用)	2,000円	1,300円	1,500円	500円
	料理室(12人以上使用)	2,900円	2,000円	2,200円	700円
杉並区立永福和泉地域区民センター	第1集会室	1,700円	1,200円	1,300円	400円
	第2集会室	1,700円	1,200円	1,300円	400円
	第3集会室	1,700円	1,200円	1,300円	400円
	第4集会室	3,600円	2,500円	2,700円	900円
	第5集会室	1,700円	1,200円	1,300円	400円
	第6集会室	1,600円	1,100円	1,200円	400円
	第7集会室	300円	200円	200円	100円
	第1和室(舞台を使用する場合)	1,700円	1,200円	1,300円	400円
	第1和室(舞台を使用しない場合)	800円	500円	600円	100円
	第2和室	1,400円	1,000円	1,100円	300円
	第3和室	1,400円	1,000円	1,100円	300円
	第4和室(茶室)	700円	500円	500円	300円

	水屋	100円	100円	100円	100円
	工芸室（工芸使用）	2,400円	1,700円	1,900円	500円
	工芸室（集会使用）	1,200円	800円	900円	500円
	料理室（11人以下使用）	2,400円	1,700円	1,900円	500円
	料理室（12人以上使用）	3,600円	2,500円	2,700円	900円
杉並区立 井草地域 区民センター	第1集会室	2,100円	1,500円	1,600円	500円
	第2集会室	2,100円	1,500円	1,600円	500円
	第3集会室	1,700円	1,200円	1,300円	400円
	第4集会室	1,600円	1,100円	1,200円	400円
	第5集会室	1,600円	1,100円	1,200円	400円
	第6集会室	1,700円	1,200円	1,300円	400円
	第7集会室	1,400円	1,000円	1,100円	300円
	第1和室	1,200円	800円	900円	200円
	第2和室（茶室）	700円	500円	500円	100円
	第3和室（舞台を使用する場合）	2,100円	1,500円	1,600円	500円
	第3和室（舞台を使用しない場合）	1,200円	800円	900円	200円
	第4和室	1,700円	1,200円	1,300円	400円
	水屋	100円	100円	100円	100円
	工芸室（工芸使用）	2,100円	1,500円	1,600円	500円
	工芸室（集会使用）	1,000円	700円	800円	200円
	料理室（14人以下使用）	2,700円	1,900円	2,100円	600円
料理室（15人以上使用）	3,900円	2,700円	3,000円	900円	
杉並区立	第1集会室	1,000円	700円	800円	300円

梅里区民 集会所	第2集会室	800円	500円	600円	100円
杉並区立 上高井戸 区民集会所	集会室(特別 パントリーを 使用する場合)	1,200円	800円	900円	200円
	集会室(特別 パントリーを 使用しない場 合)	800円	500円	600円	100円
	第1和室	700円	500円	500円	100円
	第2和室	700円	500円	500円	100円
杉並区立 四宮区民 集会所	第1集会室	2,100円	1,500円	1,600円	500円
	第2集会室	1,000円	700円	800円	200円
	和室	1,000円	700円	800円	200円
杉並区立 西荻南区 民集会所	第1集会室	1,400円	1,000円	1,100円	300円
	第2集会室	2,100円	1,500円	1,600円	500円
杉並区立 方南区民 集会所	第1集会室	1,000円	700円	800円	200円
	第2集会室	1,400円	1,000円	1,100円	300円
	第3集会室	400円	300円	300円	100円
	和室	1,400円	1,000円	1,100円	300円
	多目的ルーム (集会使用)	2,400円	1,700円	1,900円	500円
杉並区立 下高井戸 区民集会所	第1集会室	1,700円	1,200円	1,300円	400円
	第2集会室	1,400円	1,000円	1,100円	300円
	第1和室	1,600円	1,100円	1,200円	400円
	第2和室	1,200円	800円	900円	200円
	水屋	100円	100円	100円	100円
	体育室(集会 使用)	3,900円	2,700円	3,000円	1,000円
杉並区立 本天沼区 民集会所	第1集会室	800円	500円	600円	100円
	第2集会室	1,000円	700円	800円	200円
	第3集会室	1,000円	700円	800円	200円
	第4集会室	1,600円	1,100円	1,200円	400円

	和室	1,400円	1,000円	1,100円	300円
杉並区立 和田区民 集会所	第1集会室	1,000円	700円	800円	200円
	第2集会室	1,400円	1,000円	1,100円	300円
	第3集会室	1,000円	700円	800円	200円
	第1和室	800円	500円	600円	100円
	第2和室	800円	500円	600円	100円
	水屋	100円	100円	100円	100円
杉並区立 八成区民 集会所	第1集会室	800円	500円	600円	100円
	第2集会室	1,200円	800円	900円	200円
	第3集会室	1,200円	800円	900円	200円
	第4集会室	1,000円	700円	800円	200円
	和室	1,200円	800円	900円	200円
	水屋	100円	100円	100円	100円
杉並区立 高円寺北 区民集會 所	第1集会室	1,200円	800円	900円	200円
	第2集会室	1,200円	800円	900円	200円
	第3集会室	900円	500円	600円	100円
	第4集会室	1,200円	800円	900円	200円
	第5集会室	1,100円	700円	800円	200円
	第6集会室 (特別パント リーを使用す る場合)	1,100円	700円	800円	200円
	第6集会室 (特別パント リーを使用し ない場合)	900円	500円	600円	100円
	和室	1,800円	1,200円	1,300円	400円
備考 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するため、遊戯室及び集会室兼音楽室を使用する場合の使用料の額は、遊戯室(集会使用)にあつては午前3,600円、午後2,500円、平日夜間2,500円、休日夜間2,700円、延長使用料800円とし、集会室兼音楽室にあつては午前1,200円、午後800円、平日夜間800円、休日夜間900円、延長使用料200円とする。					

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。



- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収して体育室を集会使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料又は規定延長使用料の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するための午前及び午後の使用は、同児童館の休館日に限る。

## (2) 音楽室・体育室等（登録団体使用料）

名称	区分	使用料（1時間当たり）		
		午前 （午前9時から 午後1時まで）	午後 （午後1時から 午後6時まで）	夜間 （午後6時から 午後9時まで）
杉並区立荻窪地域 区民センター	音楽室	1,400円	1,500円	1,500円
	体育室（全面使用）	500円	500円	500円
	体育室（半面使用）	300円	300円	300円
杉並区立西荻地域 区民センター	第2音楽室	800円	900円	900円
	体育室（全面使用）	1,000円	1,100円	1,100円
	体育室（半面使用）	500円	600円	600円
	体育室（1/3面使用）	400円	400円	400円
	体育室（1/4面使用）	300円	300円	300円
杉並区立阿佐谷地 域区民センター	音楽室	1,400円	1,500円	1,500円
	体育室（全面使用）	200円	200円	200円
	軽運動室	800円	800円	800円
杉並区立高円寺地 域区民センター	第1音楽室	1,400円	1,500円	1,500円
	第2音楽室	500円	600円	600円
	体育室（全面使用）	500円	500円	500円
	体育室（半面使用）	300円	300円	300円
	軽運動室	800円	800円	800円
杉並区立永福和泉 地域区民センター	第1音楽室	1,200円	1,200円	1,200円
	第2音楽室	800円	800円	800円
	体育室（全面使用）	200円	200円	200円
	軽運動室	800円	800円	800円
杉並区立井草地域 区民センター	第1音楽室	800円	800円	800円

	第2音楽室	1,400円	1,500円	1,500円
	軽運動室	800円	800円	800円
杉並区立方南区民集会所	多目的ルーム（音楽使用又は体育使用）	800円	800円	800円
杉並区立下高井戸区民集会所	体育室（全面使用）	500円	500円	500円
	体育室（半面使用）	300円	300円	300円
備考 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するため、遊戯室を使用する場合の1時間当たりの使用料の額は、遊戯室（体育全面使用）にあつては、午前200円、午後200円、夜間200円とする。				

付記

- 1 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる利用料金を徴収する。
- 2 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するための午前及び午後の使用は、同児童館の休館日に限る。

## 附則別表第5（附則第4項関係）

### （1） 集会室・和室等（登録団体利用料金）

名称	区分	利用料金			
		午前 （午前9時から 正午まで）	午後 （午後1時から 午後3時まで又は 午後4時から 午後6時まで）	夜間 （午後7時から 午後9時まで）	延長利用料金
杉並区立 高井戸地 域区民セ ンター	第1集会室	2,700円	1,800円	2,300円	700円
	第2集会室	2,700円	1,800円	2,300円	700円
	第3集会室	1,500円	1,000円	1,200円	300円
	第4集会室	1,500円	1,000円	1,200円	300円
	第5集会室	1,500円	1,000円	1,200円	300円
	第6集会室 （特別室）	1,300円	900円	1,100円	300円
	第7集会室	1,800円	1,200円	1,500円	400円
	第8集会室	2,100円	1,400円	1,700円	500円
	第9集会室	3,000円	2,000円	2,500円	800円
	第1和室（茶室）	1,000円	600円	800円	200円
	第2和室	1,500円	1,000円	1,200円	300円
	水屋	200円	200円	200円	100円

	創作室（創作使用）	2,400円	1,600円	2,000円	600円
	創作室（集会使用）	1,200円	800円	1,000円	300円
	料理室（15人以下使用）	2,500円	1,700円	2,100円	600円
	料理室（16人以上使用）	3,600円	2,400円	3,000円	900円
	体育室（集会使用）	7,600円	7,600円	13,000円	2,100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収して体育室を集会使用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金又は規定延長利用料金の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

(2) 音楽室・体育室（登録団体利用料金）

名称	区分	利用料金（1時間当たり）
		午前9時から午後9時まで
杉並区立高井戸地域区民センター	音楽室	1,300円
	体育室（全面使用）	900円
	体育室（半面使用）	500円
	体育室（1/3面使用）	300円
	体育室（1/4面使用）	300円

付記 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる利用料金を徴収する。

附則別表第6（附則第4項関係）

(1) 集会室・和室等（登録団体利用料金）

名称	区分	利用料金			
		午前 （午前9時から 正午まで）	午後 （午後1時から 午後3時まで又 は午後4時から 午後6時まで）	夜間 （午後7時から 午後9時まで）	延長利用料金
杉並区立 高井戸地 域区民セ	第1集会室	3,300円	2,200円	2,500円	800円
	第2集会室	3,300円	2,200円	2,500円	800円

ンター	第3集会室	1,800円	1,200円	1,300円	400円
	第4集会室	1,800円	1,200円	1,300円	400円
	第5集会室	1,800円	1,200円	1,300円	400円
	第6集会室 (特別室)	1,600円	1,100円	1,200円	400円
	第7集会室	2,200円	1,500円	1,600円	500円
	第8集会室	2,600円	1,700円	1,900円	600円
	第9集会室	3,700円	2,500円	2,700円	900円
	第1和室(茶室)	1,200円	800円	900円	200円
	第2和室	1,800円	1,200円	1,300円	400円
	水屋	300円	200円	200円	100円
	創作室(創作使用)	3,000円	2,000円	2,200円	700円
	創作室(集会使用)	1,500円	1,000円	1,100円	300円
	料理室(15人以下使用)	3,100円	2,100円	2,300円	700円
	料理室(16人以上使用)	4,500円	3,000円	3,300円	1,100円
	体育室(集会使用)	8,800円	8,800円	13,000円	2,300円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収して体育室を集会使用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金又は規定延長利用料金の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

(2) 音楽室・体育室(登録団体利用料金)

名称	区分	利用料金(1時間当たり)
		午前9時から午後9時まで
杉並区立高井戸地区区民センター	音楽室	1,600円
	体育室(全面使用)	1,100円

	体育室（半面使用）	600円
	体育室（1／3面使用）	400円
	体育室（1／4面使用）	300円

付記 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる利用料金を徴収する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

(1) 集会室・和室等

名称	区分	使用料			
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後3時まで又 は午後4時から 午後6時まで)	夜間 (午後7時から 午後9時まで)	延長使用料
杉並区立 荻窪地域 区民セン ター	第1集会室	3,100円	2,100円	2,100円	700円
	第2集会室	2,200円	1,500円	1,500円	500円
	第3集会室 (特別室)	2,300円	1,500円	1,500円	500円
	第4集会室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	第5集会室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	第6集会室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	第7集会室	600円	400円	400円	100円
	第1和室	2,200円	1,500円	1,500円	500円
	第2和室	1,100円	700円	700円	200円
	第3和室(茶 室)	400円	300円	300円	100円
	第4和室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	水屋	200円	100円	100円	100円
	工芸室(工芸 使用)	3,100円	2,100円	2,100円	700円
	工芸室(集会 使用)	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	料理室(20 人以下使用)	4,400円	2,900円	2,900円	1,100円
料理室(21	6,300円	4,200円	4,200円	1,500円	

	人以上使用)				
杉並区立 西荻地域 区民セン ター	第3集会室	3,100円	2,100円	2,100円	700円
	第4集会室	3,100円	2,100円	2,100円	700円
	第7集会室 (特別室)	3,000円	2,000円	2,000円	700円
	第3和室	900円	600円	600円	200円
	第4和室(茶 室)	600円	400円	400円	100円
	水屋	200円	100円	100円	100円
	レクリエーシ ョン室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	料理室(11 人以下使用)	1,900円	1,200円	1,200円	400円
	料理室(12 人以上使用)	2,700円	1,800円	1,800円	600円
杉並区立 阿佐谷地 域区民セ ンター	第1集会室	2,200円	1,500円	1,500円	500円
	第2集会室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	第3集会室	600円	400円	400円	100円
	第4集会室	3,600円	2,400円	2,400円	900円
	第5集会室	2,200円	1,500円	1,500円	500円
	第1和室	1,100円	700円	700円	200円
	第2和室	2,200円	1,500円	1,500円	500円
	第3和室	900円	600円	600円	200円
	第4和室	600円	400円	400円	100円
	第5和室	900円	600円	600円	300円
	水屋	400円	300円	300円	100円
	第1レクリエ ーション室	1,000円	600円	600円	200円
	第2レクリエ ーション室	1,300円	900円	900円	300円
	工芸室(工芸 使用)	2,200円	1,500円	1,500円	500円
	工芸室(集会 使用)	1,100円	700円	700円	200円

	料理室（14人以下使用）	2,800円	1,900円	1,900円	700円
	料理室（15人以上使用）	4,000円	2,700円	2,700円	1,000円
杉並区立 高円寺地 域区民セ ンター	第1集会室	1,300円	900円	900円	300円
	第2集会室	400円	300円	300円	100円
	第3集会室	400円	300円	300円	100円
	第4集会室	1,100円	700円	700円	200円
	第8集会室	2,700円	1,800円	1,800円	600円
	第9集会室	2,700円	1,800円	1,800円	600円
	第10集会室	2,700円	1,800円	1,800円	600円
	第3和室（茶室）	600円	400円	400円	100円
	第4和室	600円	400円	400円	100円
	第5和室（茶室）	600円	400円	400円	100円
	水屋（1）	400円	300円	300円	100円
	水屋（2）	200円	100円	100円	100円
	工芸室（工芸使用）	3,100円	2,100円	2,100円	700円
	工芸室（集会使用）	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	料理室（11人以下使用）	2,500円	1,600円	1,600円	600円
料理室（12人以上使用）	3,600円	2,400円	2,400円	900円	
杉並区立 永福和泉 地域区民 センター	第1集会室	2,200円	1,500円	1,500円	500円
	第2集会室	2,200円	1,500円	1,500円	500円
	第3集会室	2,200円	1,500円	1,500円	500円
	第4集会室	4,500円	3,000円	3,000円	1,100円
	第5集会室	2,200円	1,500円	1,500円	500円
	第6集会室	2,000円	1,300円	1,300円	500円
	第7集会室	400円	300円	300円	100円

	第1和室（舞台を使用する場合）	2,200円	1,500円	1,500円	500円
	第1和室（舞台を使用しない場合）	1,100円	700円	700円	200円
	第2和室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	第3和室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	第4和室（茶室）	900円	600円	600円	400円
	水屋	200円	100円	100円	100円
	工芸室（工芸使用）	3,100円	2,100円	2,100円	700円
	工芸室（集会使用）	1,500円	1,000円	1,000円	700円
	料理室（11人以下使用）	3,100円	2,100円	2,100円	700円
	料理室（12人以上使用）	4,500円	3,000円	3,000円	1,100円
杉並区立 井草地区 区民センター	第1集会室	2,700円	1,800円	1,800円	600円
	第2集会室	2,700円	1,800円	1,800円	600円
	第3集会室	2,200円	1,500円	1,500円	500円
	第4集会室	2,000円	1,300円	1,300円	500円
	第5集会室	2,000円	1,300円	1,300円	500円
	第6集会室	2,200円	1,500円	1,500円	500円
	第7集会室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	第1和室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	第2和室（茶室）	900円	600円	600円	200円
	第3和室（舞台を使用する場合）	2,700円	1,800円	1,800円	600円
	第3和室（舞台を使用しない場合）	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	第4和室	2,200円	1,500円	1,500円	500円



	水屋	200円	100円	100円	100円
	工芸室（工芸使用）	2,700円	1,800円	1,800円	600円
	工芸室（集会使用）	1,300円	900円	900円	300円
	料理室（14人以下使用）	3,400円	2,300円	2,300円	800円
	料理室（15人以上使用）	4,900円	3,300円	3,300円	1,200円
杉並区立梅里区民集会所	第1集会室	1,300円	900円	900円	500円
	第2集会室	1,100円	700円	700円	200円
杉並区立上高井戸区民集会所	集会室（特別パントリーを使用する場合）	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	集会室（特別パントリーを使用しない場合）	1,100円	700円	700円	200円
	第1和室	900円	600円	600円	200円
	第2和室	900円	600円	600円	200円
杉並区立四宮区民集会所	第1集会室	2,700円	1,800円	1,800円	600円
	第2集会室	1,300円	900円	900円	300円
	和室	1,300円	900円	900円	300円
杉並区立西荻南区民集会所	第1集会室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	第2集会室	2,700円	1,800円	1,800円	600円
杉並区立方南区民集会所	第1集会室	1,300円	900円	900円	300円
	第2集会室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	第3集会室	600円	400円	400円	100円
	和室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	多目的ルーム（集会使用）	3,100円	2,100円	2,100円	700円
杉並区立下高井戸区民集会所	第1集会室	2,200円	1,500円	1,500円	500円
	第2集会室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	第1和室	2,000円	1,300円	1,300円	500円

	第2和室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	水屋	200円	100円	100円	100円
	体育室(集会使用)	4,900円	3,300円	3,300円	1,200円
杉並区立 本天沼区 民集会所	第1集会室	1,100円	700円	700円	200円
	第2集会室	1,300円	900円	900円	300円
	第3集会室	1,300円	900円	900円	300円
	第4集会室	2,000円	1,300円	1,300円	500円
	和室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
杉並区立 和田区民 集会所	第1集会室	1,300円	900円	900円	300円
	第2集会室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	第3集会室	1,300円	900円	900円	300円
	第1和室	1,100円	700円	700円	200円
	第2和室	1,100円	700円	700円	200円
	水屋	200円	100円	100円	100円
杉並区立 八成年民 集会所	第1集会室	1,100円	700円	700円	200円
	第2集会室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	第3集会室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	第4集会室	1,300円	900円	900円	300円
	和室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	水屋	200円	100円	100円	100円
杉並区立 高円寺北 区民集會 所	第1集会室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	第2集会室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	第3集会室	1,100円	700円	700円	200円
	第4集会室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	第5集会室	1,300円	900円	900円	300円
	第6集会室 (特別パントリーを使用する 場合)	1,300円	900円	900円	300円
	第6集会室	1,100円	700円	700円	200円

	(特別パントリーを使用しない場合)				
	和室	2,200円	1,500円	1,500円	500円
備考 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するため、遊戯室及び集会室兼音楽室を使用する場合の使用料の額は、遊戯室(集会使用)にあつては午前4,500円、午後3,000円、夜間3,000円、延長使用料1,100円とし、集会室兼音楽室にあつては午前1,500円、午後1,000円、夜間1,000円、延長使用料300円とする。					

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収して体育室を集会使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料又は規定延長使用料の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するための午前及び午後の使用は、同児童館の休館日に限る。

(2) 音楽室・体育室等

名称	区分	使用料(1時間当たり)
		午前9時から午後9時まで
杉並区立荻窪地域区民センター	音楽室	1,800円
	ピアノ室	100円
	電子オルガン室	100円
	体育室(全面使用)	700円
	体育室(半面使用)	400円
杉並区立西荻地域区民センター	第2音楽室	1,100円
	ピアノ室	100円
	体育室(全面使用)	1,400円
	体育室(半面使用)	700円
	体育室(1/3面使用)	500円
	体育室(1/4面使用)	400円
杉並区立阿佐谷地域区民センター	音楽室	1,800円
	体育室(全面使用)	300円
	軽運動室	800円
杉並区立高円寺地域区民セ	第1音楽室	1,800円

センター	第2音楽室	700円
	体育室（全面使用）	700円
	体育室（半面使用）	400円
	軽運動室	800円
杉並区立永福和泉地域区民センター	第1音楽室	1,500円
	第2音楽室	1,000円
	体育室（全面使用）	300円
	軽運動室	800円
杉並区立井草地域区民センター	第1音楽室	1,000円
	第2音楽室	1,800円
	軽運動室	800円
杉並区立方南区民集会所	多目的ルーム（音楽使用又は体育使用）	1,000円
杉並区立下高井戸区民集会所	体育室（全面使用）	700円
	体育室（半面使用）	400円
備考 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するため、遊戯室を使用する場合の1時間当たりの使用料の額は、遊戯室（体育全面使用）にあつては、300円とする。		

付記

- 1 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。
- 2 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するための午前9時から午後6時までの使用は、同児童館の休館日に限る。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条、第15条、第19条関係）

(1) 集会室・和室等

名称	区分	利用料金			
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後3時まで又は 午後4時から 午後6時まで)	夜間 (午後7時から 午後9時まで)	延長利用料金
杉並区立 高井戸地 域区民セ ンター	第1集会室	4,000円	2,700円	2,700円	1,000円
	第2集会室	4,000円	2,700円	2,700円	1,000円
	第3集会室	2,200円	1,500円	1,500円	500円
	第4集会室	2,200円	1,500円	1,500円	500円

第5集会室	2,200円	1,500円	1,500円	500円
第6集会室 (特別室)	2,000円	1,300円	1,300円	500円
第7集会室	2,700円	1,800円	1,800円	600円
第8集会室	3,100円	2,100円	2,100円	700円
第9集会室	4,500円	3,000円	3,000円	1,100円
第1和室(茶室)	1,500円	1,000円	1,000円	300円
第2和室	2,200円	1,500円	1,500円	500円
水屋	400円	300円	300円	100円
創作室(創作使用)	3,600円	2,400円	2,400円	900円
創作室(集会使用)	1,800円	1,200円	1,200円	400円
料理室(15人以下使用)	3,800円	2,500円	2,500円	900円
料理室(16人以上使用)	5,400円	3,600円	3,600円	1,300円
体育室(集会使用)	10,000円	10,000円	13,000円	2,500円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収して体育室を集会使用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金又は規定延長利用料金の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

(2) 音楽室・体育室等

名称	区分	利用料金(1時間当たり)
		午前9時から午後9時まで
杉並区立高井戸地域区民センター	音楽室	2,000円
	ピアノ室	300円
	電子オルガン室	300円
	体育室(全面使用)	1,400円

	体育室（半面使用）	700円
	体育室（1／3面使用）	500円
	体育室（1／4面使用）	400円

付記 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる利用料金を徴収する。

別表第4及び別表第5を削る。

第9条 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

附則別表第1から附則別表第6までを削る。

第10条 杉並区立杉並芸術会館条例（平成17年杉並区条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「別表第1」を「別表」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第15条第2項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に、「並びに第5条第4項」を「及び第5条第3項」に改め、同条第3項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

附則に次の2項を加える。

4 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における会館の施設及びその利用料金は、第5条及び別表（2）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

（1）平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における利用  
附則別表第1に定める施設及び利用料金

（2）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における利用  
附則別表第2に定める施設及び利用料金

5 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が利用する場合の会館の施設及びその利用料金は、第5条及び別表（1）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における利用  
附則別表第3に定める施設及び利用料金

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における利用  
附則別表第4に定める施設及び利用料金

附則の次に附則別表として次の4表を加える。

附則別表第1 (附則第4項関係)

阿波踊りホール (阿波踊り利用)

区分	利用料金 (1時間当たり)	
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後10時まで
阿波踊りホール (阿波踊り利用)	500円	700円

付記

- 1 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる利用料金を徴収する。
- 2 利用者が入場料その他これに類するもの (以下「入場料等」という。) を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

附則別表第2 (附則第4項関係)

阿波踊りホール (阿波踊り利用)

区分	利用料金 (1時間当たり)	
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後10時まで
阿波踊りホール (阿波踊り利用)	600円	700円

付記

- 1 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる利用料金を徴収する。
- 2 利用者が入場料等を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

附則別表第3 (附則第5項関係)

区民ホール等 (登録団体利用料金)

区分		利用料金				
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後10時まで)	全日 (午前9時から午 後10時まで)	延長利用料金
区民ホール	平日	7,600円	16,000円	21,000円		2,200円
	土曜日、 日曜日又 は国民の 祝日に関 する法律	7,600円	19,000円	25,000円		2,200円

		(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日					
阿波踊りホール	阿波踊り及び集会以外の利用	平日	5,500円	7,000円	7,000円		1,500円
		土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	5,500円	8,600円	8,600円		1,500円
	集会利用	平日	2,700円	3,600円	3,600円		700円
		土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	2,700円	4,300円	4,300円		700円
けいこ場1	平日	2,800円	5,800円	7,300円	14,000円	700円	
	土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	3,200円	6,400円	8,000円	15,000円	800円	
けいこ場2	平日	1,200円	2,400円	3,200円	6,000円	300円	
	土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	1,200円	2,600円	3,500円	6,600円	300円	
けいこ場3	平日	1,300円	2,700円	3,600円	6,600円	300円	
	土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	1,400円	3,000円	4,000円	7,300円	300円	

付記

- 1 利用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を利用する場合は、管理上支障がない限り利用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 利用者が入場料等を徴収する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金又は規定延長利用料金（以下「規定利用料金等」という。）の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 3 区民ホールの舞台のみを利用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等（入場料等を徴収する場合は付記2



による額)の8割に相当する額を徴収する。

#### 附則別表第4 (附則第5項関係)

#### 区民ホール等 (登録団体利用料金)

区分		利用料金					
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後10時まで)	全日 (午前9時から午 後10時まで)	延長利用料金	
区民ホール	平日	8,800円	18,000円	24,000円		2,400円	
	土曜日、 日曜日又 は祝日法 に規定す る休日	8,800円	22,000円	29,000円		2,400円	
阿波 踊り ホー ル	阿波 踊り 及び 集会 以外 の利 用	平日	6,800円	8,500円	8,500円		1,700円
		土曜日、 日曜日又 は祝日法 に規定す る休日	6,800円	10,000円	10,000円		1,700円
	集会 利用	平日	3,300円	4,500円	4,500円		800円
		土曜日、 日曜日又 は祝日法 に規定す る休日	3,300円	5,400円	5,400円		800円
けいこ場1	平日	3,500円	7,200円	9,100円	17,000円	800円	
	土曜日、 日曜日又 は祝日法 に規定す る休日	4,000円	8,000円	10,000円	19,000円	1,000円	
けいこ場2	平日	1,500円	3,000円	4,000円	7,500円	300円	
	土曜日、 日曜日又 は祝日法 に規定す る休日	1,500円	3,200円	4,400円	8,200円	300円	
けいこ場3	平日	1,600円	3,400円	4,500円	8,300円	400円	
	土曜日、 日曜日又 は祝日法	1,800円	3,700円	5,000円	9,100円	400円	

	に規定する休日					
--	---------	--	--	--	--	--

付記

- 1 利用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を利用する場合は、管理上支障がない限り利用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 利用者が入場料等を徴収する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 3 区民ホールの舞台のみを利用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等（入場料等を徴収する場合は付記2による額）の8割に相当する額を徴収する。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第5条、第15条関係）

(1) 小劇場・区民ホール等

区分		利用料金				
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後10時まで)	全日 (午前9時から午 後10時まで)	延長利用料金
小劇場	平日	22,000円	44,000円	58,000円	111,000円	5,500円
	土曜日、 日曜日又 は国民の 祝日に関 する法律 (昭和2 3年法律 第178 号。以下 「祝日 法」とい う。)に 規定する 休日	26,000円	53,000円	70,000円	134,000円	6,600円
区民ホール	平日	10,000円	21,000円	28,000円		2,700円
	土曜日、 日曜日又 は祝日法 に規定す る休日	10,000円	26,000円	34,000円		2,700円
阿波 踊り ホー ル	阿波 踊り 及び 集会 以外 の利 用	平日	8,100円	10,000円	10,000円	2,000円
		土曜日、 日曜日又 は祝日法 に規定す る休日	8,100円	13,000円	13,000円	2,000円
	集会	平日	4,000円	5,400円	5,400円	1,000円

	利用	土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	4,000円	6,500円	6,500円		1,000円
	けいこ場1	平日	4,300円	8,700円	11,000円	21,000円	1,000円
		土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	4,800円	9,600円	12,000円	23,000円	1,200円
けいこ場2	平日	1,800円	3,600円	4,800円	9,100円	400円	
	土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	1,900円	3,900円	5,300円	9,900円	400円	
けいこ場3	平日	2,000円	4,100円	5,500円	10,000円	500円	
	土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	2,200円	4,500円	6,000円	11,000円	500円	

付記

- 1 利用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を利用する場合は、管理上支障がない限り利用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金又は規定延長利用料金（以下「規定利用料金等」という。）の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 3 小劇場を公演の練習、準備又は後片付け（公演の当日に行うものを除く。）のために利用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等の5割に相当する額を徴収する。
- 4 区民ホールの舞台のみを利用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等（入場料等を徴収する場合は付記2による額）の8割に相当する額を徴収する。

(2) 阿波踊りホール（阿波踊り利用）

区分	利用料金（1時間当たり）
	午前9時から午後10時まで
阿波踊りホール（阿波踊り利用）	700円

付記

- 1 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる利用料金を徴収する。
- 2 利用者が入場料等を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

第11条 杉並区立杉並芸術会館条例の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項並びに附則別表第1から附則別表第4までを削る。

第12条 杉並区立産業商工会館条例（昭和40年杉並区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「並びに別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体」を「（以下「産業団体等」という。）」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合の会館の施設及びその利用料金は、第5条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第1に定める施設及び利用料金

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第2に定める施設及び利用料金

附則の次に附則別表として次の2表を加える。

附則別表第1（附則第2項関係）

(1) 講堂（登録団体利用料金）

区分	利用料金			
	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後9時まで)	延長利用料金
講堂（平日）	4,600円	8,000円	8,600円	1,200円
講堂（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日）	4,600円	9,300円	10,000円	1,200円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金又は規定延長利用料金（以下「規定利用料金等」という。）の5割に相当する額を

加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

- 4 講堂の舞台のみを使用する場合又は舞台を使用しない場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の8割に相当する額を徴収する。

## (2) 展示場・集会室等（登録団体利用料金）

区分	利用料金			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長利用料金
展示場(会議室としての使用を含む。)	2,400円	1,900円	2,400円	700円
和室	1,000円	900円	1,100円	300円
第1集会室	1,000円	800円	1,000円	200円
第2集会室	800円	700円	800円	200円
第3集会室	600円	400円	500円	100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収する場合又は商品の直売を目的として展示場を使用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

## 附則別表第2（附則第2項関係）

### (1) 講堂（登録団体利用料金）

区分	利用料金			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	延長利用料金
講堂(平日)	5,700円	10,000円	10,000円	1,500円
講堂(土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日)	5,700円	11,000円	13,000円	1,500円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等の5割に相当する額を加

えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

- 4 講堂の舞台のみを使用する場合又は舞台を使用しない場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の8割に相当する額を徴収する。

## (2) 展示場・集会室等（登録団体利用料金）

区分	利用料金			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長利用料金
展示場(会議室としての使用を含む。)	3,000円	2,400円	2,600円	900円
和室	1,300円	1,100円	1,200円	400円
第1集会室	1,200円	1,000円	1,100円	300円
第2集会室	1,000円	800円	900円	300円
第3集会室	700円	500円	500円	100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収する場合又は商品の直売を目的として展示場を使用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

### 別表第1（第5条、第17条関係）

#### (1) 講堂

区分	利用料金			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	延長利用料金
講堂(平日)	6,900円	12,000円	13,000円	1,800円
講堂(土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日)	6,900円	14,000円	16,000円	1,800円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、

この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。

- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金又は規定延長利用料金（以下「規定利用料金等」という。）の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 講堂の舞台のみを使用する場合又は舞台を使用しない場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の8割に相当する額を徴収する。

## (2) 展示場・集会室等

区分	利用料金			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長利用料金
展示場(会議室としての使用を含む。)	3,700円	2,900円	2,900円	1,100円
和室	1,600円	1,300円	1,300円	500円
第1集会室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
第2集会室	1,200円	1,000円	1,000円	400円
第3集会室	900円	600円	600円	200円

### 付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収する場合又は商品の直売を目的として展示場を使用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

## 別表第2（第5条、第17条関係）

### (1) 講堂（産業団体等利用料金）

区分	利用料金			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	延長利用料金
講堂(平日)	3,450円	6,000円	6,500円	900円
講堂(土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日)	3,450円	7,000円	8,000円	900円

### 付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 講堂の舞台のみを使用する場合又は舞台を使用しない場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の8割に相当する額を徴収する。

## (2) 展示場・集会室等（産業団体等利用料金）

区分	利用料金			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長利用料金
展示場（会議室としての使用を含む。）	1,850円	1,450円	1,450円	550円
和室	800円	650円	650円	250円
第1集会室	750円	600円	600円	200円
第2集会室	600円	500円	500円	200円
第3集会室	450円	300円	300円	100円

### 付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収する場合又は商品の直売を目的として展示場を使用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

第13条 杉並区立産業商工会館条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附則別表第1及び附則別表第2を削る。

第14条 杉並区立勤労福祉会館条例（昭和59年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。



2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における会館の施設及びその使用料は、第7条並びに別表(2)及び(3)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第1に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第2に定める施設及び使用料

3 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体(以下「登録団体」という。)が使用する場合は、前項、附則別表第1及び附則別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第3に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第4に定める施設及び使用料

附則の次に附則別表として次の4表を加える。

附則別表第1(附則第2項関係)

(1) 集会室等

区分	使用料			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
第1集会室	1,900円	1,500円	1,500円	500円
第2集会室	2,300円	1,800円	1,800円	600円
第5集会室	1,300円	1,000円	1,000円	300円
第6集会室	1,300円	1,000円	1,000円	300円
第1和室(舞台を使用する場合)	2,300円	1,800円	1,800円	600円
第1和室(舞台を使用しない)	1,500円	1,200円	1,200円	400円

い場合)				
第2和室	1,100円	900円	900円	300円
工芸室(工芸使用)	3,200円	2,400円	2,400円	900円
工芸室(集会使用)	1,500円	1,200円	1,200円	400円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

## (2) 音楽室・軽運動室等

区分	使用料(1時間当たり)		
	午前 (午前9時から午後1時まで)	午後 (午後1時から午後6時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)
第1音楽室	800円	1,000円	1,000円
電子オルガン室	100円	100円	100円
軽運動室	800円	800円	800円

付記 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。

## 附則別表第2(附則第2項関係)

### (1) 集会室等

区分	使用料			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
第1集会室	2,000円	1,500円	1,500円	500円
第2集会室	2,500円	1,800円	1,800円	600円
第5集会室	1,400円	1,000円	1,000円	300円
第6集会室	1,400円	1,000円	1,000円	300円
第1和室(舞台を使用する場合)	2,500円	1,800円	1,800円	600円
第1和室(舞台を使用しない場合)	1,600円	1,200円	1,200円	400円
第2和室	1,200円	900円	900円	300円

工芸室（工芸使用）	3,400円	2,400円	2,400円	900円
工芸室（集会使用）	1,600円	1,200円	1,200円	400円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

## （2）音楽室・軽運動室等

区分	使用料（1時間当たり）		
	午前 （午前9時から午後1時まで）	午後 （午後1時から午後6時まで）	夜間 （午後6時から午後9時まで）
第1音楽室	900円	1,000円	1,000円
電子オルガン室	100円	100円	100円
軽運動室	800円	800円	800円

付記 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。

## 附則別表第3（附則第3項関係）

### （1）集会室等（登録団体使用料）

区分	使用料			
	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで）	夜間 （午後7時から午後9時まで）	延長使用料
第1集会室	1,300円	1,000円	1,200円	300円
第2集会室	1,600円	1,200円	1,500円	400円
第5集会室	900円	600円	800円	200円
第6集会室	900円	600円	800円	200円
第1和室（舞台を使用する場合）	1,600円	1,200円	1,500円	400円
第1和室（舞台を使用しない場合）	1,000円	800円	1,000円	200円
第2和室	700円	600円	700円	200円
工芸室（工芸使用）	2,200円	1,600円	2,000円	600円

工芸室（集会使用）	1,000円	800円	1,000円	200円
-----------	--------	------	--------	------

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

## （2）音楽室・軽運動室（登録団体使用料）

区分	使用料（1時間当たり）
	午前9時から午後9時まで
第1音楽室	600円
軽運動室	800円

付記 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。

## 附則別表第4（附則第3項関係）

### （1）集会室等（登録団体使用料）

区分	使用料			
	午前 （午前9時から正 午まで）	午後 （午後1時から 午後3時まで又 は午後4時から 午後6時まで）	夜間 （午後7時から 午後9時まで）	延長使用料
第1集会室	1,700円	1,200円	1,300円	400円
第2集会室	2,100円	1,500円	1,600円	500円
第5集会室	1,200円	800円	900円	200円
第6集会室	1,200円	800円	900円	200円
第1和室（舞台を使用する 場合）	2,100円	1,500円	1,600円	500円
第1和室（舞台を使用しな い場合）	1,400円	1,000円	1,100円	300円
第2和室	1,000円	700円	800円	200円
工芸室（工芸使用）	2,900円	2,000円	2,200円	700円
工芸室（集会使用）	1,400円	1,000円	1,100円	300円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

## (2) 音楽室・軽運動室（登録団体使用料）

区分	使用料（1時間当たり）
	午前9時から午後9時まで
第1音楽室	800円
軽運動室	800円

付記 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

## 別表（第7条関係）

### (1) ホール

区分	使用料			
	午前 (午前9時から正 午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後9時まで)	延長使用料
ホール（平日）	13,000円	26,000円	26,000円	3,300円
ホール（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）	13,000円	32,000円	32,000円	3,300円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料又は規定延長使用料（以下「規定使用料等」という。）の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 ホールの舞台のみを使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の8割に相当する額を徴収する。

### (2) 集会室等

区分	使用料			
	午前 (午前9時から正 午まで)	午後 (午後1時から 午後3時まで又は 午後4時から 午後6時まで)	夜間 (午後7時から 午後9時まで)	延長使用料
第1集会室	2,200円	1,500円	1,500円	500円

第2集会室	2,700円	1,800円	1,800円	600円
第5集会室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
第6集会室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
第1和室（舞台を使用する場合）	2,700円	1,800円	1,800円	600円
第1和室（舞台を使用しない場合）	1,800円	1,200円	1,200円	400円
第2和室	1,300円	900円	900円	300円
工芸室（工芸使用）	3,600円	2,400円	2,400円	900円
工芸室（集会使用）	1,800円	1,200円	1,200円	400円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### (3) 音楽室・軽運動室等

区分	使用料（1時間当たり）
	午前9時から午後9時まで
第1音楽室	1,000円
電子オルガン室	100円
軽運動室	800円

付記 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。

第15条 杉並区立勤労福祉会館条例の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附則別表第1から附則別表第4までを削る。

第16条 杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和45年杉並区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「3,000円」を「4,000円」に改める。

第17条 杉並区自転車放置防止及び駐車場整備に関する条例（昭和59年杉並区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第15条中「3,000円」を「5,000円」に改める。

第18条 杉並区立自転車駐車場条例（平成5年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

駐車場の区分	種別	階数	屋根の有無	使用料			
				定期使用			1日使用及び1回使用
				1月	3月	6月	
1 別表第1に掲げる駐車場（2及び3に掲げる駐車場を除く。）	自転車	1階	有	2,600円	7,400円	12,500円	100円
			無	2,100円	6,000円	10,100円	
		2階	有	2,300円	6,600円	11,000円	
			無	1,900円	5,400円	9,100円	
		3階	有	1,300円	3,700円	6,200円	
			無	1,000円	2,900円	4,800円	
	地下1階		2,300円	6,600円	11,000円		
	地下2階		1,300円	3,700円	6,200円		
	原動機付自転車	1階	有	5,200円	14,800円	25,000円	200円
			無	4,200円	12,000円	20,200円	
2 杉並区立浜田山北第二自転車駐車場、杉並区立下井草南自転車駐車場、杉並区立下井草北第一自転車駐車場、杉並区立荻窪北第三自転車駐車場及び杉並区立西荻窪北自転車駐車場	自転車	1階	有	2,100円	6,000円	10,100円	100円
			無	1,700円	4,800円	8,200円	
	原動機付自転車	1階	有	4,200円	12,000円	20,200円	200円
			無	3,300円	9,400円	15,800円	
3 杉並区立新高円寺地下自転車駐車場	自転車	地下1階		2,600円	7,400円	12,500円	100円

付記

- 1 規則で定める学生が定期使用する場合の使用料は、自転車にあつては規定使用料から1月当たり200円を減じた額とし、原動機付自転車にあつては規定使用料から1月当たり400円を減じた額とする。

2 1回使用のうち規則で定める時間内の使用に係る使用料は、無料とする。

第19条 杉並区立公園条例（昭和51年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第21条の9第3項中「、同条第2項中「有料施設（別表第4（2）及び別表第5に規定する施設を除く。）」とあるのは「有料施設」と、「別表第4に」とあるのは「別表第5に」と」を削る。

第21条の13第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

附則に次の3項を加える。

5 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合は、有料施設（別表第4（2）及び別表第5に規定する施設を除く。）の使用料は、第17条及び別表第4（1）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

（1）平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第1に定める使用料

（2）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第2に定める使用料

6 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における有料施設（別表第5に規定する施設に限る。）の利用料金は、第21条の13及び別表第5の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

（1）平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第3に定める利用料金

（2）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第4に定める利用料金



7 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における登録団体が使用する場合の有料施設（別表第5に規定する施設に限る。）の利用料金は、前項、附則別表第3及び附則別表第4の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第5に定める利用料金

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第6に定める利用料金

附則別表第1 有料施設の使用料（附則第5項関係）

茶室・詩歌室（登録団体使用料）

名称	使用料		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	延長使用料
かし 柏の宮公園茶室	3,600円	4,900円	900円
角川庭園茶室	400円	600円	100円
角川庭園詩歌室1	900円	1,200円	300円
角川庭園詩歌室2	600円	800円	100円

付記

- 1 柏の宮公園茶室又は角川庭園茶室の午前及び午後を引き続き使用する場合に限り、管理上支障がないときは、その中間時間の使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 角川庭園詩歌室を使用する場合において、使用時間を延長して午前及び午後の中間時間を使用するときは、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

附則別表第2 有料施設の使用料（附則第5項関係）

茶室・詩歌室（登録団体使用料）

名称	使用料		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	延長使用料
柏の宮公園茶室	4,500円	6,000円	1,100円
角川庭園茶室	500円	700円	100円
角川庭園詩歌室1	1,100円	1,500円	400円
角川庭園詩歌室2	700円	1,000円	100円

付記

- 1 柏の宮公園茶室又は角川庭園茶室の午前及び午後を引き続き使用する場合に限り、管理上支障がないときは、

その中間時間の使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

- 2 角川庭園詩歌室を使用する場合において、使用時間を延長して午前及び午後の中間時間を使用するときは、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### 附則別表第3 有料施設の利用料金（附則第6項関係）

名称	利用料金		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	延長利用料金
大田黒公園茶室	2,600円	4,000円	700円

付記 午前及び午後を引き続き使用する場合に限り、管理上支障がないときは、その中間時間の使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。

### 附則別表第4 有料施設の利用料金（附則第6項関係）

名称	利用料金		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	延長利用料金
大田黒公園茶室	2,800円	4,000円	700円

付記 午前及び午後を引き続き使用する場合に限り、管理上支障がないときは、その中間時間の使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。

### 附則別表第5 有料施設の利用料金（附則第7項関係）

#### 登録団体利用料金

名称	利用料金		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	延長利用料金
大田黒公園茶室	1,800円	2,700円	400円

付記 午前及び午後を引き続き使用する場合に限り、管理上支障がないときは、その中間時間の使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。

### 附則別表第6 有料施設の利用料金（附則第7項関係）

#### 登録団体利用料金

名称	利用料金		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	延長利用料金
大田黒公園茶室	2,400円	3,300円	500円

付記 午前及び午後を引き続き使用する場合に限り、管理上支障がないときは、その中間時間の使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。

別表第4（1）を次のように改める。

(1) 茶室・詩歌室

名称	使用料		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	延長使用料
かし 柏の宮公園茶室	5,400円	7,200円	1,300円
角川庭園茶室	600円	900円	100円
角川庭園詩歌室1	1,300円	1,800円	500円
角川庭園詩歌室2	900円	1,200円	200円

付記

- 1 柏の宮公園茶室又は角川庭園茶室の午前及び午後を引き続き使用する場合に限り、管理上支障がないときは、その中間時間の使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 角川庭園詩歌室を使用する場合において、使用時間を延長して午前及び午後の中間時間を使用するときは、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

別表第5を次のように改める。

別表第5 有料施設の利用料金（第17条、第21条の9、第21条の13関係）

名称	利用料金		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	延長利用料金
大田黒公園茶室	3,000円	4,000円	700円

付記 午前及び午後を引き続き使用する場合に限り、管理上支障がないときは、その中間時間の使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。

第20条 杉並区立公園条例の一部を次のように改正する。

附則第5項から第7項まで及び附則別表第1から附則別表第6までを削る。

第21条 杉並区立学校施設使用料条例（昭和39年杉並区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「「委員会」を「「教育委員会」に、「委員会の規則」を「杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。））」に改める。

第2条第2項中「別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体」を「教育委員会規則で定める団体」に改め、同条第3項中「委員会」を「教育委員会」に改める。

第3条から第6条までの規定中「委員会」を「教育委員会」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（第2条第2項に規定する教育委員会規則で定める団体を除く。以下「登録団体」という。）が使用する場合の学校施設の使用料は、第2条及び別表第1（2）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第1に定める使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第2に定める使用料

#### 附則別表第1（附則第3項関係）

##### プール（登録団体使用料）

施設の区分	使用区分			使用料
	貸切り	2時間当たり	1コース	
温水プール	貸切り	2時間当たり	1コース	4,000円

付記

- 2時間に満たない時間は、これを2時間として表に掲げる使用料を徴収する。
- 使用時間を延長して使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、規定使用料の5割に相当する額を徴収する。

#### 附則別表第2（附則第3項関係）

##### プール（登録団体使用料）

施設の区分	使用区分			使用料
	貸切り	2時間当たり	1コース	
温水プール	貸切り	2時間当たり	1コース	5,000円

付記

- 2時間に満たない時間は、これを2時間として表に掲げる使用料を徴収する。
- 使用時間を延長して使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、規定使用料の5割に相当する額を徴収する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

#### 別表第1（第2条関係）

##### (1) 屋内運動場等

施設の区分	使用料（1時間当たり）
屋内運動場	500円
教室（1教室につき）	100円

教育委員会が指定した会議室 (1会議室につき)	100円
校庭	200円
庭球場	100円

付記

- 1 時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。
- 2 照明設備の使用料は、教育委員会規則で定める。

## (2) プール

施設の区分	使用区分			使用料
温水プール	一般	1人、1時間当たり	小人(中学生以下)	130円
			大人	250円
	貸切り	2時間当たり	1コース	6,000円
教育委員会が指定したプール	一般	1人、1回当たり		200円

付記

- 1 温水プールを一般使用する場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。
- 2 温水プールを貸切り使用する場合において、2時間に満たない時間は、これを2時間として表に掲げる使用料を徴収する。
- 3 温水プールを使用する場合において、使用時間を延長して使用するときは、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、一般使用にあつては延長時間30分間(30分間に満たない時間は、これを30分間とする。)につき、規定使用料の5割に相当する額を、貸切り使用にあつては延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、規定使用料の5割に相当する額を徴収する。
- 4 教育委員会が指定したプールの1回の使用単位は、教育委員会が別に定める。
- 5 教育委員会が指定したプールを教育委員会規則で定める者が使用する場合は、使用料を徴収しない。

## 別表第2 (第2条関係)

### プール

施設の区分	使用区分			使用料
温水プール	貸切り	2時間当たり	1コース	3,000円

付記

- 1 2時間に満たない時間は、これを2時間として表に掲げる使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、規定使用料の5割に相当する額を徴収する。

第22条 杉並区立学校施設使用料条例の一部を次のように改正する。

附則第3項、附則別表第1及び附則別表第2を削る。

第23条 杉並区立科学館条例(昭和44年杉並区条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

付則を付則第1項とし、付則に次の2項を加える。

2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における科学館の施設及びその使用料は、第5条及び別表(1)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
付則別表第1に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
付則別表第2に定める施設及び使用料

3 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体(以下「登録団体」という。)が使用する場合の科学館の施設及びその使用料は、第5条、前項、付則別表第1、付則別表第2及び別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
付則別表第3に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
付則別表第4に定める施設及び使用料

付則の次に付則別表として次の4表を加える。

#### 付則別表第1(付則第2項関係)

##### 講堂・視聴覚室

区分	使用料			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
講堂	8,500円	5,500円	5,700円	2,100円
視聴覚室	5,400円	3,600円	3,600円	1,300円

付記 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

付則別表第2（付則第2項関係）

講堂・視聴覚室

区分	使用料			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
講堂	8,500円	5,600円	5,700円	2,100円
視聴覚室	5,400円	3,600円	3,600円	1,300円

付記 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

付則別表第3（付則第3項関係）

(1) 講堂・視聴覚室（登録団体使用料）

区分	使用料			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
講堂	5,800円	3,700円	4,800円	1,500円
視聴覚室	3,600円	2,400円	3,000円	900円

付記 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(2) 実験室・工作室（登録団体使用料）

区分	使用料			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	延長使用料
第1実験室	3,000円	4,000円	3,000円	800円
第2実験室	3,000円	4,000円	3,000円	800円
第3実験室	3,300円	4,400円	3,300円	900円
工作室	3,300円	4,400円	3,300円	900円

付記 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に

掲げる延長使用料を徴収する。

#### 付則別表第4（付則第3項関係）

##### （1）講堂・視聴覚室（登録団体使用料）

区分	使用料			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
講堂	7,100円	4,700円	5,200円	1,800円
視聴覚室	4,500円	3,000円	3,300円	1,100円

付記 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

##### （2）実験室・工作室（登録団体使用料）

区分	使用料			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	延長使用料
第1実験室	3,700円	5,000円	3,700円	900円
第2実験室	3,700円	5,000円	3,700円	900円
第3実験室	4,100円	5,500円	4,100円	1,000円
工作室	4,100円	5,500円	4,100円	1,000円

付記 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

別表を次のように改める。

#### 別表（第5条関係）

##### （1）講堂・視聴覚室

区分	使用料			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
講堂	8,500円	5,700円	5,700円	2,100円



視聴覚室	5,400円	3,600円	3,600円	1,300円
------	--------	--------	--------	--------

付記 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

## (2) 実験室・工作室

区分	使用料			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	延長使用料
第1実験室	4,500円	6,000円	4,500円	1,100円
第2実験室	4,500円	6,000円	4,500円	1,100円
第3実験室	4,900円	6,600円	4,900円	1,200円
工作室	4,900円	6,600円	4,900円	1,200円

付記 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

第24条 杉並区立科学館条例の一部を次のように改正する。

付則第2項及び第3項を削り、付則第1項の項番号を削る。

付則別表第1から付則別表第4までを削る。

第25条 杉並区立社会教育センター条例（昭和63年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「教育委員会規則」を「杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附則に次の2項を加える。

5 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間におけるセンターの施設及びその使用料は、第7条及び別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第1に定める施設及び使用料
- (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第2に定める施設及び使用料

6 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合のセンターの施設及びその使用料は、前項、附則別表第1及び附則別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第3に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第4に定める施設及び使用料

附則の次に附則別表として次の4表を加える。

#### 附則別表第1（附則第5項関係）

##### (1) ホール・リハーサル室

区分	使用料			
	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後9時まで)	延長使用料
ホール（平日）	24,000円	49,000円	49,000円	6,200円
ホール（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日）	24,000円	59,000円	59,000円	6,200円
リハーサル室	3,200円	4,800円	3,600円	900円

#### 付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収してホールを使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料又は規定延長使用料（以下「規定使用料等」という。）の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が教育委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 ホールの舞台のみを使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等の8割に相当する額を徴収する。

##### (2) 集会室等

区分	使用料				延長使用料
	午前 (午前9時から	午後 (午後1時から	夜間 (午後7時か	全日 (午前9時から	

	正午まで)	午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	午後9時まで)	午後9時まで)	
第5集会室	1,500円	1,200円	1,200円		400円
第6集会室	1,500円	1,200円	1,200円		400円
第7集会室	1,500円	1,200円	1,200円		400円
第1和室(舞台を使用する場合)	1,700円	1,300円	1,300円		400円
第1和室(舞台を使用しない場合)	900円	700円	700円		200円
第2和室	1,900円	1,500円	1,500円		500円
視聴覚室	4,300円	3,300円	3,300円		1,200円
展示室(展示使用)				19,000円	
展示室(集会使用)	7,800円	5,900円	5,900円		2,100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合(展示室を展示使用する場合を除く。)は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合(展示室を展示使用する場合を除く。)は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収して展示室を展示使用する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が教育委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 展示室を区分して半面を使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等(入場料等を徴収して展示使用する場合は付記3による額)の5割に相当する額を徴収する。

附則別表第2(附則第5項関係)

(1) ホール・リハーサル室

区分	使用料			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	延長使用料
ホール(平日)	24,000円	49,000円	49,000円	6,200円
ホール(土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日)	24,000円	59,000円	59,000円	6,200円
リハーサル室	3,400円	4,800円	3,600円	900円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収してホールを使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が教育委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 ホールの舞台のみを使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等の8割に相当する額を徴収する。

## (2) 集会室等

区分	使用料				
	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後3時まで又 は午後4時から 午後6時まで)	夜間 (午後7時か ら午後9時ま で)	全日 (午前9時から 午後9時まで)	延長使用料
第5集会室	1,600円	1,200円	1,200円		400円
第6集会室	1,600円	1,200円	1,200円		400円
第7集会室	1,600円	1,200円	1,200円		400円
第1和室(舞 台を使用す る場合)	1,800円	1,300円	1,300円		400円
第1和室(舞 台を使用し ない場合)	1,000円	700円	700円		200円
第2和室	2,000円	1,500円	1,500円		500円
視聴覚室	4,600円	3,300円	3,300円		1,200円
展示室(展 示使用)				19,000円	
展示室(集 会使用)	8,300円	5,900円	5,900円		2,100円

### 付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合（展示室を展示使用する場合を除く。）は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合（展示室を展示使用する場合を除く。）は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収して展示室を展示使用する場合の使用料は、規定使用料等の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が教育委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 展示室を区分して半面を使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等（入場料等を徴収して展示使用する場合付記3による額）の5割に相当する額を徴収する。

## 附則別表第3（附則第6項関係）

(1) リハーサル室（登録団体使用料）

区分	使用料			
	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後9時まで)	延長使用料
リハーサル室	2,200円	3,200円	2,400円	600円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(2) 集会室等（登録団体使用料）

区分	使用料				
	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後3時まで又は 午後4時から 午後6時まで)	夜間 (午後7時か ら午後9時ま で)	全日 (午前9時から 午後9時まで)	延長使用料
第5集会室	1,000円	800円	1,000円		200円
第6集会室	1,000円	800円	1,000円		200円
第7集会室	1,000円	800円	1,000円		200円
第1和室（舞 台を使用する 場合）	1,200円	900円	1,100円		300円
第1和室（舞 台を使用しな い場合）	600円	400円	600円		100円
第2和室	1,300円	1,000円	1,200円		300円
視聴覚室	2,900円	2,200円	2,800円		800円
展示室（展示 使用）				12,000円	
展示室（集会 使用）	5,300円	3,900円	5,000円		1,400円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合（展示室を展示使用する場合を除く。）は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合（展示室を展示使用する場合を除く。）は、管理上支障が

ない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

- 3 使用者が入場料等を徴収して展示室を展示使用する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が教育委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 展示室を区分して半面を使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等（入場料等を徴収して展示使用する場合は付記3による額）の5割に相当する額を徴収する。

#### 附則別表第4（附則第6項関係）

##### （1）リハーサル室（登録団体使用料）

区分	使用料			
	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後9時まで)	延長使用料
リハーサル室	2,900円	4,000円	3,000円	700円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

##### （2）集会室等（登録団体使用料）

区分	使用料				
	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後3時まで又は 午後4時から 午後6時まで)	夜間 (午後7時から 午後9時まで)	全日 (午前9時から 午後9時まで)	延長使用料
第5集会室	1,400円	1,000円	1,100円		300円
第6集会室	1,400円	1,000円	1,100円		300円
第7集会室	1,400円	1,000円	1,100円		300円
第1和室（舞台を使用する場合）	1,600円	1,100円	1,200円		400円
第1和室（舞台を使用しない場合）	800円	500円	600円		100円
第2和室	1,700円	1,200円	1,300円		400円
視聴覚室	3,900円	2,700円	3,000円		1,000円
展示室（展示使用）				15,000円	
展示室（集会使用）	7,000円	4,900円	5,400円		1,800円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合（展示室を展示使用する場合を除く。）は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合（展示室を展示使用する場合を除く。）は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収して展示室を展示使用する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が教育委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 展示室を区分して半面を使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等（入場料等を徴収して展示使用する場合は付記3による額）の5割に相当する額を徴収する。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

## 別表（第7条関係）

### （1）ホール・リハーサル室

区分	使用料			
	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後9時まで)	延長使用料
ホール（平日）	24,000円	49,000円	49,000円	6,200円
ホール（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）	24,000円	59,000円	59,000円	6,200円
リハーサル室	3,600円	4,800円	3,600円	900円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収してホールを使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料又は規定延長使用料（以下「規定使用料等」という。）の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が教育委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 ホールの舞台のみを使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等の8割に相当する額を徴収する。

### （2）集会室等

区分	使用料				延長使用料
	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後3時まで又は 午後4時から 午後6時まで)	夜間 (午後7時から 午後9時まで)	全日 (午前9時から 午後9時まで)	
第5集会室	1,800円	1,200円	1,200円	/	400円

第6集会室	1,800円	1,200円	1,200円		400円
第7集会室	1,800円	1,200円	1,200円		400円
第1和室（舞台を使用する場合）	2,000円	1,300円	1,300円		500円
第1和室（舞台を使用しない場合）	1,100円	700円	700円		200円
第2和室	2,200円	1,500円	1,500円		500円
視聴覚室	4,900円	3,300円	3,300円		1,200円
展示室（展示使用）				19,000円	
展示室（集会使用）	8,800円	5,900円	5,900円		2,200円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合（展示室を展示使用する場合を除く。）は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合（展示室を展示使用する場合を除く。）は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収して展示室を展示使用する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が教育委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 展示室を区分して半面を使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等（入場料等を徴収して展示使用する場合付記3による額）の5割に相当する額を徴収する。

第26条 杉並区立社会教育センター条例の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項並びに附則別表第1から附則別表第4までを削る。

第27条 杉並区体育施設等に関する条例（昭和32年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体」を「委員会規則で定める団体」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の6項を加える。

- 2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における公園施設の使用料は、第5条及び別表第3の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第1に定める使用料



- (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第2に定める使用料
- 3 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における委員会規則  
で定める団体が使用する場合は、前項、附則別表第1及び  
附則別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号  
に掲げるとおりとする。
- (1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第1に定める使用料の2分の1に相当する額
- (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第2に定める使用料の2分の1に相当する額
- 4 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定める  
ところによりあらかじめ区に登録されている団体（委員会規則で定める団体を  
除く。以下「登録団体」という。）が使用する場合は、附  
則第2項、附則別表第1及び附則別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲  
げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。
- (1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第3に定める使用料
- (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第4に定める使用料
- 5 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における体育施設の  
利用料金は、第5条及び別表第4の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分  
に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。
- (1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第5に定める利用料金
- (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第6に定める利用料金
- 6 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における委員会規則  
で定める団体が使用する場合は、前項、附則別表第5及  
び附則別表第6の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各

号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第5に定める利用料金の2分の1に相当する額

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第6に定める利用料金の2分の1に相当する額

7 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における登録団体が  
使用する場合の体育施設の利用料金は、附則第5項、附則別表第5及び附則別  
表第6の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げ  
るとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用  
附則別表第7に定める利用料金

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用  
附則別表第8に定める利用料金

附則の次に附則別表として次の8表を加える。

#### 附則別表第1（附則第2項関係）

##### (1) 野球場

施設区分	使用区分		使用料
松ノ木運動場	2時間当たり	1面	3,400円
塚山公園運動場	2時間当たり	1面	2,500円

##### (2) 庭球場

施設区分	使用区分		使用料
松ノ木運動場 かし 柏の宮公園庭球場	2時間当たり	1面	800円

##### (3) 運動場

施設区分	使用区分		使用料
蚕糸の森公園運動場	2時間当たり	全面	2,500円
井草森公園運動場	2時間当たり	全面	10,000円
		半面	5,000円

#### (4) プール

施設区分	使用区分			使用料
和田堀公園プール 阿佐谷けやき公園プール	一般	1人、2時間当たり	小人（中学生以下）	200円
			大人	400円
	貸切り	2時間当たり	全面	30,000円

付記

- 1 附則別表第1の適用において、2時間に満たない時間は、これを2時間として同表に掲げる使用料を徴収する。
- 2 附則別表第1の適用において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 3 附則別表第1の適用において、使用時間を延長して使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、規定使用料（入場料等を徴収する場合は付記2による額）の5割に相当する額を徴収する。
- 4 附則別表第1（(1)及び(2)に限る。）に規定する公園施設の照明設備の使用料は、委員会規則で定める。

#### 附則別表第2（附則第2項関係）

##### (1) 野球場

施設区分	使用区分		使用料
松ノ木運動場	2時間当たり	1面	3,600円
塚山公園運動場	2時間当たり	1面	2,500円

##### (2) 庭球場

施設区分	使用区分		使用料
松ノ木運動場 柏の宮公園庭球場	2時間当たり	1面	900円

##### (3) 運動場

施設区分	使用区分		使用料
蚕糸の森公園運動場	2時間当たり	全面	2,500円
井草森公園運動場	2時間当たり	全面	10,000円
		半面	5,000円

##### (4) プール

施設区分	使用区分			使用料
和田堀公園プール	一般	1人、2時間当たり	小人（中学生以下）	200円

阿佐谷けやき公園プール			大人	400円
	貸切り	2時間当たり	全面	30,000円

付記

- 1 附則別表第2の適用において、2時間に満たない時間は、これを2時間として同表に掲げる使用料を徴収する。
- 2 附則別表第2の適用において、使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 3 附則別表第2の適用において、使用時間を延長して使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、規定使用料（入場料等を徴収する場合は付記2による額）の5割に相当する額を徴収する。
- 4 附則別表第2（(1)及び(2)に限る。）に規定する公園施設の照明設備の使用料は、委員会規則で定める。

### 附則別表第3（附則第4項関係）

#### (1) 野球場（登録団体使用料）

施設区分	使用区分		使用料
松ノ木運動場	2時間当たり	1面	2,300円
塚山公園運動場	2時間当たり	1面	1,700円

#### (2) 庭球場（登録団体使用料）

施設区分	使用区分		使用料
松ノ木運動場 柏の宮公園庭球場	2時間当たり	1面	600円

#### (3) 運動場（登録団体使用料）

施設区分	使用区分		使用料
蚕糸の森公園運動場	2時間当たり	全面	1,700円
井草森公園運動場	2時間当たり	全面	6,600円
		半面	3,300円

#### (4) プール（登録団体使用料）

施設区分	使用区分			使用料
和田堀公園プール 阿佐谷けやき公園プール	貸切り	2時間当たり	全面	20,000円

付記

- 1 附則別表第3の適用において、2時間に満たない時間は、これを2時間として同表に掲げる使用料を徴収する。
- 2 附則別表第3の適用において、使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当す

る額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

- 3 附則別表第3の適用において、使用時間を延長して使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、規定使用料（入場料等を徴収する場合は付記2による額）の5割に相当する額を徴収する。
- 4 附則別表第3（(1)及び(2)に限る。）に規定する公園施設の照明設備の使用料は、委員会規則で定める。

#### 附則別表第4（附則第4項関係）

##### (1) 野球場（登録団体使用料）

施設区分	使用区分		使用料
松ノ木運動場	2時間当たり	1面	3,000円
塚山公園運動場	2時間当たり	1面	2,100円

##### (2) 庭球場（登録団体使用料）

施設区分	使用区分		使用料
松ノ木運動場 柏の宮公園庭球場	2時間当たり	1面	800円

##### (3) 運動場（登録団体使用料）

施設区分	使用区分		使用料
蚕糸の森公園運動場	2時間当たり	全面	2,100円
井草森公園運動場	2時間当たり	全面	8,300円
		半面	4,100円

##### (4) プール（登録団体使用料）

施設区分	使用区分			使用料
和田堀公園プール 阿佐谷けやき公園プール	貸切り	2時間当たり	全面	25,000円

#### 付記

- 1 附則別表第4の適用において、2時間に満たない時間は、これを2時間として同表に掲げる使用料を徴収する。
- 2 附則別表第4の適用において、使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 3 附則別表第4の適用において、使用時間を延長して使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、規定使用料（入場料等を徴収する場合は付記2による額）の5割に相当する額を徴収する。
- 4 附則別表第4（(1)及び(2)に限る。）に規定する公園施設の照明設備の使用料は、委員会規則で定める。

#### 附則別表第5（附則第5項関係）

(1) 野球場

施設区分	使用区分		利用料金
下高井戸運動場 上井草運動場	2時間当たり	1面	3,400円

(2) 庭球場

施設区分	使用区分		利用料金
妙正寺体育館	2時間当たり	1面	800円
上井草運動場	2時間当たり	1面	800円

(3) 弓道場

施設区分	使用区分		利用料金
上井草運動場	一般	1人、1時間当たり	200円
	貸切り	2時間当たり 全面	2,600円

(4) 運動場

施設区分	使用区分		利用料金
下高井戸運動場	2時間当たり	全面	5,400円
		半面	3,400円
上井草運動場	2時間当たり	全面	6,800円
		半面	3,400円

(5) 小運動場

施設区分	使用区分		利用料金
上井草運動場	2時間当たり	1面	800円

(6) 体育館

施設区分	使用区分		利用料金	
高円寺体育館 大宮前体育館 荻窪体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	4,100円
			半面	2,000円

			1 / 4 面	1,000円
妙正寺体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	2,800円
			半面	1,400円
			1 / 4 面	700円
永福体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	50円
			大人	100円
	貸切り	2時間当たり	全面	1,400円
			半面	700円
			1 / 3 面	400円
上井草体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	6,000円
			半面	2,900円
			1 / 3 面	2,000円
			1 / 4 面	1,400円
		1 / 6 面	900円	

### (7) 小体育室

施設区分	使用区分		利用料金	
高円寺体育館 大宮前体育館 荻窪体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	1,000円
上井草体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	1,900円
			半面	900円

### (8) 武道場

--	--	--	--	--

施設区分	使用区分			利用料金
大宮前体育館	一般	1人、1回当たり	小人（小・中学生）	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	900円
荻窪体育館	一般	1人、1回当たり	小人（小・中学生）	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	1,900円
			半面	900円

(9) プール

施設区分	使用区分			利用料金
大宮前体育館 高井戸温水プール 上井草温水プール	一般	1人、1時間当たり	小人（中学生以下）	130円
			大人	250円
	貸切り	2時間当たり	1コース	6,000円

(10) トレーニングルーム

施設区分	使用区分			利用料金
大宮前体育館 上井草体育館	一般	1人、1回当たり		400円

(11) ゲートボール場

施設区分	使用区分			利用料金
上井草運動場	2時間当たり	1面		400円

(12) 会議室

施設区分	使用区分			利用料金
大宮前体育館	1時間当たり	会議室		600円
		多目的室		600円
荻窪体育館	1時間当たり	第1会議室		600円
		第2会議室		500円
上井草体育館	1時間当たり	第1会議室		1,000円
		第2会議室		1,000円



### (13) 駐車場

施設区分	使用区分		利用料金
上井草体育館	1台当たり	3時間以内30分間までごと	100円
		3時間を超え30分間までごと	150円

#### 付記

- 1 附則別表第5の適用において、1時間当たりの利用料金を定めている施設にあつては、1時間に満たない時間は、これを1時間として同表に掲げる利用料金を徴収する。
- 2 附則別表第5の適用において、2時間当たりの利用料金を定めている施設にあつては、2時間に満たない時間は、これを2時間として同表に掲げる利用料金を徴収する。
- 3 附則別表第5の適用において、使用者が入場料等を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 附則別表第5（(13)を除く。）の適用において、使用時間を延長して使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、規定利用料金（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の1時間当たりの額（規定利用料金が2時間当たりの額として定められているものについては、当該規定利用料金（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の5割に相当する額）を徴収する。ただし、同表(9)のうち一般使用において使用時間を延長して使用する場合の利用料金は、延長時間30分間（30分間に満たない時間は、これを30分間とする。）につき、規定利用料金の5割に相当する額を徴収する。
- 5 附則別表第5（(6)から(8)までに限る。）の適用において、使用区分が一般の1回の使用は、別に委員会が定める2時間を単位として割り振られた時間内とする。
- 6 附則別表第5（(1)、(2)、(4)、(5)及び(11)に限る。）に規定する体育施設の照明設備の利用料金は、委員会規則で定める。

### 附則別表第6（附則第5項関係）

#### (1) 野球場

施設区分	使用区分		利用料金
下高井戸運動場 上井草運動場	2時間当たり	1面	3,600円

#### (2) 庭球場

施設区分	使用区分		利用料金
妙正寺体育館	2時間当たり	1面	800円
上井草運動場	2時間当たり	1面	900円

#### (3) 弓道場

施設区分	使用区分		利用料金
上井草運動場	一般	1人、1時間当たり	200円
	貸切り	2時間当たり 全面	2,600円

(4) 運動場

施設区分	使用区分		利用料金
下高井戸運動場	2時間当たり	全面	5,700円
		半面	3,600円
上井草運動場	2時間当たり	全面	7,200円
		半面	3,600円

(5) 小運動場

施設区分	使用区分		利用料金
上井草運動場	2時間当たり	1面	900円

(6) 体育館

施設区分	使用区分			利用料金
高円寺体育館 大宮前体育館 荻窪体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	5,000円
			半面	2,400円
			1/4面	1,200円
	妙正寺体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)
大人				200円
貸切り		2時間当たり	全面	2,800円
			半面	1,400円
			1/4面	700円
永福体育館		一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)
	大人			100円
	貸切り	2時間当たり	全面	1,400円
			半面	700円
			1/3面	400円
	上井草体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)

			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	6,900円
			半面	3,400円
			1/3面	2,300円
			1/4面	1,600円
			1/6面	1,100円

### (7) 小体育室

施設区分	使用区分			利用料金
高円寺体育館 大宮前体育館 荻窪体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	1,200円
上井草体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	2,200円
			半面	1,100円

### (8) 武道場

施設区分	使用区分			利用料金
大宮前体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	1,100円
荻窪体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	2,200円
			半面	1,100円

### (9) プール

施設区分	使用区分			利用料金
大宮前体育館 高井戸温水プール 上井草温水プール	一般	1人、1時間当たり	小人(中学生以下)	130円
			大人	250円

	貸切り	2時間当たり	1コース	6,000円
--	-----	--------	------	--------

### (10) トレーニングルーム

施設区分	使用区分		利用料金
大宮前体育館 上井草体育館	一般	1人、1回当たり	400円

### (11) ゲートボール場

施設区分	使用区分		利用料金
上井草運動場	2時間当たり	1面	400円

### (12) 会議室

施設区分	使用区分		利用料金
大宮前体育館	1時間当たり	会議室	600円
		多目的室	600円
荻窪体育館	1時間当たり	第1会議室	600円
		第2会議室	500円
上井草体育館	1時間当たり	第1会議室	1,000円
		第2会議室	1,000円

### (13) 駐車場

施設区分	使用区分		利用料金
上井草体育館	1台当たり	3時間以内30分間までごと	100円
		3時間を超え30分間までごと	150円

#### 付記

- 1 附則別表第6の適用において、1時間当たりの利用料金を定めている施設にあつては、1時間に満たない時間は、これを1時間として同表に掲げる利用料金を徴収する。
- 2 附則別表第6の適用において、2時間当たりの利用料金を定めている施設にあつては、2時間に満たない時間は、これを2時間として同表に掲げる利用料金を徴収する。
- 3 附則別表第6の適用において、使用者が入場料等を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 附則別表第6（(13)を除く。）の適用において、使用時間を延長して使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、規定利用料金（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の1時間当たりの額（規定利用料金が2時間当たりの額として定められているものについては、当該規定利用料金（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の5割に相当する額）を徴収する。ただし、同表(9)のうち一般使用において使用

時間を延長して使用する場合の利用料金は、延長時間30分間（30分間に満たない時間は、これを30分間とする。）につき、規定利用料金の5割に相当する額を徴収する。

5 附則別表第6（(6)から(8)までに限る。）の適用において、使用区分が一般の1回の使用は、別に委員会が定める2時間を単位として割り振られた時間内とする。

6 附則別表第6（(1)、(2)、(4)、(5)及び(11)に限る。）に規定する体育施設の照明設備の利用料金は、委員会規則で定める。

## 附則別表第7（附則第7項関係）

### (1) 野球場（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分		利用料金
下高井戸運動場 上井草運動場	2時間当たり	1面	2,300円

### (2) 庭球場（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分		利用料金
妙正寺体育館	2時間当たり	1面	400円
上井草運動場	2時間当たり	1面	600円

### (3) 弓道場（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分			利用料金
上井草運動場	貸切り	2時間当たり	全面	1,800円

### (4) 運動場（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分		利用料金
下高井戸運動場	2時間当たり	全面	3,700円
		半面	2,300円
上井草運動場	2時間当たり	全面	4,600円
		半面	2,300円

### (5) 小運動場（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分		利用料金
上井草運動場	2時間当たり	1面	600円

### (6) 体育館（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分			利用料金
高円寺体育館	貸切り	2時間当たり	全面	3,000円

大宮前体育館 荻窪体育館			片面	1,500円
			1/4面	700円
妙正寺体育館	貸切り	2時間当たり	全面	1,400円
			片面	700円
			1/4面	350円
永福体育館	貸切り	2時間当たり	全面	1,400円
			片面	700円
			1/3面	400円
上井草体育館	貸切り	2時間当たり	全面	4,300円
			片面	2,100円
			1/3面	1,400円
			1/4面	1,000円
			1/6面	700円

(7) 小体育室（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分			利用料金
高円寺体育館 大宮前体育館 荻窪体育館	貸切り	2時間当たり	全面	700円
上井草体育館	貸切り	2時間当たり	全面	1,400円
			片面	700円

(8) 武道場（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分			利用料金
大宮前体育館	貸切り	2時間当たり	全面	700円
荻窪体育館	貸切り	2時間当たり	全面	1,400円
			片面	700円

(9) プール（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分			利用料金
大宮前体育館	貸切り	2時間当たり	1コース	4,000円

高井戸温水プール 上井草温水プール				
----------------------	--	--	--	--

(10) ゲートボール場（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分		利用料金
上井草運動場	2時間当たり	1面	200円

(11) 会議室（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分		利用料金
大宮前体育館	1時間当たり	会議室	400円
		多目的室	400円
荻窪体育館	1時間当たり	第1会議室	400円
		第2会議室	300円
上井草体育館	1時間当たり	第1会議室	600円
		第2会議室	600円

付記

- 1 附則別表第7の適用において、1時間当たりの利用料金を定めている施設にあつては、1時間に満たない時間は、これを1時間として同表に掲げる利用料金を徴収する。
- 2 附則別表第7の適用において、2時間当たりの利用料金を定めている施設にあつては、2時間に満たない時間は、これを2時間として同表に掲げる利用料金を徴収する。
- 3 附則別表第7の適用において、使用者が入場料等を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 附則別表第7の適用において、使用時間を延長して使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、規定利用料金（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の1時間当たりの額（規定利用料金が2時間当たりの額として定められているものについては、当該規定利用料金（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の5割に相当する額）を徴収する。
- 5 附則別表第7（(1)、(2)、(4)、(5)及び(10)に限る。）に規定する体育施設の照明設備の利用料金は、委員会規則で定める。

附則別表第8（附則第7項関係）

(1) 野球場（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分		利用料金
下高井戸運動場 上井草運動場	2時間当たり	1面	3,000円

(2) 庭球場（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分		利用料金
妙正寺体育館	2時間当たり	1面	400円

上井草運動場	2時間当たり	1面	800円
--------	--------	----	------

(3) 弓道場（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分			利用料金
上井草運動場	貸切り	2時間当たり	全面	2,200円

(4) 運動場（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分			利用料金
下高井戸運動場	2時間当たり	全面	4,800円	
		半面	3,000円	
上井草運動場	2時間当たり	全面	6,100円	
		半面	3,000円	

(5) 小運動場（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分			利用料金
上井草運動場	2時間当たり	1面	800円	

(6) 体育館（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分			利用料金
高円寺体育館 大宮前体育館 荻窪体育館	貸切り	2時間当たり	全面	4,400円
			半面	2,200円
			1/4面	1,000円
妙正寺体育館	貸切り	2時間当たり	全面	1,400円
			半面	700円
			1/4面	350円
永福体育館	貸切り	2時間当たり	全面	1,400円
			半面	700円
			1/3面	400円
上井草体育館	貸切り	2時間当たり	全面	6,100円
			半面	3,000円
			1/3面	2,000円



			1 / 4面	1,400円
			1 / 6面	1,000円

(7) 小体育室（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分			利用料金
高円寺体育館 大宮前体育館 荻窪体育館	貸切り	2時間当たり	全面	1,000円
上井草体育館	貸切り	2時間当たり	全面	2,000円
			片面	1,000円

(8) 武道場（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分			利用料金
大宮前体育館	貸切り	2時間当たり	全面	1,000円
荻窪体育館	貸切り	2時間当たり	全面	2,000円
			片面	1,000円

(9) プール（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分			利用料金
大宮前体育館 高井戸温水プール 上井草温水プール	貸切り	2時間当たり	1コース	5,000円

(10) ゲートボール場（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分		利用料金
上井草運動場	2時間当たり	1面	300円

(11) 会議室（登録団体利用料金）

施設区分	使用区分		利用料金
大宮前体育館	1時間当たり	会議室	500円
		多目的室	500円
荻窪体育館	1時間当たり	第1会議室	500円
		第2会議室	400円

上井草体育館	1時間当たり	第1会議室	800円
		第2会議室	800円

付記

- 1 附則別表第8の適用において、1時間当たりの利用料金を定めている施設にあつては、1時間に満たない時間は、これを1時間として同表に掲げる利用料金を徴収する。
- 2 附則別表第8の適用において、2時間当たりの利用料金を定めている施設にあつては、2時間に満たない時間は、これを2時間として同表に掲げる利用料金を徴収する。
- 3 附則別表第8の適用において、使用者が入場料等を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 附則別表第8の適用において、使用時間を延長して使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、規定利用料金（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の1時間当たりの額（規定利用料金が2時間当たりの額として定められているものについては、当該規定利用料金（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の5割に相当する額）を徴収する。
- 5 附則別表第8（（1）、（2）、（4）、（5）及び（10）に限る。）に規定する体育施設の照明設備の利用料金は、委員会規則で定める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

### 別表第3（第5条関係）

#### （1）野球場

施設区分	使用区分		使用料
松ノ木運動場	2時間当たり	1面	3,800円
塚山公園運動場	2時間当たり	1面	2,600円

#### （2）庭球場

施設区分	使用区分		使用料
松ノ木運動場 柏の宮公園庭球場	2時間当たり	1面	1,000円

#### （3）運動場

施設区分	使用区分		使用料
蚕糸の森公園運動場	2時間当たり	全面	2,600円
井草森公園運動場	2時間当たり	全面	10,000円
		半面	5,000円

#### （4）プール

施設区分	使用区分			使用料
和田堀公園プール 阿佐谷けやき公園プー	一般	1人、2時間当たり	小人（中学生以下）	200円

ル			大人	400円
	貸切り	2時間当たり	全面	30,000円

付記

- 1 別表第3の適用において、2時間に満たない時間は、これを2時間として同表に掲げる使用料を徴収する。
- 2 別表第3の適用において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 3 別表第3の適用において、使用時間を延長して使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、規定使用料（入場料等を徴収する場合は付記2による額）の5割に相当する額を徴収する。
- 4 別表第3（（1）及び（2）に限る。）に規定する公園施設の照明設備の使用料は、委員会規則で定める。

## 別表第4（第5条関係）

### （1）野球場

施設区分	使用区分		利用料金
下高井戸運動場 上井草運動場	2時間当たり	1面	3,800円

### （2）庭球場

施設区分	使用区分		利用料金
妙正寺体育館	2時間当たり	1面	800円
上井草運動場	2時間当たり	1面	1,000円

### （3）弓道場

施設区分	使用区分		利用料金
上井草運動場	一般	1人、1時間当たり	200円
	貸切り	2時間当たり 全面	2,600円

### （4）運動場

施設区分	使用区分		利用料金
下高井戸運動場	2時間当たり	全面	6,000円
		半面	3,800円
上井草運動場	2時間当たり	全面	7,600円
		半面	3,800円

### （5）小運動場

施設区分	使用区分	利用料金
------	------	------

上井草運動場	2時間当たり	1面	1,000円
--------	--------	----	--------

## (6) 体育館

施設区分	使用区分			利用料金
高円寺体育館 大宮前体育館 荻窪体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	5,900円
			半面	2,900円
			1/4面	1,400円
	妙正寺体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)
大人				200円
貸切り		2時間当たり	全面	2,800円
			半面	1,400円
			1/4面	700円
永福体育館		一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)
	大人			100円
	貸切り	2時間当たり	全面	1,400円
			半面	700円
			1/3面	400円
	上井草体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)
大人				200円
貸切り		2時間当たり	全面	7,900円
			半面	3,900円
			1/3面	2,600円
			1/4面	1,900円
		1/6面	1,300円	

## (7) 小体育室

施設区分	使用区分			利用料金
高円寺体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円

大宮前体育館 荻窪体育館			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	1,400円
上井草体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	2,600円
			半面	1,300円

### (8) 武道場

施設区分	使用区分			利用料金
大宮前体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	1,300円
荻窪体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	2,600円
			半面	1,300円

### (9) プール

施設区分	使用区分			利用料金
大宮前体育館 高井戸温水プール 上井草温水プール	一般	1人、1時間当たり	小人(中学生以下)	130円
			大人	250円
	貸切り	2時間当たり	1コース	6,000円

### (10) トレーニングルーム

施設区分	使用区分		利用料金
大宮前体育館 上井草体育館	一般	1人、1回当たり	400円

### (11) ゲートボール場

施設区分	使用区分		利用料金
上井草運動場	2時間当たり	1面	400円

## (12) 会議室

施設区分	使用区分		利用料金
大宮前体育館	1時間当たり	会議室	600円
		多目的室	600円
荻窪体育館	1時間当たり	第1会議室	600円
		第2会議室	500円
上井草体育館	1時間当たり	第1会議室	1,000円
		第2会議室	1,000円

## (13) 駐車場

施設区分	使用区分		利用料金
上井草体育館	1台当たり	3時間以内30分間までごと	100円
		3時間を超え30分間までごと	150円

### 付記

- 別表第4の適用において、1時間当たりの利用料金を定めている施設にあつては、1時間に満たない時間は、これを1時間として同表に掲げる利用料金を徴収する。
- 別表第4の適用において、2時間当たりの利用料金を定めている施設にあつては、2時間に満たない時間は、これを2時間として同表に掲げる利用料金を徴収する。
- 別表第4の適用において、使用者が入場料等を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 別表第4（(13)を除く。）の適用において、使用時間を延長して使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、規定利用料金（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の1時間当たりの額（規定利用料金が2時間当たりの額として定められているものについては、当該規定利用料金（入場料等を徴収する場合は付記3による額）の5割に相当する額）を徴収する。ただし、同表(9)のうち一般使用において使用時間を延長して使用する場合は、延長時間30分間（30分間に満たない時間は、これを30分間とする。）につき、規定利用料金の5割に相当する額を徴収する。
- 別表第4（(6)から(8)までに限る。）の適用において、使用区分が一般の1回の使用は、別に委員会が定める2時間を単位として割り振られた時間内とする。
- 別表第4（(1)、(2)、(4)、(5)及び(11)に限る。）に規定する体育施設の照明設備の利用料金は、委員会規則で定める。

第28条 杉並区体育施設等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項から第7項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

附則別表第1から附則別表第8までを削る。

### 附 則

- この条例は、平成27年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第14項の規定 公布の日
  - (2) 第1条の規定 平成26年4月1日
  - (3) 第16条の規定 平成27年4月1日
  - (4) 第3条、第5条、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条、第20条、第22条、第24条、第26条及び第28条の規定 平成29年4月1日
- 2 第2条による改正後の杉並区行政財産使用料条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料から適用する。
  - 3 第4条による改正後の杉並区立杉並会館条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料から適用する。
  - 4 第6条による改正後の杉並区立区民会館条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料から適用する。
  - 5 第8条による改正後の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料又は利用料金から適用する。
  - 6 第10条による改正後の杉並区立杉並芸術会館条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金から適用する。
  - 7 第12条による改正後の杉並区立産業商工会館条例の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金から適用する。
  - 8 第14条による改正後の杉並区立勤労福祉会館条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料から適用する。
  - 9 第16条による改正後の杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の規定は、平成27年4月以後の月分の利用料から適用する。
  - 10 第17条による改正後の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の規定は、施行日以後に撤去した自転車について適用する。
  - 11 第18条による改正後の杉並区立自転車駐車場条例の規定は、施行日以後の期日を始期とする定期使用に係る使用料について適用する。
  - 12 第19条による改正後の杉並区立公園条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料又は利用料金から適用する。

- 1 3 第 2 1 条による改正後の杉並区立学校施設使用料条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料から適用する。
- 1 4 第 2 1 条による改正後の杉並区立学校施設使用料条例別表第 1 (1) に規定する庭球場の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 1 5 第 2 3 条による改正後の杉並区立科学館条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料から適用する。
- 1 6 第 2 5 条による改正後の杉並区立社会教育センター条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料から適用する。
- 1 7 第 2 7 条による改正後の杉並区体育施設等に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料又は利用料金から適用する。

(提案理由)

使用料を改定する等の必要がある。



## 杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

## 第2条による改正（杉並区行政財産使用料条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 建物の一部を使用させる場合であつて、使用期間が1日に満たない場合の使用料（区役所庁舎地下駐車場の一部を使用させる場合の使用料を除く。）は、第1項第3号の規定にかかわらず、別表第2に定めるところによる。</p> <p>4及び5 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p><u>5 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における使用料は、第2条並びに別表第2（4）、（5）、（7）、（8）、（12）及び（16）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。</u></p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 建物の一部を使用させる場合であつて、使用期間が1日に満たない場合の使用料（区役所庁舎地下駐車場の一部を使用させる場合の使用料を除く。）は、第1項第3号の規定にかかわらず、別表第2に定めるところによる。 <u>ただし、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が使用する場合にあつては、別表第2に定める使用料の2分の1に相当する額とする。</u></p> <p>4及び5 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p>

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用

附則別表第1に定める使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用

附則別表第2に定める使用料

6 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定め

るところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」とい

う。）が使用する場合の使用料は、第2条、前項、附則別表第1、附則別表

第2及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、

当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用

附則別表第3に定める使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用

附則別表第4に定める使用料

第3条による改正（杉並区行政財産使用料条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
1～4 略	1～4 略
	<u>5 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における使用料</u>

は、第 2 条並びに別表第 2（4）、（5）、（7）、（8）、（12）及び（16）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

（1）平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における使用 附則別表第 1 に定める使用料

（2）平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における使用 附則別表第 2 に定める使用料

6 平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合の使用料は、第 2 条、前項、附則別表第 1、附則別表第 2 及び別表第 2 の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

（1）平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における使用 附則別表第 3 に定める使用料

（2）平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における使用 附則別表第 4 に定める使用料

第 4 条による改正（杉並区立杉並会館条例の一部改正）

新	条	例	旧	条	例
---	---	---	---	---	---

(使用料等)

第7条 会館の施設及びその使用料は、  
別表 のとおりとする。

付 則

1 略

2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合の会館の施設及びその使用料は、第7条及び別表（1）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

（1）平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 付則別表第1に定める施設及び使用料

（2）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 付則別表第2に定める施設及び使用料

(使用料等)

第7条 会館の施設及びその使用料は、  
別表第1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が使用する場合における会館の施設及びその使用料は、別表第2のとおりとする。

付 則

略

## 第5条による改正（杉並区立杉並会館条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
付 則 略	付 則 <u>1 略</u> <u>2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合の会館の施設及びその使用料は、第7条及び別表（1）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。</u> <u>（1）平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 付則別表第1に定める施設及び使用料</u> <u>（2）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 付則別表第2に定める施設及び使用料</u>

## 第6条による改正（杉並区立区民会館条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(使用料等) 第5条 略	(使用料等) 第5条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、別に定め</u>

2 略

3 略

附 則

1 略

2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における会館の施設及びその使用料は、第5条及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第1に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第2に定める施設及び使用料

3 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合の会館の施設及びその使用料は、前項、附則別表第1及び附則別表第2の規定にかかわら

るところにより、あらかじめ区に登録されている団体が使用する場合における会館の施設及びその使用料は、別表第3のとおりとする。

3 略

4 略

附 則

略

ず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第3に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第4に定める施設及び使用料

第7条による改正（杉並区立区民会館条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則 略</p>	<p>附 則</p> <p><u>1 略</u></p> <p><u>2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における会館の施設及びその使用料は、第5条及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第1に定める施設及び使用料</u></p> <p><u>(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第2に定める施設及び</u></p>

使用料

3 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合の会館の施設及びその使用料は、前項、附則別表第1及び附則別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第3に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第4に定める施設及び使用料

第8条による改正（杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(使用料等) 第6条 地域区民センター等（ <u>別表第3</u> に規定する施設を設置する地域区民センター等を除く。以下この条において同じ。）の施設及びその使用料は、別表第2のとおりとする。	(使用料等) 第6条 地域区民センター等（ <u>別表第4</u> に規定する施設を設置する地域区民センター等を除く。以下この条において同じ。）の施設及びその使用料は、別表第2のとおりとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、別に定め</u>



2 略

3 略

(指定管理者の指定の取消し等)

第15条 略

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に地域区民センター等の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第3及び第19条第3項 \_\_\_\_\_ の規定により規則で定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「を除く」とあるのは「に限る」と、「別表第2」とあるのは「同表」と \_\_\_\_\_ \_\_\_\_\_ 読み替えるものとする。

(利用料金等)

第19条 地域区民センター等 (別表第

るところにより、あらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合における地域区民センター等の施設及びその使用料は、別表第3のとおりとする。

3 略

4 略

(指定管理者の指定の取消し等)

第15条 略

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に地域区民センター等の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第4及び別表第5並びに第19条第4項の規定により規則で定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「を除く」とあるのは「に限る」と、「別表第2」とあるのは「同表」と、同条第2項中「別表第3」とあるのは「別表第5」と読み替えるものとする。

(利用料金等)

第19条 地域区民センター等 (別表第

3に規定する施設を設置する地域区民センター等に限る。以下この条において同じ。)の施設又は備付器具に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 地域区民センター等の施設の利用料金は、別表第3のとおりとする。

3 略

4 略

5 略

6 略

附 則

1 略

2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における地域区民センター等（別表第3に規定する施設を設置する地域区民センター等を除く。次項において同じ。）の施設及びその使用料は、第6条及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使

4に規定する施設を設置する地域区民センター等に限る。以下この条において同じ。)の施設又は備付器具に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 地域区民センター等の施設の利用料金は、別表第4のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、登録団体が使用する場合における地域区民センター等の施設及びその利用料金は、別表第5のとおりとする。

4 略

5 略

6 略

7 略

附 則

略

用 附則別表第1に定める施設及び  
使用料

(2) 平成28年4月1日から平成2  
9年3月31日までの間における使  
用 附則別表第2に定める施設及び  
使用料

3 平成27年1月1日から平成29年  
3月31日までの間における別に定め  
るところによりあらかじめ区に登録さ  
れている団体（以下「登録団体」とい  
う。）が使用する場合の地域区民セン  
ター等の施設及びその使用料は、前  
項、附則別表第1及び附則別表第2の  
規定にかかわらず、次の各号に掲げる  
区分に応じて、当該各号に掲げるとお  
りとする。

(1) 平成27年1月1日から平成2  
8年3月31日までの間における使  
用 附則別表第3に定める施設及び  
使用料

(2) 平成28年4月1日から平成2  
9年3月31日までの間における使  
用 附則別表第4に定める施設及び  
使用料

4 平成27年1月1日から平成29年  
3月31日までの間における登録団体  
が使用する場合の地域区民センター等  
（別表第3に規定する施設を設置する  
地域区民センター等に限る。）の施設

及びその利用料金は、第19条及び別表第3の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第5に定める施設及び利用料金

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第6に定める施設及び利用料金

第9条による改正（杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則 略	附 則 <u>1 略</u> <u>2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における地域区民センター等（別表第3に規定する施設を設置する地域区民センター等を除く。次項において同じ。）の施設及びその使用料は、第6条及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使</u>

用 附則別表第1に定める施設及び  
使用料

(2) 平成28年4月1日から平成2  
9年3月31日までの間における使  
用 附則別表第2に定める施設及び  
使用料

3 平成27年1月1日から平成29年  
3月31日までの間における別に定め  
るところによりあらかじめ区に登録さ  
れている団体（以下「登録団体」とい  
う。）が使用する場合の地域区民セン  
ター等の施設及びその使用料は、前  
項、附則別表第1及び附則別表第2の  
規定にかかわらず、次の各号に掲げる  
区分に応じて、当該各号に掲げるとお  
りとする。

(1) 平成27年1月1日から平成2  
8年3月31日までの間における使  
用 附則別表第3に定める施設及び  
使用料

(2) 平成28年4月1日から平成2  
9年3月31日までの間における使  
用 附則別表第4に定める施設及び  
使用料

4 平成27年1月1日から平成29年  
3月31日までの間における登録団体  
が使用する場合の地域区民センター等  
（別表第3に規定する施設を設置する  
地域区民センター等に限る。）の施設

及びその利用料金は、第19条及び別表第3の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第5に定める施設及び利用料金

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第6に定める施設及び利用料金

第10条による改正（杉並区立杉並芸術会館条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(利用料金等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 会館の施設及びその利用料金は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第15条 略</p>	<p>(利用料金等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 会館の施設及びその利用料金は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p><u>3</u> <u>前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が利用する場合における会館の施設及びその利用料金は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第15条 略</p>

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に会館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表 \_\_\_\_\_ に定める額及び第5条第3項の規定により規則で定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第5条第1項、第6条及び第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「指定管理者（第13条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第7条までにおいて同じ。）」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条及び第7条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「区長」と、別表 \_\_\_\_\_ 中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

#### 附 則

1～3 略

4 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における会館の施

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に会館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第1及び別表第2に定める額並びに第5条第4項の規定により規則で定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第5条第1項、第6条及び第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「指定管理者（第13条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第7条までにおいて同じ。）」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条及び第7条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「区長」と、別表第1及び別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

#### 附 則

1～3 略

設及びその利用料金は、第5条及び別表（2）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

（1）平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における利用 附則別表第1に定める施設及び利用料金

（2）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における利用 附則別表第2に定める施設及び利用料金

5 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が利用する場合の会館の施設及びその利用料金は、第5条及び別表（1）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

（1）平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における利用 附則別表第3に定める施設及び利用料金

（2）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における利用 附則別表第4に定める施設及び利用料金



## 第11条による改正（杉並区立杉並芸術会館条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における会館の施設及びその利用料金は、第5条及び別表（2）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における利用 附則別表第1に定める施設及び利用料金</u></p> <p>(2) <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における利用 附則別表第2に定める施設及び利用料金</u></p> <p>5 <u>平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が利用する場合の会館の施設及びその利用料金は、第5条及び別表（1）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>平成27年1月1日から平成2</u></p>

8年3月31日までの間における利用 附則別表第3に定める施設及び利用料金

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における利用 附則別表第4に定める施設及び利用料金

第12条による改正（杉並区立産業商工会館条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(利用料金等)	(利用料金等)
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
3 前項の規定にかかわらず、第3条第1号及び第2号に規定するもの（以下「 <u>産業団体等</u> 」という。） _____が使用する場 合における会館の施設及びその利用料 金は、別表第2のとおりとする。	3 前項の規定にかかわらず、第3条第1号及び第2号に規定するもの <u>並びに別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体</u> が使用する場 合における会館の施設及びその利用料 金は、別表第2のとおりとする。
4及び5 略	4及び5 略
附 則	附 則
1 略	略
2 <u>平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合の会館の施設及びその利用料金は、第5条、別表第1</u>	

及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第1に定める施設及び利用料金

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第2に定める施設及び利用料金

第13条による改正（杉並区立産業商工会館条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則 略</p>	<p>附 則</p> <p><u>1 略</u></p> <p><u>2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合の会館の施設及びその利用料金は、第5条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第1に定める施設及び</u></p>

利用料金

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第2に定める施設及び利用料金

第14条による改正（杉並区立勤労福祉会館条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(使用料等) 第7条 会館の施設及びその使用料は、 <u>別表</u> のとおりとする。	(使用料等) 第7条 会館の施設及びその使用料は、 <u>別表第1</u> のとおりとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が使用する場合には、別表第2のとおりとする。</u>
<u>2</u> 略	<u>3</u> 略
<u>3</u> 略	<u>4</u> 略
附 則	附 則
<u>1</u> 略	略
<u>2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における会館の施設及びその使用料は、第7条並びに別表(2)及び(3)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使</u>	

- 用 附則別表第1に定める施設及び  
使用料
- (2) 平成28年4月1日から平成2  
9年3月31日までの間における使  
用 附則別表第2に定める施設及び  
使用料
- 3 平成27年1月1日から平成29年  
3月31日までの間における別に定め  
るところによりあらかじめ区に登録さ  
れている団体（以下「登録団体」とい  
う。）が使用する場合の会館の施設及  
びその使用料は、前項、附則別表第1  
及び附則別表第2の規定にかかわら  
ず、次の各号に掲げる区分に応じて、  
当該各号に掲げるとおりとする。
- (1) 平成27年1月1日から平成2  
8年3月31日までの間における使  
用 附則別表第3に定める施設及び  
使用料
- (2) 平成28年4月1日から平成2  
9年3月31日までの間における使  
用 附則別表第4に定める施設及び  
使用料

第15条による改正（杉並区立勤労福祉会館条例の一部改正）

新	条	例	旧	条	例
附	則		附	則	
略			<u>1</u>	略	

2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における会館の施設及びその使用料は、第7条並びに別表(2)及び(3)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第1に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第2に定める施設及び使用料

3 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合の会館の施設及びその使用料は、前項、附則別表第1及び附則別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第3に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使

用 附則別表第4に定める施設及び  
使用料

第16条による改正（杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(利用料)</p> <p>第4条 センター及び館の利用については、無料とする。ただし、学童クラブを利用する児童の保護者は、利用者1人につき月額<u>4,000円</u>の利用料を、指定された期限までに納付しなければならない。</p>	<p>(利用料)</p> <p>第4条 センター及び館の利用については、無料とする。ただし、学童クラブを利用する児童の保護者は、利用者1人につき月額<u>3,000円</u>の利用料を、指定された期限までに納付しなければならない。</p>

第17条による改正（杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例  
の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(費用の徴収)</p> <p>第15条 区長は、第12条又は第13条第2項の規定により、自転車を撤去したときは、撤去、保管等に要した費用として当該自転車の利用者等から、1台につき<u>5,000円</u>を徴収することができる。</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第15条 区長は、第12条又は第13条第2項の規定により、自転車を撤去したときは、撤去、保管等に要した費用として当該自転車の利用者等から、1台につき<u>3,000円</u>を徴収することができる。</p>

第19条による改正（杉並区立公園条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例

(有料施設の使用料)

第17条 略

2 前項の使用料の徴収方法は、規則の定めるところによる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第21条の9 略

2 略

3 前項の場合における第17条の規定の適用については、同条第1項中「別表第5」とあるのは「別表第4」と、「除く」とあるのは「除く。次項において同じ」と、「別表第4」とあるのは「別表第5」と

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_読み替える

ものとする。

(利用料金等)

第21条の13 略

2 略

(有料施設の使用料)

第17条 略

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合における有料施設（別表第4（2）及び別表第5に規定する施設を除く。）の使用料は、別表第4に定める額の2分の1に相当する額とする。

3 前2項の使用料の徴収方法は、規則の定めるところによる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第21条の9 略

2 略

3 前項の場合における第17条の規定の適用については、同条第1項中「別表第5」とあるのは「別表第4」と、「除く」とあるのは「除く。次項において同じ」と、「別表第4」とあるのは「別表第5」と

同条第2項中「有料施設（別表第4（2）及び別表第5に規定する施設を除く。）」とあるのは「有料施設」と、「別表第4に」とあるのは「別表第5に」と読み替える

ものとする。

(利用料金等)

第21条の13 略

2 略



3 前2項の利用料金の収受方法は、規則の定めるところによる。

4 略

5 略

附 則

1～4 略

5 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合の有料施設（別表第4（2）及び別表第5に規定する施設を除く。）の使用料は、第17条及び別表第4（1）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

（1）平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第1に定める使用料

（2）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第2に定める使用料

6 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における有料施設（別表第5に規定する施設に限る。）

3 前項の規定にかかわらず、登録団体が使用する場合における有料施設の利用料金は、別表第5に定める額の2分の1に相当する額とする。

4 前3項の利用料金の収受方法は、規則の定めるところによる。

5 略

6 略

附 則

1～4 略

の利用料金は、第21条の13及び別表第5の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第3に定める利用料金

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第4に定める利用料金

7 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における登録団体が使用する場合の有料施設（別表第5に規定する施設に限る。）の利用料金は、前項、附則別表第3及び附則別表第4の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第5に定める利用料金

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第6に定める利用料金

第20条による改正（杉並区立公園条例の一部改正）

新	条	例	旧	条	例
附	則		附	則	

1～4 略

1～4 略

5 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合の有料施設（別表第4（2）及び別表第5に規定する施設を除く。）の使用料は、第17条及び別表第4（1）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

（1）平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第1に定める使用料

（2）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第2に定める使用料

6 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における有料施設（別表第5に規定する施設に限る。）の利用料金は、第21条の13及び別表第5の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

（1）平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第3に定める利用料金

（2）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使

用 附則別表第4に定める利用料金

7 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における登録団体が使用する場合の有料施設（別表第5に規定する施設に限る。）の利用料金は、前項、附則別表第3及び附則別表第4の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第5に定める利用料金

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第6に定める利用料金

第21条による改正（杉並区立学校施設使用料条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(通則)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、杉並区教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が特に指定した学校施設を<u>杉並区教育委員会規則</u>（以下「<u>教育委員会規則</u>」という。）で定める団体に使用させる場合には、使用料（照明設備の使用料を除く。）を徴収しない。</p> <p>(使用料)</p>	<p>(通則)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、杉並区教育委員会（以下「<u>委員会</u>」という。）が特に指定した学校施設を<u>委員会の規則</u> _____ で定める団体に使用させる場合には、使用料（照明設備の使用料を除く。）を徴収しない。</p> <p>(使用料)</p>

## 第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定める団体

\_\_\_\_\_が使用する場合における使用料は、別表第2のとおりとする。

3 温水プールに係る一般使用の際の使用料の納付については、別表第3に定める使用券によることができる。この場合において必要な事項は、教育委員会が定める。

(使用料の徴収時期)

第3条 使用料は、使用許可の際に徴収する。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、これを後納させることができる。

(使用料の減免)

第4条 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第5条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、使用料の徴収に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

## 第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録

されている団体が使用する場合における使用料は、別表第2のとおりとする。

3 温水プールに係る一般使用の際の使用料の納付については、別表第3に定める使用券によることができる。この場合において必要な事項は、委員会

\_\_\_\_\_が定める。

(使用料の徴収時期)

第3条 使用料は、使用許可の際に徴収する。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、これを後納させることができる。

(使用料の減免)

第4条 委員会は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第5条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、委員会は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、使用料の徴収に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則  
1 及び 2 略

3 平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（第 2 条第 2 項に規定する教育委員会規則で定める団体を除く。以下「登録団体」という。）が使用する場合の学校施設の使用料は、第 2 条及び別表第 1（2）及びの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における使用 附則別表第 1 に定める使用料

(2) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における使用 附則別表第 2 に定める使用料

附 則  
1 及び 2 略

3 平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（第 2 条第 2 項に規定す

第 2 2 条による改正（杉並区立学校施設使用料条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則 1 及び 2 略</p>	<p>附 則 1 及び 2 略</p> <p><u>3 平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（第 2 条第 2 項に規定す</u></p>

る教育委員会規則で定める団体を除く。以下「登録団体」という。）が使用する場合の学校施設の使用料は、第2条及び別表第1（2）及びの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第1に定める使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第2に定める使用料

第23条による改正（杉並区立科学館条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用料等) 第5条 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>1</u> 略</p>	<p>(使用料等) 第5条 略</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が使用する場合における科学館の施設の使用料は、別表に定める額の2分の1に相当する額とする。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>略</p>

2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における科学館の施設及びその使用料は、第5条及び別表(1)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 付則別表第1に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 付則別表第2に定める施設及び使用料

3 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体(以下「登録団体」という。)が使用する場合の科学館の施設及びその使用料は、第5条、前項、付則別表第1、付則別表第2及び別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 付則別表第3に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成2



9年3月31日までの間における使用 付則別表第4に定める施設及び使用料

第24条による改正（杉並区立科学館条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>付 則 略</p>	<p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における科学館の施設及びその使用料は、第5条及び別表（1）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 付則別表第1に定める施設及び使用料</u></p> <p>(2) <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 付則別表第2に定める施設及び使用料</u></p> <p>3 <u>平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合の科学館の施設及びその使用料は、第5条、前項、付</u></p>

則別表第1、付則別表第2及び別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 付則別表第3に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 付則別表第4に定める施設及び使用料

第25条による改正（杉並区立社会教育センター条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用料等)</p> <p>第7条 センターの施設及びその使用料は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p><u>2 備付器具の使用料は、杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第7条 センターの施設及びその使用料は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が使用する場合におけるセンターの施設及びその使用料は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>3 備付器具の使用料は、教育委員会規則</u> _____で定める。</p> <p><u>4 略</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

1～4 略

5 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間におけるセンターの施設及びその使用料は、第7条及び別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第1に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第2に定める施設及び使用料

6 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合のセンターの施設及びその使用料は、前項、附則別表第1及び附則別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第3に定める施設及び使用料

(2) 平成28年4月1日から平成2

1～4 略

9年3月31日までの間における使用 附則別表第4に定める施設及び使用料

第26条による改正（杉並区立社会教育センター条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則 1～4 略</p>	<p>附 則 1～4 略 5 <u>平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間におけるセンターの施設及びその使用料は、第7条及び別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。</u> (1) <u>平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第1に定める施設及び使用料</u> (2) <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第2に定める施設及び使用料</u> 6 <u>平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合のセンターの施設及びその使用料は、前項、附則別表</u></p>



定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第1に定める使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第2に定める使用料

3 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における委員会規則で定める団体が使用する場合の公園施設の使用料は、前項、附則別表第1及び附則別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第1に定める使用料の2分の1に相当する額

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第2に定める使用料の2分の1に相当する額

4 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（委員会規則で定める団体を除く。以下「登録団体」とい

う。)が使用する場合の公園施設の  
使用料は、附則第2項、附則別表第1及  
び附則別表第2の規定にかかわらず、  
次の各号に掲げる区分に応じて、当該  
各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成2  
8年3月31日までの間における使  
用 附則別表第3に定める使用料

(2) 平成28年4月1日から平成2  
9年3月31日までの間における使  
用 附則別表第4に定める使用料

5 平成27年1月1日から平成29年  
3月31日までの間における体育施設  
の利用料金は、第5条及び別表第4の  
規定にかかわらず、次の各号に掲げる  
区分に応じて、当該各号に掲げるとお  
りとする。

(1) 平成27年1月1日から平成2  
8年3月31日までの間における使  
用 附則別表第5に定める利用料金

(2) 平成28年4月1日から平成2  
9年3月31日までの間における使  
用 附則別表第6に定める利用料金

6 平成27年1月1日から平成29年  
3月31日までの間における委員会規  
則で定める団体が使用する場合の体育  
施設の利用料金は、前項、附則別表第  
5及び附則別表第6の規定にかかわら  
ず、次の各号に掲げる区分に応じて、

当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第5に定める利用料金の2分の1に相当する額

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第6に定める利用料金の2分の1に相当する額

7 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における登録団体が使用する場合の体育施設の利用料金は、附則第5項、附則別表第5及び附則別表第6の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第7に定める利用料金

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第8に定める利用料金

第28条による改正（杉並区体育施設等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
略	<u>1</u> 略
	<u>2</u> <u>平成27年1月1日から平成29年</u>



3月31日までの間における公園施設の使用料は、第5条及び別表第3の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第1に定める使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第2に定める使用料

3 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における委員会規則で定める団体が使用する場合の公園施設の使用料は、前項、附則別表第1及び附則別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第1に定める使用料の2分の1に相当する額

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第2に定める使用料の2分の1に相当する額

4 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録さ

れている団体（委員会規則で定める団体を除く。以下「登録団体」という。）が使用する場合の公園施設の使用料は、附則第2項、附則別表第1及び附則別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第3に定める使用料

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第4に定める使用料

5 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における体育施設の利用料金は、第5条及び別表第4の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第5に定める利用料金

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第6に定める利用料金

6 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における委員会規則で定める団体が使用する場合の体育施設の利用料金は、前項、附則別表第

5 及び附則別表第 6 の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における使用 附則別表第 5 に定める利用料金の 2 分の 1 に相当する額

(2) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における使用 附則別表第 6 に定める利用料金の 2 分の 1 に相当する額

7 平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における登録団体が使用する場合の体育施設の利用料金は、附則第 5 項、附則別表第 5 及び附則別表第 6 の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における使用 附則別表第 7 に定める利用料金

(2) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における使用 附則別表第 8 に定める利用料金



## 使用料等の改定の概要

## 1 集会施設

## (1) 区民会館

使用料の単位：円

施設区分		現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料		
						第1期	第2期	第3期
久我山会 館	ホール (平日)	午前	一般	7,400	午前	7,400	7,400	7,500
			登録 団体	3,700		4,900	6,200	
		午後	一般	14,000	午後	14,000	14,000	15,000
			登録 団体	7,000		9,600	12,000	
		夜間	一般	14,000	夜間	14,000	14,000	15,000
			登録 団体	7,000		9,600	12,000	
		全日	一般	31,000	-	-	-	-
	登録 団体		15,500	-		-		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	使用料の 3割相当		1,300	1,500		
	ホール (土日 祝)	午前	一般	7,400	午前	7,400	7,400	7,500
			登録 団体	3,700		4,900	6,200	
		午後	一般	16,000	午後	16,000	17,000	18,000
			登録 団体	8,000		11,000	14,000	
夜間		一般	16,000	夜間	16,000	17,000	18,000	
		登録 団体	8,000		11,000	14,000		
全日		一般	34,000	-	-	-	-	
		登録 団体	17,000		-	-		
時間		一般	使用料の	延長	1,800	1,800	1,800	

	超過		3割相当				
		登録 団体	使用料の 3割相当		1,300	1,500	
控室	午前	一般	500	午前	500	500	600
		登録 団体	250		300	400	
	午後	一般	900	午後	900	900	900
		登録 団体	450		600	700	
	夜間	一般	700	夜間	600	600	600
		登録 団体	350		400	500	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
和室	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
		登録 団体	600		900	1,200	
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	1,050		600	800	
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
第1集 会室	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
		登録 団体	600		900	1,200	
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	1,050		600	800	
夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000	

		登録 団体	800		800	900		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
第2集 会室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800	
		登録 団体	700		1,000	1,400		
	午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200	
		登録 団体	1,250		800	1,000		
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200	
		登録 団体	900		1,000	1,100		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400		
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	300			
第3集 会室	午前	一般	500	午前	500	500	600	
		登録 団体	250		300	400		
	午後	一般	900	午後① 及び 午後②	400	400	400	
		登録 団体	450		200	300		
	夜間	一般	700	夜間	400	400	400	
		登録 団体	350		300	300		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100		
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100			
方南会館	ホール (平日)	午前	一般	6,800	午前	7,000	7,200	7,500
			登録 団体	3,400		4,700	6,100	
	午後	一般	10,000	午後	11,000	13,000	15,000	
		登録	5,000		8,300	11,000		

		団体					
	夜間	一般	13,000	夜間	13,000	14,000	15,000
		登録 団体	6,500		9,300	12,000	
	全日	一般	26,000	-	-	-	-
		登録 団体	13,000		-	-	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	使用料の 3割相当		1,200	1,500	
ホール (土日 祝)	午前	一般	6,800	午前	7,000	7,200	7,500
		登録 団体	3,400		4,700	6,100	
	午後	一般	12,000	午後	14,000	16,000	18,000
		登録 団体	6,000		10,000	14,000	
	夜間	一般	15,000	夜間	16,000	17,000	18,000
		登録 団体	7,500		11,000	14,000	
	全日	一般	30,000	-	-	-	-
		登録 団体	15,000		-	-	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	使用料の 3割相当		1,200	1,500	
浜田山会 館	午前	一般	7,600	午前	7,600	7,700	7,800
		登録 団体	3,800		5,100	6,400	
	午後	一般	15,000	午後	15,000	15,000	15,000
		登録 団体	7,500		10,000	12,000	
	夜間	一般	15,000	夜間	15,000	15,000	15,000
		登録 団体	7,500		10,000	12,000	



	全日	一般	33,000	-	-	-	-
		登録 団体	16,500		-	-	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,900	1,900	1,900
		登録 団体	使用料の 3割相当		1,300	1,600	
ホール (土日 祝)	午前	一般	7,600	午前	7,600	7,700	7,800
		登録 団体	3,800		5,100	6,400	
	午後	一般	18,000	午後	18,000	18,000	18,000
		登録 団体	9,000		12,000	15,000	
	夜間	一般	18,000	夜間	18,000	18,000	18,000
		登録 団体	9,000		12,000	15,000	
全日	一般	39,000	-	-	-	-	
	登録 団体	19,500		-	-		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,900	1,900	1,900
		登録 団体	使用料の 3割相当		1,300	1,600	
第1集 会室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
		登録 団体	700		1,000	1,400	
	午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	1,250		800	1,000	
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	900		1,000	1,100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	300		
第2集	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800

会室		登録 団体	700		1,000	1,400	
	午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	1,250		800	1,000	
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	900		1,000	1,100	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400
登録 団体		使用料の 3割相当	200		300		
第3集 会室	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
		登録 団体	450		600	800	
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
		登録 団体	550		600	600	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
和室	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
		登録 団体	600		900	1,200	
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	1,050		600	800	
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
	登録	使用料の		200	200		

		団体	3割相当					
水屋	午前	一般	200	午前	200	200	200	
		登録 団体	100		100	100		
	午後	一般	300	午後① 及び 午後②	100	100	100	
		登録 団体	150		100	100		
	夜間	一般	200	夜間	100	100	100	
		登録 団体	100		100	100		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
和田堀会 館	午前	一般	2,200	午前	2,200	2,200	2,200	
		登録 団体	1,100		1,400	1,800		
	午後	一般	3,700	午後① 及び 午後②	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	1,850		1,200	1,500		
	夜間	一般	2,800	夜間	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	1,400		1,500	1,600		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	600	600	600	
		登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		
	洋室	午前	一般	2,200	午前	2,200	2,200	2,200
			登録 団体	1,100		1,400	1,800	
		午後	一般	3,700	午後① 及び 午後②	1,800	1,800	1,800
			登録 団体	1,850		1,200	1,500	
夜間		一般	2,800	夜間	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	1,400		1,500	1,600		

	時間 超過	一般 登録 団体	使用料の 3割相当 使用料の 3割相当	延長	600 400	600 500	600
--	----------	----------------	------------------------------	----	------------	------------	-----

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用（ホール及び控室にあっては、「午前」は午前9時から正午まで、「午後」は午後1時から午後5時まで、「夜間」は午後6時から午後9時までの使用）
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合は延長1時間（夜間を引き続き使用する場合は、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用
- 4 入場料等を徴収する場合は、規定使用料又は規定延長使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 5 ホールの舞台のみを使用する場合又はホールの舞台を使用しない場合は、規定使用料又は規定延長使用料（前記4の場合は、その額）の8割に相当する額を徴収する。

(2) 地域区民センター

使用料の単位：円

施設区分		現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料		
						第1期	第2期	第3期
荻窪地域 区民セン ター	第1集 会室	午前	一般	2,500	午前	2,700	2,900	3,100
			登録 団体	1,250		1,800	2,400	
		午後	一般	4,300	午後① 及び 午後②	2,100	2,100	2,100
			登録 団体	2,150		1,400	1,700	
		夜間	一般	3,200	夜間	2,100	2,100	2,100
			登録 団体	1,600		1,700	1,900	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	700	700	700	
		登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		

第2集 会室	午前	一般	1,800	午前	1,900	2,000	2,200
		登録 団体	900		1,300	1,700	
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,550		1,000	1,200	
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,150		1,200	1,300	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
第3集 会室(特 別室)	午前	一般	1,900	午前	2,000	2,100	2,300
		登録 団体	950		1,400	1,800	
	午後	一般	3,200	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,600		1,000	1,200	
	夜間	一般	2,400	夜間	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,200		1,300	1,400	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
第4集 会室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
		登録 団体	700		1,000	1,400	
	午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	1,250		800	1,000	
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	900		1,000	1,100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400	

		登録 団体	使用料の 3割相当		200	300	
第5集 会室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
		登録 団体	700		1,000	1,400	
	午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	1,250		800	1,000	
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	900		1,000	1,100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	300		
第6集 会室	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
		登録 団体	600		900	1,200	
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	1,050		600	800	
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
第7集 会室	午前	一般	500	午前	500	500	600
		登録 団体	250		300	400	
	午後	一般	900	午後① 及び 午後②	400	400	400
		登録 団体	450		200	300	
	夜間	一般	700	夜間	400	400	400
		登録 団体	350		300	300	

	時間 超過	一般 登録 団体	使用料の 3割相当 使用料の 3割相当	延長	100 100	100 100	100
第1和 室	午前	一般	1,800	午前	1,900	2,000	2,200
		登録 団体	900		1,300	1,700	
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,550		1,000	1,200	
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,150		1,200	1,300	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
第2和 室	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
		登録 団体	450		600	800	
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
		登録 団体	550		600	600	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
第3和 室(茶 室)	午前	一般	400	午前	400	400	400
		登録 団体	200		200	300	
	午後	一般	600	午後① 及び 午後②	300	300	300
		登録 団体	300		200	200	
	夜間	一般	400	夜間	300	300	300

		登録 団体	200		200	200	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
第4和 室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
		登録 団体	700		1,000	1,400	
	午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	1,250		800	1,000	
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	900		1,000	1,100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	300		
水屋	午前	一般	200	午前	200	200	200
		登録 団体	100		100	100	
	午後	一般	300	午後① 及び 午後②	100	100	100
		登録 団体	150		100	100	
	夜間	一般	200	夜間	100	100	100
		登録 団体	100		100	100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
工芸室 (工芸 使用)	午前	一般	2,500	午前	2,700	2,900	3,100
		登録 団体	1,250		1,800	2,400	
	午後	一般	4,300	午後① 及び	2,100	2,100	2,100
		登録	2,150		1,400	1,700	



		団体		午後②			
	夜間	一般	3,200	夜間	2,100	2,100	2,100
		登録 団体	1,600		1,700	1,900	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	700	700	700
		登録 団体	使用料の 3割相当		400	500	
工芸室 (集会 使用)	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
		登録 団体	600		900	1,200	
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
登録 団体		1,050	600		800		
工芸室 (集会 使用)	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
登録 団体		使用料の 3割相当	200		200		
料理室 (20人 以下使 用)	午前	一般	3,700	午前	3,900	4,100	4,400
		登録 団体	1,850		2,700	3,500	
	午後	一般	6,100	午後① 及び 午後②	2,900	2,900	2,900
		登録 団体	3,050		1,900	2,400	
	夜間	一般	4,500	夜間	2,900	2,900	2,900
		登録 団体	2,250		2,400	2,600	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,100	1,100	1,100	
	登録 団体	使用料の 3割相当		700	900		
料理室 (21人 以上使	午前	一般	5,200	午前	5,500	5,900	6,300
		登録 団体	2,600		3,800	5,000	

用)	午後	一般	8,700	午後① 及び 午後②	4,200	4,200	4,200
		登録 団体	4,350		2,800	3,500	
	夜間	一般	6,500	夜間	4,200	4,200	4,200
		登録 団体	3,250		3,500	3,800	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	使用料の 3割相当		1,000	1,200	
音楽室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
		登録 団体	700		1,000	1,400	
	午後 ～ 夜間	一般	1,800	午後 ～ 夜間	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	900		1,200	1,500	
ピアノ 室	午前	一般	100	午前	100	100	100
	午後 ～ 夜間	一般	100	夜間	100	100	100
電子オル ガン 室	午前	一般	100	午前	100	100	100
	午後 ～ 夜間	一般	100	午後 ～ 夜間	100	100	100
体育室 (全面 使用)	午前	一般	500	午前	500	600	700
		登録 団体	250		400	500	
	午後 ～ 夜間	一般	700	午後 ～ 夜間	700	700	700
		登録 団体	350		400	500	
体育室 (半面 使用)	午前	一般	300	午前	300	300	400
		登録 団体	150		200	300	
	午後 ～ 夜間	一般	300	午後 ～ 夜間	400	400	400
		登録 団体	150		200	300	

高井戸地 城区民セ ンター	第1集 会室	午前	一般	4,200	午前	4,000	4,000	4,000
			登録 団体	2,100		2,700	3,300	
		午後	一般	5,600	午後① 及び 午後②	2,700	2,700	2,700
			登録 団体	2,800		1,800	2,200	
		夜間	一般	4,200	夜間	2,700	2,700	2,700
			登録 団体	2,100		2,300	2,500	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,000	1,000	1,000	
		登録 団体	使用料の 3割相当		700	800		
	第2集 会室	午前	一般	4,200	午前	4,000	4,000	4,000
			登録 団体	2,100		2,700	3,300	
		午後	一般	5,600	午後① 及び 午後②	2,700	2,700	2,700
			登録 団体	2,800		1,800	2,200	
		夜間	一般	4,200	夜間	2,700	2,700	2,700
			登録 団体	2,100		2,300	2,500	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,000	1,000	1,000	
		登録 団体	使用料の 3割相当		700	800		
	第3集 会室	午前	一般	2,300	午前	2,200	2,200	2,200
			登録 団体	1,150		1,500	1,800	
		午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
登録 団体			1,550	1,000		1,200		
夜間		一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500	
		登録 団体	1,150		1,200	1,300		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500		

		登録 団体	使用料の 3割相当		300	400	
第4集 会室	午前	一般	2,300	午前	2,200	2,200	2,200
		登録 団体	1,150		1,500	1,800	
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,550		1,000	1,200	
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,150		1,200	1,300	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500
		登録 団体	使用料の 3割相当		300	400	
第5集 会室	午前	一般	2,300	午前	2,200	2,200	2,200
		登録 団体	1,150		1,500	1,800	
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,550		1,000	1,200	
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,150		1,200	1,300	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500
		登録 団体	使用料の 3割相当		300	400	
第6集 会室(特 別室)	午前	一般	2,100	午前	2,000	2,000	2,000
		登録 団体	1,050		1,300	1,600	
	午後	一般	2,800	午後① 及び 午後②	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	1,400		900	1,100	
	夜間	一般	2,100	夜間	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	1,050		1,100	1,200	

	時間超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500	
		登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
第7集 会室	午前	一般	2,800	午前	2,700	2,700	2,700	
		登録 団体	1,400		1,800	2,200		
	午後	一般	3,700	午後① 及び 午後②	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	1,850		1,200	1,500		
	夜間	一般	2,800	夜間	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	1,400		1,500	1,600		
	時間超過	一般	使用料の 3割相当	延長	600	600	600	
		登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		
	第8集 会室	午前	一般	3,200	午前	3,100	3,100	3,100
			登録 団体	1,600		2,100	2,600	
午後		一般	4,300	午後① 及び 午後②	2,100	2,100	2,100	
		登録 団体	2,150		1,400	1,700		
夜間		一般	3,200	夜間	2,100	2,100	2,100	
		登録 団体	1,600		1,700	1,900		
時間超過		一般	使用料の 3割相当	延長	700	700	700	
		登録 団体	使用料の 3割相当		500	600		
第9集 会室		午前	一般	4,600	午前	4,500	4,500	4,500
			登録 団体	2,300		3,000	3,700	
	午後	一般	6,200	午後① 及び 午後②	3,000	3,000	3,000	
		登録 団体	3,100		2,000	2,500		
	夜間	一般	4,600	夜間	3,000	3,000	3,000	

		登録 団体	2,300		2,500	2,700	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,100	1,100	1,100
		登録 団体	使用料の 3割相当		800	900	
第1和 室(茶 室)	午前	一般	1,600	午前	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	800		1,000	1,200	
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	1,050		600	800	
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
第2和 室	午前	一般	2,300	午前	2,200	2,200	2,200
		登録 団体	1,150		1,500	1,800	
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,550		1,000	1,200	
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,150		1,200	1,300	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
水屋	午前	一般	400	午前	400	400	400
		登録 団体	200		200	300	
	午後	一般	600	午後① 及び	300	300	300
		登録 団体	300		200	200	

		団体		午後②			
	夜間	一般	400	夜間	300	300	300
		登録 団体	200		200	200	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
創作室 (創作 使用)	午前	一般	3,700	午前	3,600	3,600	3,600
		登録 団体	1,850		2,400	3,000	
	午後	一般	5,000	午後① 及び 午後②	2,400	2,400	2,400
		登録 団体	2,500		1,600	2,000	
	夜間	一般	3,700	夜間	2,400	2,400	2,400
		登録 団体	1,850		2,000	2,200	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	900	900	900	
	登録 団体	使用料の 3割相当		600	700		
創作室 (集会 使用)	午前	一般	1,800	午前	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	900		1,200	1,500	
	午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	1,250		800	1,000	
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	900		1,000	1,100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	300		
料理室 (15人 以下使	午前	一般	3,900	午前	3,800	3,800	3,800
		登録 団体	1,950		2,500	3,100	

用)	午後	一般	5,200	午後① 及び 午後②	2,500	2,500	2,500
		登録 団体	2,600		1,700	2,100	
	夜間	一般	3,900	夜間	2,500	2,500	2,500
		登録 団体	1,950		2,100	2,300	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	900	900	900
		登録 団体	使用料の 3割相当		600	700	
料理室 (16人 以上使 用)	午前	一般	5,600	午前	5,400	5,400	5,400
		登録 団体	2,800		3,600	4,500	
	午後	一般	7,500	午後① 及び 午後②	3,600	3,600	3,600
		登録 団体	3,750		2,400	3,000	
	夜間	一般	5,600	夜間	3,600	3,600	3,600
		登録 団体	2,800		3,000	3,300	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,300	1,300	1,300	
	登録 団体	使用料の 3割相当		900	1,100		
体育室 (集会 使用)	午前	一般	13,000	午前	10,000	10,000	10,000
		登録 団体	6,500		7,600	8,800	
	午後	一般	26,000	午後① 及び 午後②	10,000	10,000	10,000
		登録 団体	13,000		7,600	8,800	
	夜間	一般	26,000	夜間	13,000	13,000	13,000
		登録 団体	13,000		13,000	13,000	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	2,500	2,500	2,500	
	登録 団体	使用料の 3割相当		2,100	2,300		
音楽室	午前	一般	2,100	午前	2,000	2,000	2,000



		登録 団体	1,050		1,300	1,600	
	午後 ～ 夜間	一般	2,100	午後 ～ 夜間	2,000	2,000	2,000
		登録 団体	1,050		1,300	1,600	
ピアノ 室	午前	一般	300	午前	300	300	300
	午後 ～ 夜間	一般	300	午後 ～ 夜間	300	300	300
電子オル ガン室	午前	一般	300	午前	300	300	300
	午後 ～ 夜間	一般	300	午後 ～ 夜間	300	300	300
体育室 (全面 使用)	午前	一般	1,400	午前	1,400	1,400	1,400
		登録 団体	700		900	1,100	
	午後 ～ 夜間	一般	1,400	午後 ～ 夜間	1,400	1,400	1,400
		登録 団体	700		900	1,100	
体育室 (半面 使用)	午前	一般	700	午前	700	700	700
		登録 団体	350		500	600	
	午後 ～ 夜間	一般	700	午後 ～ 夜間	700	700	700
		登録 団体	350		500	600	
体育室 (1 / 3 面使 用)	午前	一般	400	午前	500	500	500
		登録 団体	200		300	400	
	午後 ～ 夜間	一般	400	午後 ～ 夜間	500	500	500
		登録 団体	200		300	400	
体育室 (1 / 4 面使 用)	午前	一般	300	午前	400	400	400
		登録 団体	150		300	300	
	午後 ～ 夜間	一般	300	午後 ～ 夜間	400	400	400
		登録 団体	150		300	300	

西荻地域 区民セン ター	第3集 会室	午前	団体					
			一般	2,500	午前	2,700	2,900	3,100
		登録 団体	1,250	1,800		2,400		
		午後	一般	4,300	午後① 及び 午後②	2,100	2,100	2,100
			登録 団体	2,150		1,400	1,700	
		夜間	一般	3,200	夜間	2,100	2,100	2,100
			登録 団体	1,600		1,700	1,900	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	700	700	700	
		登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		
	第4集 会室	午前	一般	2,500	午前	2,700	2,900	3,100
			登録 団体	1,250		1,800	2,400	
		午後	一般	4,300	午後① 及び 午後②	2,100	2,100	2,100
			登録 団体	2,150		1,400	1,700	
		夜間	一般	3,200	夜間	2,100	2,100	2,100
			登録 団体	1,600		1,700	1,900	
時間 超過		一般	使用料の 3割相当	延長	700	700	700	
	登録 団体	使用料の 3割相当	400		500			
第7集 会室(特 別室)	午前	一般	2,500	午前	2,600	2,800	3,000	
		登録 団体	1,250		1,800	2,400		
	午後	一般	4,200	午後① 及び 午後②	2,000	2,000	2,000	
		登録 団体	2,100		1,300	1,600		
	夜間	一般	3,100	夜間	2,000	2,000	2,000	
登録 団体		1,550	1,700		1,800			

	時間 超過	一般 登録 団体	使用料の 3割相当 使用料の 3割相当	延長	700 400	700 500	700
第3和 室	午前	一般	700	午前	700	800	900
		登録 団体	350		500	700	
	午後	一般	1,200	午後① 及び 午後②	600	600	600
		登録 団体	600		400	500	
	夜間	一般	900	夜間	600	600	600
		登録 団体	450		500	500	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
第4和 室(茶 室)	午前	一般	500	午前	500	500	600
		登録 団体	250		300	400	
	午後	一般	900	午後① 及び 午後②	400	400	400
		登録 団体	450		200	300	
	夜間	一般	700	夜間	400	400	400
		登録 団体	350		300	300	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
水屋	午前	一般	200	午前	200	200	200
		登録 団体	100		100	100	
	午後	一般	300	午後① 及び 午後②	100	100	100
		登録 団体	150		100	100	
	夜間	一般	200	夜間	100	100	100

		登録 団体	100		100	100	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
レクリ エーシ ョン室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
		登録 団体	700		1,000	1,400	
	午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	1,250		800	1,000	
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	900		1,000	1,100	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	300	
料理室 (11人 以下使 用)	午前	一般	1,500	午前	1,600	1,700	1,900
		登録 団体	750		1,100	1,500	
	午後	一般	2,600	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	1,300		800	1,000	
	夜間	一般	1,900	夜間	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	950		1,000	1,100	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	300	
料理室 (12人 以上使 用)	午前	一般	2,200	午前	2,300	2,500	2,700
		登録 団体	1,100		1,600	2,100	
	午後	一般	3,700	午後① 及び	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	1,850		1,200	1,500	

		団体		午後②			
	夜間	一般	2,800	夜間	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	1,400		1,500	1,600	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	600	600	600
		登録 団体	使用料の 3割相当		400	500	
第2音 楽室	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
		登録 団体	450		600	800	
	午後 ～ 夜間	一般	1,100	午後 ～ 夜間	1,100	1,100	1,100
登録 団体	550	700	900				
ピアノ 室	午前	一般	100	午前	100	100	100
	午後 ～ 夜間	一般	100	午後 ～ 夜間	100	100	100
体育室 (全面 使用)	午前	一般	900	午前	1,000	1,200	1,400
		登録 団体	450		700	1,000	
	午後 ～ 夜間	一般	1,400	午後 ～ 夜間	1,400	1,400	1,400
登録 団体	700	900	1,100				
体育室 (半面 使用)	午前	一般	700	午前	500	600	700
		登録 団体	350		400	500	
	午後 ～ 夜間	一般	700	午後 ～ 夜間	700	700	700
登録 団体	350	500	600				
体育室 (1 / 3面使 用)	午前	一般	400	午前	400	400	500
		登録 団体	200		300	400	
	午後 ～	一般	400	午後 ～	500	500	500
登録	200	300	400				

		夜間	団体		夜間			
	体育室 (1 / 4面使用)	午前	一般	300	午前	300	300	400
			登録 団体	150		200	300	
		午後 ～ 夜間	午後 ～ 夜間	一般	300	400	400	400
				登録 団体	150	300	300	
阿佐谷地 域区民セ ンター	第1集 会室	午前	一般	1,800	午前	1,900	2,000	2,200
			登録 団体	900		1,300	1,700	
		午後	午後① 及び 午後②	一般	3,100	1,500	1,500	1,500
				登録 団体	1,550	1,000	1,200	
		夜間	夜間	一般	2,300	1,500	1,500	1,500
	登録 団体			1,150	1,200	1,300		
	時間 超過	延長	一般	使用料の 3割相当	500	500	500	
			登録 団体	使用料の 3割相当	300	400		
	第2集 会室	午前	午前	一般	1,400	1,500	1,600	1,800
				登録 団体	700	1,000	1,400	
		午後	午後① 及び 午後②	一般	2,500	1,200	1,200	1,200
				登録 団体	1,250	800	1,000	
		夜間	夜間	一般	1,800	1,200	1,200	1,200
				登録 団体	900	1,000	1,100	
時間 超過	延長	一般	使用料の 3割相当	400	400	400		
		登録 団体	使用料の 3割相当	200	300			
第3集 会室	午前	午前	一般	500	500	500	600	
			登録 団体	250	300	400		

	午後	一般	900	午後① 及び 午後②	400	400	400
		登録 団体	450		200	300	
	夜間	一般	700	夜間	400	400	400
		登録 団体	350		300	300	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
第4集 会室	午前	一般	3,000	午前	3,200	3,400	3,600
		登録 団体	1,500		2,200	2,900	
	午後	一般	5,000	午後① 及び 午後②	2,400	2,400	2,400
		登録 団体	2,500		1,600	2,000	
	夜間	一般	3,700	夜間	2,400	2,400	2,400
		登録 団体	1,850		2,000	2,200	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	900	900	900	
	登録 団体	使用料の 3割相当		600	700		
第5集 会室	午前	一般	1,800	午前	1,900	2,000	2,200
		登録 団体	900		1,300	1,700	
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,550		1,000	1,200	
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,150		1,200	1,300	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
第1和	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100

室		登録 団体	450		600	800	
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
		登録 団体	550		600	600	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
登録 団体		使用料の 3割相当	100		100		
第2和 室	午前	一般	1,800	午前	1,900	2,000	2,200
		登録 団体	900		1,300	1,700	
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,550		1,000	1,200	
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,150		1,200	1,300	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
第3和 室	午前	一般	700	午前	700	800	900
		登録 団体	350		500	700	
	午後	一般	1,200	午後① 及び 午後②	600	600	600
		登録 団体	600		400	500	
	夜間	一般	900	夜間	600	600	600
		登録 団体	450		500	500	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録	使用料の		100	100		



		団体	3割相当				
第4和室	午前	一般	500	午前	500	500	600
		登録 団体	250		300	400	
	午後	一般	900	午後① 及び 午後②	400	400	400
		登録 団体	450		200	300	
	夜間	一般	700	夜間	400	400	400
		登録 団体	350		300	300	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
第5和室	午前	一般	700	午前	700	800	900
		登録 団体	350		500	700	
	午後	一般	1,300	午後① 及び 午後②	600	600	600
		登録 団体	650		400	500	
	夜間	一般	900	夜間	600	600	600
		登録 団体	450		500	500	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	300
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	200	
水屋	午前	一般	400	午前	400	400	400
		登録 団体	200		200	300	
	午後	一般	600	午後① 及び 午後②	300	300	300
		登録 団体	300		200	200	
	夜間	一般	400	夜間	300	300	300
		登録 団体	200		200	200	

	時間 超過	一般 登録 団体	使用料の 3割相当 使用料の 3割相当	延長	100 100	100 100	100
第1レ クリエ ーショ ン室	午前	一般	800	午前	800	900	1,000
		登録 団体	400		600	800	
	午後	一般	1,400	午後① 及び 午後②	600	600	600
		登録 団体	700		400	500	
	夜間	一般	1,000	夜間	600	600	600
		登録 団体	500		500	500	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
第2レ クリエ ーショ ン室	午前	一般	1,000	午前	1,100	1,200	1,300
		登録 団体	500		700	1,000	
	午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
		登録 団体	900		600	700	
	夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
		登録 団体	700		700	800	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
工芸室 (工芸 使用)	午前	一般	1,800	午前	1,900	2,000	2,200
		登録 団体	900		1,300	1,700	
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,550		1,000	1,200	
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500

		登録 団体	1,150		1,200	1,300	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500
		登録 団体	使用料の 3割相当		300	400	
工芸室 (集会 使用)	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
		登録 団体	450		600	800	
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
		登録 団体	550		600	600	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
料理室 (14人 以下使 用)	午前	一般	2,200	午前	2,400	2,600	2,800
		登録 団体	1,100		1,600	2,200	
	午後	一般	3,900	午後① 及び 午後②	1,900	1,900	1,900
		登録 団体	1,950		1,200	1,500	
	夜間	一般	2,900	夜間	1,900	1,900	1,900
		登録 団体	1,450		1,600	1,700	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	600	600	700
		登録 団体	使用料の 3割相当		400	500	
料理室 (15 人以上 使用)	午前	一般	3,300	午前	3,500	3,700	4,000
		登録 団体	1,650		2,400	3,200	
	午後	一般	5,600	午後① 及び	2,700	2,700	2,700
		登録 団体	2,800		1,800	2,200	

		団体		午後②			
	夜間	一般	4,200	夜間	2,700	2,700	2,700
		登録 団体	2,100		2,300	2,500	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	900	900	1,000
		登録 団体	使用料の 3割相当		600	800	
軽運動 室	午前	一般	2,300	午前	800	800	800
		登録 団体	1,150		800	800	
	午後	一般	3,100	午後 ～ 夜間	800	800	800
		登録 団体	1,550		800	800	
	夜間	一般	2,300	-	-	-	-
		登録 団体	1,150	-	-	-	-
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	-	-	-	-	
	登録 団体	使用料の 3割相当	-	-	-	-	
音楽室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
		登録 団体	700		1,000	1,400	
	午後 ～ 夜間	一般	1,800	午後 ～ 夜間	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	900		1,200	1,500	
体育室 (全面 使用)	午前	一般	300	午前	300	300	300
		登録 団体	150		200	200	
	午後 ～ 夜間	一般	300	午後 ～ 夜間	300	300	300
		登録 団体	150		200	200	
高円寺地 域区民セ ンター	第1集 会室	一般	1,000	午前	1,100	1,200	1,300
		登録 団体	500		700	1,000	
	午後	一般	1,800	午後①	900	900	900

		登録 団体	900	及び 午後②	600	700	
	夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
		登録 団体	700		700	800	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200	
第2集 会室	午前	一般	400	午前	400	400	400
		登録 団体	200		200	300	
	午後	一般	600	午後① 及び 午後②	300	300	300
		登録 団体	300		200	200	
	夜間	一般	400	夜間	300	300	300
		登録 団体	200		200	200	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
第3集 会室	午前	一般	400	午前	400	400	400
		登録 団体	200		200	300	
	午後	一般	600	午後① 及び 午後②	300	300	300
		登録 団体	300		200	200	
	夜間	一般	400	夜間	300	300	300
		登録 団体	200		200	200	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
第4集 会室	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
		登録	450		600	800	

		団体					
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
		登録 団体	550		600	600	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
第8集 会室	午前	一般	2,200	午前	2,300	2,500	2,700
		登録 団体	1,100		1,600	2,100	
	午後	一般	3,700	午後① 及び 午後②	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	1,850		1,200	1,500	
	夜間	一般	2,800	夜間	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	1,400		1,500	1,600	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	600	600	600	
	登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		
第9集 会室	午前	一般	2,200	午前	2,300	2,500	2,700
		登録 団体	1,100		1,600	2,100	
	午後	一般	3,700	午後① 及び 午後②	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	1,850		1,200	1,500	
	夜間	一般	2,800	夜間	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	1,400		1,500	1,600	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	600	600	600	
	登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		

第10集 会室	午前	一般	2,200	午前	2,300	2,500	2,700	
		登録 団体	1,100		1,600	2,100		
	午後	一般	3,700	午後① 及び 午後②	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	1,850		1,200	1,500		
	夜間	一般	2,800	夜間	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	1,400		1,500	1,600		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	600	600	600	
		登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		
	第3和 室(茶 室)	午前	一般	500	午前	500	500	600
			登録 団体	250		300	400	
午後		一般	900	午後① 及び 午後②	400	400	400	
		登録 団体	450		200	300		
夜間		一般	700	夜間	400	400	400	
		登録 団体	350		300	300		
時間 超過		一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
第4和 室		午前	一般	500	午前	500	500	600
			登録 団体	250		300	400	
	午後	一般	900	午後① 及び 午後②	400	400	400	
		登録 団体	450		200	300		
	夜間	一般	700	夜間	400	400	400	
		登録 団体	350		300	300		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	

		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
第5和 室（茶 室）	午前	一般	500	午前	500	500	600
		登録 団体	250		300	400	
	午後	一般	900	午後① 及び 午後②	400	400	400
		登録 団体	450		200	300	
	夜間	一般	700	夜間	400	400	400
		登録 団体	350		300	300	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
水屋 (1)	午前	一般	400	午前	400	400	400
		登録 団体	200		200	300	
	午後	一般	600	午後① 及び 午後②	300	300	300
		登録 団体	300		200	200	
	夜間	一般	400	夜間	300	300	300
		登録 団体	200		200	200	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
水屋 (2)	午前	一般	200	午前	200	200	200
		登録 団体	100		100	100	
	午後	一般	300	午後① 及び 午後②	100	100	100
		登録 団体	150		100	100	
	夜間	一般	200	夜間	100	100	100
		登録 団体	100		100	100	



	時間超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
工芸室 (工芸 使用)	午前	一般	2,500	午前	2,700	2,900	3,100	
		登録 団体	1,250		1,800	2,400		
	午後	一般	4,300	午後① 及び 午後②	2,100	2,100	2,100	
		登録 団体	2,150		1,400	1,700		
	夜間	一般	3,200	夜間	2,100	2,100	2,100	
		登録 団体	1,600		1,700	1,900		
	時間超過	一般	使用料の 3割相当	延長	700	700	700	
		登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		
	工芸室 (集会 使用)	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
			登録 団体	600		900	1,200	
午後		一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000	
		登録 団体	1,050		600	800		
夜間		一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000	
		登録 団体	800		800	900		
時間超過		一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
料理室 (11人 以下使 用)		午前	一般	2,100	午前	2,200	2,300	2,500
			登録 団体	1,050		1,500	2,000	
	午後	一般	3,500	午後① 及び 午後②	1,600	1,600	1,600	
		登録 団体	1,750		1,100	1,300		
	夜間	一般	2,600	夜間	1,600	1,600	1,600	

		登録 団体	1,300		1,400	1,500		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	600	600	600	
		登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		
料理室 (12人 以上使 用)	午前	一般	3,000	午前	3,200	3,400	3,600	
		登録 団体	1,500		2,200	2,900		
	午後	一般	5,000	午後① 及び 午後②	2,400	2,400	2,400	
		登録 団体	2,500		1,600	2,000		
	夜間	一般	3,700	夜間	2,400	2,400	2,400	
		登録 団体	1,850		2,000	2,200		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	900	900	900	
		登録 団体	使用料の 3割相当		600	700		
	軽運動 室	午前	一般	3,200	午前	800	800	800
			登録 団体	1,600		800	800	
午後		一般	4,300	午後 ～ 夜間	800	800	800	
		登録 団体	2,150		800	800		
夜間		一般	3,200	-	-	-	-	
		登録 団体	1,600		-	-		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	-	-	-	-		
	登録 団体	使用料の 3割相当		-	-			
第1音 楽室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800	
		登録 団体	700		1,000	1,400		
	午後 ～	一般	1,800	午後 ～	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	900		1,200	1,500		

	夜間	団体		夜間				
第2音楽室	午前	一般	700	午前	700	700	700	
		登録 団体	350		400	500		
	午後 ～ 夜間	一般	800	午後 ～ 夜間	700	700	700	
		登録 団体	400		500	600		
体育室 (全面 使用)	午前	一般	500	午前	500	600	700	
		登録 団体	250		400	500		
	午後 ～ 夜間	一般	700	午後 ～ 夜間	700	700	700	
		登録 団体	350		400	500		
体育室 (半面 使用)	午前	一般	300	午前	300	300	400	
		登録 団体	150		200	300		
	午後 ～ 夜間	一般	300	午後 ～ 夜間	400	400	400	
		登録 団体	150		200	300		
永福和泉 地域区民 センター	第1集 会室 午前	一般	1,800	午前	1,900	2,000	2,200	
		登録 団体	900		1,300	1,700		
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500	
		登録 団体	1,550		1,000	1,200		
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500	
		登録 団体	1,150		1,200	1,300		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500	
		登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
	第2集 会室	午前	一般	1,800	午前	1,900	2,000	2,200
			登録 団体	900		1,300	1,700	
午後		一般	3,100	午後①	1,500	1,500	1,500	

		登録 団体	1,550	及び 午後②	1,000	1,200	
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,150		1,200	1,300	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500
		登録 団体	使用料の 3割相当		300	400	
第3集 会室	午前	一般	1,800	午前	1,900	2,000	2,200
		登録 団体	900		1,300	1,700	
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,550		1,000	1,200	
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,150		1,200	1,300	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500
		登録 団体	使用料の 3割相当		300	400	
第4集 会室	午前	一般	3,700	午前	3,900	4,200	4,500
		登録 団体	1,850		2,700	3,600	
	午後	一般	6,200	午後① 及び 午後②	3,000	3,000	3,000
		登録 団体	3,100		2,000	2,500	
	夜間	一般	4,600	夜間	3,000	3,000	3,000
		登録 団体	2,300		2,500	2,700	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,100	1,100	1,100
		登録 団体	使用料の 3割相当		700	900	
第5集 会室	午前	一般	1,800	午前	1,900	2,000	2,200
		登録 団体	900		1,300	1,700	

		団体					
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,550		1,000	1,200	
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,150		1,200	1,300	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500
		登録 団体	使用料の 3割相当		300	400	
第6集 会室	午前	一般	1,600	午前	1,700	1,800	2,000
		登録 団体	800		1,200	1,600	
	午後	一般	2,800	午後① 及び 午後②	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	1,400		900	1,100	
	夜間	一般	2,100	夜間	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	1,050		1,100	1,200	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	500	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
第7集 会室	午前	一般	400	午前	400	400	400
		登録 団体	200		200	300	
	午後	一般	600	午後① 及び 午後②	300	300	300
		登録 団体	300		200	200	
	夜間	一般	400	夜間	300	300	300
		登録 団体	200		200	200	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		

第1和室(舞台を使用する場合)	午前	一般	1,800	午前	1,900	2,000	2,200	
		登録団体	900		1,300	1,700		
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500	
		登録団体	1,550		1,000	1,200		
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500	
		登録団体	1,150		1,200	1,300		
	時間超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500	
		登録団体	使用料の 3割相当		300	400		
	第1和室(舞台を使用しない場合)	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
			登録団体	450		600	800	
午後		一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700	
		登録団体	750		400	500		
夜間		一般	1,100	夜間	700	700	700	
		登録団体	550		600	600		
時間超過		一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
		登録団体	使用料の 3割相当		100	100		
第2和室		午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
			登録団体	700		1,000	1,400	
	午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200	
		登録団体	1,250		800	1,000		
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200	
		登録団体	900		1,000	1,100		
	時間超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400	

		登録 団体	使用料の 3割相当		200	300	
第3和 室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
		登録 団体	700		1,000	1,400	
	午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	1,250		800	1,000	
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	900		1,000	1,100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	300		
第4和 室(茶 室)	午前	一般	700	午前	700	800	900
		登録 団体	350		500	700	
	午後	一般	1,200	午後① 及び 午後②	600	600	600
		登録 団体	600		400	500	
	夜間	一般	900	夜間	600	600	600
		登録 団体	450		500	500	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	300	400	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	300		
水屋	午前	一般	200	午前	200	200	200
		登録 団体	100		100	100	
	午後	一般	300	午後① 及び 午後②	100	100	100
		登録 団体	150		100	100	
	夜間	一般	200	夜間	100	100	100
		登録 団体	100		100	100	

	時間 超過	一般 登録 団体	使用料の 3割相当 使用料の 3割相当	延長	100 100	100 100	100
工芸室 (工芸 使用)	午前	一般	2,500	午前	2,700	2,900	3,100
		登録 団体	1,250		1,800	2,400	
	午後	一般	4,300	午後① 及び 午後②	2,100	2,100	2,100
		登録 団体	2,150		1,400	1,700	
	夜間	一般	3,200	夜間	2,100	2,100	2,100
		登録 団体	1,600		1,700	1,900	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	700	700	700	
	登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		
工芸室 (集会 使用)	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
		登録 団体	600		900	1,200	
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	1,050		600	800	
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	500	700	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	500		
料理室 (11人 以下使 用)	午前	一般	2,500	午前	2,700	2,900	3,100
		登録 団体	1,250		1,800	2,400	
	午後	一般	4,300	午後① 及び 午後②	2,100	2,100	2,100
		登録 団体	2,150		1,400	1,700	
	夜間	一般	3,200	夜間	2,100	2,100	2,100



		登録 団体	1,600		1,700	1,900	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	700	700	700
		登録 団体	使用料の 3割相当		400	500	
料理室 (12人 以上使 用)	午前	一般	3,700	午前	3,900	4,200	4,500
		登録 団体	1,850		2,700	3,600	
	午後	一般	6,200	午後① 及び 午後②	3,000	3,000	3,000
		登録 団体	3,100		2,000	2,500	
	夜間	一般	4,600	夜間	3,000	3,000	3,000
		登録 団体	2,300		2,500	2,700	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,100	1,100	1,100	
	登録 団体	使用料の 3割相当		700	900		
軽運動 室	午前	一般	4,600	午前	800	800	800
		登録 団体	2,300		800	800	
	午後	一般	6,200	午後 ～ 夜間	800	800	800
		登録 団体	3,100		800	800	
	夜間	一般	4,600	-	-	-	-
		登録 団体	2,300		-	-	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	-	-	-	-	
	登録 団体	使用料の 3割相当		-	-		
第1音 楽室	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
		登録 団体	600		900	1,200	
	午後 ～	一般	1,600	午後 ～	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	800		1,000	1,200	

	夜間	団体		夜間				
第2音楽室	午前	一般	800	午前	800	900	1,000	
		登録 団体	400		600	800		
	午後 ～ 夜間	一般	1,000	午後 ～ 夜間	1,000	1,000	1,000	
		登録 団体	500		600	800		
	体育室 (全面 使用)	午前	一般	300	午前	300	300	300
			登録 団体	150		200	200	
午前 ～ 夜間		一般	300	午前 ～ 夜間	300	300	300	
		登録 団体	150		200	200		
井草地域 区民セン ター	第1集 会室	午前	一般	2,200	午前	2,300	2,500	2,700
			登録 団体	1,100		1,600	2,100	
	午後	一般	3,700	午後① 及び 午後②	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	1,850		1,200	1,500		
	夜間	一般	2,800	夜間	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	1,400		1,500	1,600		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	600	600	600	
		登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		
	第2集 会室	午前	一般	2,200	午前	2,300	2,500	2,700
			登録 団体	1,100		1,600	2,100	
		午後	一般	3,700	午後① 及び 午後②	1,800	1,800	1,800
			登録 団体	1,850		1,200	1,500	
夜間		一般	2,800	夜間	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	1,400		1,500	1,600		
時間		一般	使用料の	延長	600	600	600	

	超過		3割相当				
		登録 団体	使用料の 3割相当		400	500	
第3集 会室	午前	一般	1,800	午前	1,900	2,000	2,200
		登録 団体	900		1,300	1,700	
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,550		1,000	1,200	
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,150		1,200	1,300	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
第4集 会室	午前	一般	1,600	午前	1,700	1,800	2,000
		登録 団体	800		1,200	1,600	
	午後	一般	2,800	午後① 及び 午後②	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	1,400		900	1,100	
	夜間	一般	2,100	夜間	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	1,050		1,100	1,200	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	500	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
第5集 会室	午前	一般	1,600	午前	1,700	1,800	2,000
		登録 団体	800		1,200	1,600	
	午後	一般	2,800	午後① 及び 午後②	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	1,400		900	1,100	
夜間	一般	2,100	夜間	1,300	1,300	1,300	

		登録 団体	1,050		1,100	1,200	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	500
		登録 団体	使用料の 3割相当		300	400	
第6集 会室	午前	一般	1,800	午前	1,900	2,000	2,200
		登録 団体	900		1,300	1,700	
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,550		1,000	1,200	
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,150		1,200	1,300	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
第7集 会室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
		登録 団体	700		1,000	1,400	
	午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	1,250		800	1,000	
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	900		1,000	1,100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	300		
第1和 室	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
		登録 団体	600		900	1,200	
	午後	一般	2,100	午後① 及び	1,000	1,000	1,000
		登録	1,050		600	800	

		団体		午後②			
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200	
第2和 室(茶 室)	午前	一般	700	午前	700	800	900
		登録 団体	350		500	700	
	午後	一般	1,200	午後① 及び 午後②	600	600	600
		登録 団体	600		400	500	
	夜間	一般	900	夜間	600	600	600
		登録 団体	450		500	500	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
第3和 室(舞台 を使用 する場 合)	午前	一般	2,200	午前	2,300	2,500	2,700
		登録 団体	1,100		1,600	2,100	
	午後	一般	3,700	午後① 及び 午後②	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	1,850		1,200	1,500	
	夜間	一般	2,800	夜間	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	1,400		1,500	1,600	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	600	600	600	
	登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		
第3和 室(舞台 を使用	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
		登録 団体	600		900	1,200	

しない 場合)	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	1,050		600	800	
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200	
第4和 室	午前	一般	1,800	午前	1,900	2,000	2,200
		登録 団体	900		1,300	1,700	
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,550		1,000	1,200	
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,150		1,200	1,300	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
水屋	午前	一般	200	午前	200	200	200
		登録 団体	100		100	100	
	午後	一般	300	午後① 及び 午後②	100	100	100
		登録 団体	150		100	100	
	夜間	一般	200	夜間	100	100	100
		登録 団体	100		100	100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
工芸室	午前	一般	2,200	午前	2,300	2,500	2,700

(工芸 使用)		登録 団体	1,100		1,600	2,100	
	午後	一般	3,700	午後① 及び 午後②	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	1,850		1,200	1,500	
	夜間	一般	2,800	夜間	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	1,400		1,500	1,600	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	600	600	600
登録 団体		使用料の 3割相当	400		500		
工芸室 (集会 使用)	午前	一般	1,000	午前	1,100	1,200	1,300
		登録 団体	500		700	1,000	
	午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
		登録 団体	900		600	700	
	夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
		登録 団体	700		700	800	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
料理室 (14人 以下使 用)	午前	一般	2,800	午前	3,000	3,200	3,400
		登録 団体	1,400		2,000	2,700	
	午後	一般	4,800	午後① 及び 午後②	2,300	2,300	2,300
		登録 団体	2,400		1,500	1,900	
	夜間	一般	3,600	夜間	2,300	2,300	2,300
		登録 団体	1,800		1,900	2,100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	800	800	800	

		登録 団体	使用料の 3割相当		500	600	
料理室 (15人 以上使 用)	午前	一般	3,900	午前	4,200	4,500	4,900
		登録 団体	1,950		2,900	3,900	
	午後	一般	6,800	午後① 及び 午後②	3,300	3,300	3,300
		登録 団体	3,400		2,200	2,700	
	夜間	一般	5,100	夜間	3,300	3,300	3,300
		登録 団体	2,550		2,800	3,000	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,100	1,100	1,200
		登録 団体	使用料の 3割相当		700	900	
軽運動 室	午前	一般	3,700	午前	800	800	800
		登録 団体	1,850		800	800	
	午後	一般	5,000	午後 ～ 夜間	800	800	800
		登録 団体	2,500		800	800	
	夜間	一般	3,700	-	-	-	-
		登録 団体	1,850		-	-	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	-	-	-	-
		登録 団体	使用料の 3割相当		-	-	
第1音 楽室	午前	一般	800	午前	800	900	1,000
		登録 団体	400		600	800	
	午後 ～ 夜間	一般	1,000	午後 ～ 夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	500		600	800	
第2音 楽室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
		登録 団体	700		1,000	1,400	



		午後 ～ 夜間	一般 登録 団体	1,800 900	午後 ～ 夜間	1,800 1,200	1,800 1,500	1,800
梅里区民 集会所	第 1 集 会室	午前	一般	1,000	午前	1,100	1,200	1,300
			登録 団体	500		700	1,000	
		午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
			登録 団体	900		600	700	
		夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
			登録 団体	700		700	800	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	400	500	
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	300		
	第 2 集 会室	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
			登録 団体	450		600	800	
午後		一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700	
		登録 団体	750		400	500		
夜間		一般	1,100	夜間	700	700	700	
		登録 団体	550		600	600		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200		
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100			
上高井戸 区民集会 所	集会室 (特別 パント リーを 使用す る場合)	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
			登録 団体	600		900	1,200	
		午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
			登録 団体	1,050		600	800	
夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000		

		登録 団体	800		800	900	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200	
集会室 (特別 パント リーを 使用し ない場 合)	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
		登録 団体	450		600	800	
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
		登録 団体	550		600	600	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
第1和 室	午前	一般	700	午前	700	800	900
		登録 団体	350		500	700	
	午後	一般	1,200	午後① 及び 午後②	600	600	600
		登録 団体	600		400	500	
	夜間	一般	900	夜間	600	600	600
		登録 団体	450		500	500	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
第2和 室	午前	一般	700	午前	700	800	900
		登録 団体	350		500	700	
	午後	一般	1,200	午後① 及び	600	600	600
		登録 団体	600		400	500	

			団体		午後②			
		夜間	一般	900	夜間	600	600	600
			登録 団体	450		500	500	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
四宮区民 集会所	第1集 会室	午前	一般	2,200	午前	2,300	2,500	2,700
			登録 団体	1,100		1,600	2,100	
		午後	一般	3,700	午後① 及び 午後②	1,800	1,800	1,800
			登録 団体	1,850		1,200	1,500	
		夜間	一般	2,800	夜間	1,800	1,800	1,800
			登録 団体	1,400		1,500	1,600	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	600	600	600	
		登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		
	第2集 会室	午前	一般	1,000	午前	1,100	1,200	1,300
			登録 団体	500		700	1,000	
		午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
			登録 団体	900		600	700	
		夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
			登録 団体	700		700	800	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300		
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200			
和室	午前	一般	1,000	午前	1,100	1,200	1,300	
		登録 団体	500		700	1,000		

西荻南区 民集会所	第1集 会室	午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
			登録 団体	900		600	700	
		夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
			登録 団体	700		700	800	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
			登録 団体	使用料の 3割相当		200	200	
	第2集 会室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
			登録 団体	700		1,000	1,400	
		午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
			登録 団体	1,250		800	1,000	
		夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200
			登録 団体	900		1,000	1,100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400		
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	300			
遊戯室	午前	一般	2,200	午前	2,300	2,500	2,700	
		登録 団体	1,100		1,600	2,100		
	午後	一般	3,700	午後① 及び 午後②	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	1,850		1,200	1,500		
	夜間	一般	2,800	夜間	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	1,400		1,500	1,600		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	600	600	600		
	登録 団体	使用料の 3割相当		400	500			
遊戯室	午前	一般	3,700	午前	3,900	4,200	4,500	

(集会 使用)		登録 団体	1,850		2,700	3,600	
	午後	一般	6,200	午後① 及び 午後②	3,000	3,000	3,000
		登録 団体	3,100		2,000	2,500	
	平日 夜間	一般	3,100	平日 夜間	3,000	3,000	3,000
		登録 団体	1,550		2,000	2,500	
	休日 夜間	一般	4,600	休日 夜間	3,000	3,000	3,000
		登録 団体	2,300		2,500	2,700	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	900	1,000	1,100
		登録 団体	使用料の 3割相当		600	800	
	集会室 兼音楽 室	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400
登録 団体			600	900		1,200	
午後		一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	1,050		600	800	
平日 夜間		一般	1,000	平日 夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	500		600	800	
休日 夜間		一般	1,600	休日 夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
時間 超過		一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200	
遊戯室 (体育 全面使 用)	午前	一般	300	午前	300	300	300
		登録 団体	150		200	200	
	午後	一般	300	午後	300	300	300
		登録 団体	150		200	200	

		平日	一般	300	平日	300	300	300
		夜間	登録 団体	150	夜間	200	200	
		休日	一般	300	休日	300	300	300
		夜間	登録 団体	150	夜間	200	200	
方南区民 集会所	第1集 会室	午前	一般	1,000	午前	1,100	1,200	1,300
			登録 団体	500		700	1,000	
		午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
			登録 団体	900		600	700	
		夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
			登録 団体	700		700	800	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
	第2集 会室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
			登録 団体	700		1,000	1,400	
		午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
			登録 団体	1,250		800	1,000	
		夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200
			登録 団体	900		1,000	1,100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400		
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	300			
第3集 会室	午前	一般	500	午前	500	500	600	
		登録 団体	250		300	400		
	午後	一般	900	午後①	400	400	400	

		登録 団体	450	及び 午後②	200	300	
	夜間	一般	700	夜間	400	400	400
		登録 団体	350		300	300	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
和室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
		登録 団体	700		1,000	1,400	
	午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	1,250		800	1,000	
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	900		1,000	1,100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	300		
多目的 ルーム (集会 使用)	午前	一般	2,500	午前	2,700	2,900	3,100
		登録 団体	1,250		1,800	2,400	
	午後	一般	4,300	午後① 及び 午後②	2,100	2,100	2,100
		登録 団体	2,150		1,400	1,700	
	夜間	一般	3,200	夜間	2,100	2,100	2,100
		登録 団体	1,600		1,700	1,900	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	700	700	700	
	登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		
多目的 ルーム	午前	一般	800	午前	800	900	1,000
		登録	400		600	800	

	(音楽 使用又は体育 使用)		団体					
		午後 ～ 夜間	一般 登録 団体	1,000 500	午後 ～ 夜間	1,000 600	1,000 800	1,000
下高井戸 区民集会所	第1集 会室	午前	一般	1,800	午前	1,900	2,000	2,200
			登録 団体	900		1,300	1,700	
		午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
			登録 団体	1,550		1,000	1,200	
		夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500
			登録 団体	1,150		1,200	1,300	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500	
		登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
	第2集 会室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
			登録 団体	700		1,000	1,400	
		午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
			登録 団体	1,250		800	1,000	
		夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200
			登録 団体	900		1,000	1,100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400		
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	300			
第1和 室	午前	一般	1,600	午前	1,700	1,800	2,000	
		登録 団体	800		1,200	1,600		
	午後	一般	2,800	午後① 及び 午後②	1,300	1,300	1,300	
登録 団体		1,400	900		1,100			



	夜間	一般	2,100	夜間	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	1,050		1,100	1,200	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	500
		登録 団体	使用料の 3割相当		300	400	
第2和 室	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
		登録 団体	600		900	1,200	
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	1,050		600	800	
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
水屋	午前	一般	200	午前	200	200	200
		登録 団体	100		100	100	
	午後	一般	300	午後① 及び 午後②	100	100	100
		登録 団体	150		100	100	
	夜間	一般	200	夜間	100	100	100
		登録 団体	100		100	100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
体育室 (集会 使用)	午前	一般	4,000	午前	4,300	4,600	4,900
		登録 団体	2,000		2,900	3,900	
	午後	一般	6,800	午後①	3,300	3,300	3,300

		登録 団体	3,400	及び 午後②	2,200	2,700		
	夜間	一般	5,100	夜間	3,300	3,300	3,300	
		登録 団体	2,550		2,800	3,000		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,200	1,200	1,200	
		登録 団体	使用料の 3割相当		800	1,000		
体育室 (全面 使用)	午前	一般	500	午前	500	600	700	
		登録 団体	250		400	500		
	午後 ～ 夜間	一般	700	午後 ～ 夜間	700	700	700	
		登録 団体	350		400	500		
体育室 (片面 使用)	午前	一般	300	午前	300	300	400	
		登録 団体	150		200	300		
	午後 ～ 夜間	一般	300	午後 ～ 夜間	400	400	400	
		登録 団体	150		200	300		
本天沼区 民集会所	第1集 会室	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
			登録 団体	450		600	800	
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700	
		登録 団体	750		400	500		
	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700	
		登録 団体	550		600	600		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
	第2集 会室	午前	一般	1,000	午前	1,100	1,200	1,300
			登録 団体	500		700	1,000	

	午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
		登録 団体	900		600	700	
	夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
		登録 団体	700		700	800	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200	
第3集 会室	午前	一般	1,000	午前	1,100	1,200	1,300
		登録 団体	500		700	1,000	
	午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
		登録 団体	900		600	700	
	夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
		登録 団体	700		700	800	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
第4集 会室	午前	一般	1,600	午前	1,700	1,800	2,000
		登録 団体	800		1,200	1,600	
	午後	一般	2,800	午後① 及び 午後②	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	1,400		900	1,100	
	夜間	一般	2,100	夜間	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	1,050		1,100	1,200	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	500	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
和室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800

			登録 団体	700			1,000	1,400	
		午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②		1,200	1,200	1,200
			登録 団体	1,250			800	1,000	
		夜間	一般	1,800	夜間		1,200	1,200	1,200
			登録 団体	900			1,000	1,100	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長		400	400	400
			登録 団体	使用料の 3割相当			200	300	
和田区民 集会所	第1集 会室	午前	一般	1,000	午前		1,100	1,200	1,300
			登録 団体	500			700	1,000	
		午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②		900	900	900
			登録 団体	900			600	700	
		夜間	一般	1,400	夜間		900	900	900
			登録 団体	700			700	800	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長		300	300	300	
		登録 団体	使用料の 3割相当			200	200		
	第2集 会室	午前	一般	1,400	午前		1,500	1,600	1,800
			登録 団体	700			1,000	1,400	
		午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②		1,200	1,200	1,200
			登録 団体	1,250			800	1,000	
夜間		一般	1,800	夜間		1,200	1,200	1,200	
		登録 団体	900			1,000	1,100		
時間 超過		一般	使用料の 3割相当	延長		400	400	400	
		登録 団体	使用料の			200	300		

		団体	3割相当				
第3集 会室	午前	一般	1,000	午前	1,100	1,200	1,300
		登録 団体	500		700	1,000	
	午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
		登録 団体	900		600	700	
	夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
		登録 団体	700		700	800	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
第1和 室	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
		登録 団体	450		600	800	
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
		登録 団体	550		600	600	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
第2和 室	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
		登録 団体	450		600	800	
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
		登録 団体	550		600	600	

		時間 超過	一般 登録 団体	使用料の 3割相当 使用料の 3割相当	延長	200 100	200 100	200
	水屋	午前	一般 登録 団体	200 100	午前	200 100	200 100	200
		午後	一般 登録 団体	300 150	午後① 及び 午後②	100 100	100 100	100
		夜間	一般 登録 団体	200 100	夜間	100 100	100 100	100
		時間 超過	一般 登録 団体	使用料の 3割相当 使用料の 3割相当	延長	100 100	100 100	100
八成区民 集会所	第1集 会室	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
			登録 団体	450		600	800	
		午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
			登録 団体	750		400	500	
		夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
	登録 団体		550	600		600		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
	第2集 会室	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
			登録 団体	600		900	1,200	
午後		一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000	
		登録 団体	1,050		600	800		
夜間		一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000	

		登録 団体	800		800	900	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200	
第3集 会室	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
		登録 団体	600		900	1,200	
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	1,050		600	800	
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
第4集 会室	午前	一般	1,000	午前	1,100	1,200	1,300
		登録 団体	500		700	1,000	
	午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
		登録 団体	900		600	700	
	夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
		登録 団体	700		700	800	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
和室	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
		登録 団体	600		900	1,200	
	午後	一般	2,100	午後① 及び	1,000	1,000	1,000
登録		1,050	600		800		

		団体		午後②			
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200	
水屋	午前	一般	200	午前	200	200	200
		登録 団体	100		100	100	
	午後	一般	300	午後① 及び 午後②	100	100	100
		登録 団体	150		100	100	
	夜間	一般	200	夜間	100	100	100
		登録 団体	100		100	100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
高円寺北 区民集會 所	第1集 會室 午前	一般	1,600	午前	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	800		1,000	1,200	
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	1,050		600	800	
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
第2集 會室 午前	午前	一般	1,600	午前	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	800		1,000	1,200	



	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	1,050		600	800	
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200	
第3集 会室	午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100
		登録 団体	550		700	900	
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
		登録 団体	550		600	600	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
第4集 会室	午前	一般	1,600	午前	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	800		1,000	1,200	
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	1,050		600	800	
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
第5集	午前	一般	1,400	午前	1,300	1,300	1,300

会室		登録 団体	700		900	1,100	
	午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
		登録 団体	900		600	700	
	夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
		登録 団体	700		700	800	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
登録 団体		使用料の 3割相当	200		200		
第6集 会室(特 別パン トリー を使用 する場 合)	午前	一般	1,400	午前	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	700		900	1,100	
	午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
		登録 団体	900		600	700	
	夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
		登録 団体	700		700	800	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
第6集 会室(特 別パン トリー を使用 しない 場合)	午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100
		登録 団体	550		700	900	
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
		登録 団体	550		600	600	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	

		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
和室	午前	一般	2,300	午前	2,200	2,200	2,200
		登録 団体	1,150		1,500	1,800	
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,550		1,000	1,200	
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,150		1,200	1,300	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500
		登録 団体	使用料の 3割相当		300	400	

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用（音楽室（集会室兼音楽室を除く。）、ピアノ室、電子オルガン室、体育室（集会使用の場合を除く。）、軽運動室、多目的ルーム（集会使用の場合を除く。）及び遊戯室（集会使用の場合を除く。）にあっては、「午前」は午前9時から午後1時まで、「午後～夜間」は午後1時から午後9時までの使用）
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあつては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用
- 4 改定使用料欄の額は、音楽室（集会室兼音楽室を除く。）、ピアノ室、電子オルガン室、体育室（集会使用の場合を除く。）、軽運動室、多目的ルーム（集会使用の場合を除く。）及び遊戯室（集会使用の場合を除く。）にあっては、1時間当たりの使用料
- 5 入場料等を徴収する場合又は物品等を販売する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料又は延長使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合を除く。
- 6 西荻南区民集会所に記載の遊戯室及び集会室兼音楽室は、西荻南児童館と併設し、コミュニティの形成に資するため使用し、午前及び午後の使用は、同児童館の休館日に限る。
- 7 指定管理者が管理する施設にあっては、「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替える。

## (3) 産業商工会館

利用料金の単位：円

施設区分		現行 時間 区分	使用 区分	現行 利用料金	改定 時間 区分	改定利用料金		
						第1期	第2期	第3期
産業商工 会館	講堂(平 日)	午前	一般	6,900	午前	6,900	6,900	6,900
			登録 団体	3,450		4,600	5,700	
		午後	一般	12,000	午後	12,000	12,000	12,000
			登録 団体	6,000		8,000	10,000	
		夜間	一般	13,000	夜間	13,000	13,000	13,000
			登録 団体	6,500		8,600	10,000	
		全日	一般	28,000	-	-	-	-
	登録 団体		14,000	-		-		
	時間 超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	利用料金の 3割相当		1,200	1,500		
	講堂(土 日祝)	午前	一般	6,900	午前	6,900	6,900	6,900
			登録 団体	3,450		4,600	5,700	
		午後	一般	14,000	午後	14,000	14,000	14,000
			登録 団体	7,000		9,300	11,000	
夜間		一般	16,000	夜間	16,000	16,000	16,000	
		登録 団体	8,000		10,000	13,000		
全日		一般	33,000	-	-	-	-	
	登録 団体	16,500	-		-			
講堂(土 日祝)	時間 超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	利用料金の 3割相当		1,200	1,500		

展示場 (集会 使用)	午前	一般	3,700	午前	3,700	3,700	3,700	
		登録 団体	1,850		2,400	3,000		
	午後	一般	6,100	午後① 及び 午後②	2,900	2,900	2,900	
		登録 団体	3,050		1,900	2,400		
	夜間	一般	4,500	夜間	2,900	2,900	2,900	
		登録 団体	2,250		2,400	2,600		
	時間 超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	1,100	1,100	1,100	
		登録 団体	利用料金の 3割相当		700	900		
	和室	午前	一般	1,600	午前	1,600	1,600	1,600
			登録 団体	800		1,000	1,300	
午後		一般	2,800	午後① 及び 午後②	1,300	1,300	1,300	
		登録 団体	1,400		900	1,100		
夜間		一般	2,100	夜間	1,300	1,300	1,300	
		登録 団体	1,050		1,100	1,200		
時間 超過		一般	利用料金の 3割相当	延長	500	500	500	
		登録 団体	利用料金の 3割相当		300	400		
第1集 会室		午前	一般	1,500	午前	1,500	1,500	1,500
			登録 団体	750		1,000	1,200	
	午後	一般	2,600	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200	
		登録 団体	1,300		800	1,000		
	夜間	一般	1,900	夜間	1,200	1,200	1,200	
		登録 団体	950		1,000	1,100		
	時間 超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	400	400	400	

		登録 団体	利用料金の 3割相当		200	300	
第2集 会室	午前	一般	1,200	午前	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	600		800	1,000	
	午後	一般	2,200	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	1,100		700	800	
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
	時間 超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	400	400	400
		登録 団体	利用料金の 3割相当		200	300	
第3集 会室	午前	一般	900	午前	900	900	900
		登録 団体	450		600	700	
	午後	一般	1,200	午後① 及び 午後②	600	600	600
		登録 団体	600		400	500	
	夜間	一般	900	夜間	600	600	600
		登録 団体	450		500	500	
	時間 超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	200	200	200
		登録 団体	利用料金の 3割相当		100	100	

注) 1 改定利用料金欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の利用料金

2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用（講堂にあっては、「午前」は午前9時から正午まで、「午後」は午後1時から午後5時まで、「夜間」は午後6時から午後9時までの使用）

3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する

る場合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合には、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

- 4 入場料等を徴収する場合又は物品等を販売する場合は、規定利用料金又は規定延長利用料金の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合を除く。
- 5 講堂の舞台のみを使用する場合又は舞台を使用しない場合は、規定利用料金又は規定延長利用料金（前記4の場合は、その額）の8割に相当する額とする。
- 6 産業団体等は、一般の規定利用料金の2分の1に相当する額とする。

## (4) 勤労福祉会館

使用料の単位：円

施設区分	現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料			
					第1期	第2期	第3期	
勤労福祉 会館	ホール (平日)	午前	一般	18,000	午前	13,000	13,000	13,000
		午後	一般	30,000	午後	26,000	26,000	26,000
		夜間	一般	38,000	夜間	26,000	26,000	26,000
		全日	一般	77,000	-	-	-	-
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	3,300	3,300	3,300
	ホール (土日 祝)	午前	一般	18,000	午前	13,000	13,000	13,000
		午後	一般	36,000	午後	32,000	32,000	32,000
		夜間	一般	46,000	夜間	32,000	32,000	32,000
		全日	一般	90,000	-	-	-	-
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	3,300	3,300	3,300
第1集 会室	午前	一般	1,800	午前	1,900	2,000	2,200	
		登録 団体	900		1,300	1,700		
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500	
		登録 団体	1,550		1,000	1,200		
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500	
		登録 団体	1,150		1,200	1,300		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500		

		登録 団体	使用料の 3割相当		300	400	
第2集 会室	午前	一般	2,200	午前	2,300	2,500	2,700
		登録 団体	1,100		1,600	2,100	
	午後	一般	3,700	午後① 及び 午後②	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	1,850		1,200	1,500	
	夜間	一般	2,800	夜間	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	1,400		1,500	1,600	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	600	600	600	
	登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		
第5集 会室	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
		登録 団体	600		900	1,200	
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	1,050		600	800	
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
第6集 会室	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
		登録 団体	600		900	1,200	
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	1,050		600	800	
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	



	時間超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
第1和 室(舞台 使用)	午前	一般	2,200	午前	2,300	2,500	2,700	
		登録 団体	1,100		1,600	2,100		
	午後	一般	3,700	午後① 及び 午後②	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	1,850		1,200	1,500		
	夜間	一般	2,800	夜間	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	1,400		1,500	1,600		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	600	600	600	
		登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		
	第1和 室(舞台 不使用)	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
			登録 団体	700		1,000	1,400	
午後		一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200	
		登録 団体	1,250		800	1,000		
夜間		一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200	
		登録 団体	900		1,000	1,100		
時間 超過		一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400	
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	300		
第2和 室		午前	一般	1,000	午前	1,100	1,200	1,300
			登録 団体	500		700	1,000	
	午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900	
		登録 団体	900		600	700		
	夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900	

		登録 団体	700		700	800	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200	
工芸室 (工芸 使用)	午前	一般	3,000	午前	3,200	3,400	3,600
		登録 団体	1,500		2,200	2,900	
	午後	一般	5,000	午後① 及び 午後②	2,400	2,400	2,400
		登録 団体	2,500		1,600	2,000	
	夜間	一般	3,700	夜間	2,400	2,400	2,400
		登録 団体	1,850		2,000	2,200	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	900	900	900	
	登録 団体	使用料の 3割相当		600	700		
工芸室 (集会 使用)	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
		登録 団体	700		1,000	1,400	
	午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	1,250		800	1,000	
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	900		1,000	1,100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	300		
軽運動 室	午前	一般	3,700	午前	800	800	800
		登録 団体	1,850		800	800	
	午後	一般	5,000	午後 ～	800	800	800
		登録	2,500		800	800	

		団体		夜間			
	夜間	一般	3,700	-	-	-	-
		登録 団体	1,850		-	-	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	-	-	-	-
		登録 団体	使用料の 3割相当		-	-	
第1音 楽室	午前	一般	800	午前	800	900	1,000
		登録 団体	400		600	800	
	午後 ～ 夜間	一般	1,000	午後 ～ 夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	500		600	800	
電子オ ルガン 室	午前	一般	100	午前	100	100	100
	午後 ～ 夜間	一般	100	午後 ～ 夜間	100	100	100

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用（ホールにあっては「午前」は午前9時から正午まで、「午後」は午後1時から午後5時まで、「夜間」は午後6時から午後9時まで、軽運動室、音楽室及び電子オルガン室にあっては「午前」は午前9時から午後1時まで、「午後～夜間」は午後1時から午後9時までの使用）
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあつては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用
- 4 改定使用料欄の額は、軽運動室、音楽室及び電子オルガン室にあっては、1時間当たりの使用料
- 5 入場料等を徴収する場合は、規定使用料又は規定延長使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合を除く。
- 6 ホールの舞台のみを使用する場合は、規定使用料又は規定延長使用料（前記5の場合は、その額）の8割に相当する額とする。

(5) 社会教育センター

使用料の単位：円

施設区分		現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料		
						第1期	第2期	第3期
社会教育 センター	ホール (平日)	午前	一般	36,000	午前	24,000	24,000	24,000
		午後	一般	72,000	午後	49,000	49,000	49,000
		夜間	一般	72,000	夜間	49,000	49,000	49,000
		全日	一般	162,000	-	-	-	-
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	6,200	6,200	6,200
	ホール (土日 祝)	午前	一般	36,000	午前	24,000	24,000	24,000
		午後	一般	86,000	午後	59,000	59,000	59,000
		夜間	一般	86,000	夜間	59,000	59,000	59,000
		全日	一般	187,000	-	-	-	-
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	6,200	6,200	6,200
第5集 会室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800	
		登録 団体	700		1,000	1,400		
	午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200	
		登録 団体	1,250		800	1,000		
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200	
		登録 団体	900		1,000	1,100		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400		
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	300			
第6集 会室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800	
		登録 団体	700		1,000	1,400		
	午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200	
		登録 団体	1,250		800	1,000		
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200	
		登録 団体	900		1,000	1,100		

		団体					
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	300	
第7集 会室	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
		登録 団体	700		1,000	1,400	
	午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	1,250		800	1,000	
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	900		1,000	1,100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	300		
第1和 室(舞台 を使用 する場 合)	午前	一般	1,600	午前	1,700	1,800	2,000
		登録 団体	800		1,200	1,600	
	午後	一般	2,800	午後① 及び 午後②	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	1,400		900	1,100	
	夜間	一般	2,100	夜間	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	1,050		1,100	1,200	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	500	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
第1和 室(舞台 を使用 しない 場合)	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
		登録 団体	450		600	800	
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	

	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
		登録 団体	550		600	600	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
第2和 室	午前	一般	1,800	午前	1,900	2,000	2,200
		登録 団体	900		1,300	1,700	
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,550		1,000	1,200	
	夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,150		1,200	1,300	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
視聴覚 室	午前	一般	4,000	午前	4,300	4,600	4,900
		登録 団体	2,000		2,900	3,900	
	午後	一般	6,800	午後① 及び 午後②	3,300	3,300	3,300
		登録 団体	3,400		2,200	2,700	
	夜間	一般	5,100	夜間	3,300	3,300	3,300
		登録 団体	2,550		2,800	3,000	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,200	1,200	1,200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		800	1,000		
リハー サル室	午前	一般	3,000	午前	3,200	3,400	3,600
		登録 団体	1,500		2,200	2,900	
	午後	一般	5,000	午後	4,800	4,800	4,800

		登録 団体	2,500		3,200	4,000	
	夜間	一般	3,700	夜間	3,600	3,600	3,600
		登録 団体	1,850		2,400	3,000	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	900	900	900
		登録 団体	使用料の 3割相当		600	700	
展示室 (展示 使用)	全日	一般	19,000	全日	19,000	19,000	19,000
		登録 団体	9,500		12,000	15,000	
展示室 (集会 使用)	午前	一般	7,300	午前	7,800	8,300	8,800
		登録 団体	3,650		5,300	7,000	
	午後	一般	12,000	午後① 及び 午後②	5,900	5,900	5,900
		登録 団体	6,000		3,900	4,900	
	夜間	一般	9,100	夜間	5,900	5,900	5,900
		登録 団体	4,550		5,000	5,400	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	2,100	2,100	2,200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		1,400	1,800		

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時まで、「全日」は午前9時から午後9時までの使用（ホール及びリハーサル室にあっては、「午前」は午前9時から正午まで、「午後」は午後1時から午後5時まで、「夜間」は午後6時から午後9時までの使用）
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあっては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用
- 4 入場料等を徴収する場合は、規定使用料の5割に相当する額を加えた額とする。た

だし、入場料等の額が教育委員会規則で定める額以下の場合を除く。

5 ホールの舞台のみを使用する場合は、規定使用料の8割に相当する額とする。

6 展示室を半面使用する場合は、規定使用料（前記4の場合は、その額）の5割に相当する額とする。

(6) 杉並会館

使用料の単位：円

施設区分	現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料			
					第1期	第2期	第3期	
杉並会館	第1集 会室	午前	一般	1,200	午前	1,200	1,200	1,200
			登録 団体	600		800	1,000	
		午後	一般	2,400	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
			登録 団体	1,200		800	1,000	
		夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200
			登録 団体	900		1,000	1,100	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400	
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	300		
	第2集 会室	午前	一般	1,000	午前	1,000	1,000	1,000
			登録 団体	500		600	800	
		午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
			登録 団体	1,050		600	800	
		夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
登録 団体			800	800		900		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300		
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200			
第3集 会室	午前	一般	1,500	午前	1,500	1,500	1,500	
		登録	750		1,000	1,200		



		団体					
午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500	
	登録 団体	1,550		1,000	1,200		
夜間	一般	2,300	夜間	1,500	1,500	1,500	
	登録 団体	1,150		1,200	1,300		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	400		
宴会室 (芙蓉)	1回	一般	4,600	1回	4,500	4,500	4,500
宴会室 (末広)	1回	一般	10,000	1回	9,900	9,900	9,900
宴会室 (孔雀)	1回	一般	14,000	1回	14,000	14,000	14,000

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用（宴会室にあっては、「1回」は午前9時から午後9時までの間における使用の単位）
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあつては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用
- 4 改定使用料欄の額は、宴会室にあっては、2時間当たりの使用料

## (7) 芸術会館

利用料金の単位：円

施設区分	現行 時間 区分	使用 区分	現行 利用料金	改定 時間 区分	改定利用料金			
					第1期	第2期	第3期	
芸術会館	小劇場 (平日)	午前	一般	22,000	午前	22,000	22,000	22,000
		午後	一般	44,000	午後	44,000	44,000	44,000
		夜間	一般	58,000	夜間	58,000	58,000	58,000
		全日	一般	111,000	全日	111,000	111,000	111,000

	時間超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	5,500	5,500	5,500
小劇場 (土日祝)	午前	一般	26,000	午前	26,000	26,000	26,000
	午後	一般	53,000	午後	53,000	53,000	53,000
	夜間	一般	70,000	夜間	70,000	70,000	70,000
	全日	一般	134,000	全日	134,000	134,000	134,000
	時間超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	6,600	6,600	6,600
区民ホール(平日)	午前	一般	13,000	午前	10,000	10,000	10,000
		登録 団体	6,500		7,600	8,800	
	午後	一般	27,000	午後	21,000	21,000	21,000
		登録 団体	13,500		16,000	18,000	
	夜間	一般	36,000	夜間	28,000	28,000	28,000
		登録 団体	18,000		21,000	24,000	
	全日	一般	68,000	-	-	-	-
		登録 団体	34,000		-	-	
	時間超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	2,700	2,700	2,700
		登録 団体	利用料金の 3割相当		2,200	2,400	
区民ホール(土日祝)	午前	一般	13,000	午前	10,000	10,000	10,000
		登録 団体	6,500		7,600	8,800	
	午後	一般	32,000	午後	26,000	26,000	26,000
		登録 団体	16,000		19,000	22,000	
	夜間	一般	43,000	夜間	34,000	34,000	34,000
		登録 団体	21,500		25,000	29,000	
	全日	一般	79,000	-	-	-	-
		登録 団体	39,500		-	-	

	時間 超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	2,700	2,700	2,700	
		登録 団体	利用料金の 3割相当		2,200	2,400		
阿波踊りホール(阿波踊り・集会以外(平日))	午前	一般	8,400	午前	8,100	8,100	8,100	
		登録 団体	4,200		5,500	6,800		
	午後	一般	11,000	午後	10,000	10,000	10,000	
		登録 団体	5,500		7,000	8,500		
	夜間	一般	11,000	夜間	10,000	10,000	10,000	
		登録 団体	5,500		7,000	8,500		
	全日	一般	27,000	-	-	-	-	
		登録 団体	13,500		-	-		
	時間 超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	2,000	2,000	2,000	
		登録 団体	利用料金の 3割相当		1,500	1,700		
	阿波踊りホール(阿波踊り・集会以外(土日祝))	午前	一般	8,400	午前	8,100	8,100	8,100
			登録 団体	4,200		5,500	6,800	
午後		一般	13,000	午後	13,000	13,000	13,000	
		登録 団体	6,500		8,600	10,000		
夜間		一般	13,000	夜間	13,000	13,000	13,000	
		登録 団体	6,500		8,600	10,000		
全日		一般	30,000	-	-	-	-	
		登録 団体	15,000		-	-		
時間 超過		一般	利用料金の 3割相当	延長	2,000	2,000	2,000	
		登録 団体	利用料金の 3割相当		1,500	1,700		
阿波踊		午前	一般	4,200	午前	4,000	4,000	4,000

りホール(集会 利用(平日))		登録 団体	2,100		2,700	3,300	
	午後	一般	5,500	午後	5,400	5,400	5,400
		登録 団体	2,750		3,600	4,500	
	夜間	一般	5,500	夜間	5,400	5,400	5,400
		登録 団体	2,750		3,600	4,500	
	全日	一般	13,500	-	-	-	-
		登録 団体	6,750		-	-	
時間 超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	1,000	1,000	1,000	
	登録 団体	利用料金の 3割相当		700	800		
阿波踊りホール(集会 利用(土日祝))	午前	一般	4,200	午前	4,000	4,000	4,000
		登録 団体	2,100		2,700	3,300	
	午後	一般	6,500	午後	6,500	6,500	6,500
		登録 団体	3,250		4,300	5,400	
	夜間	一般	6,500	夜間	6,500	6,500	6,500
		登録 団体	3,250		4,300	5,400	
	全日	一般	15,000	-	-	-	-
登録 団体		7,500	-		-		
時間 超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	1,000	1,000	1,000	
	登録 団体	利用料金の 3割相当		700	800		
阿波踊りホール(阿波 踊り利用)	午前	一般	500	午前	500	600	700
	午後 ～ 夜間	一般	700	午後 ～ 夜間	700	700	700
けいこ	午前	一般	4,300	午前	4,300	4,300	4,300

場 1 (平日)		登録 団体	2,150		2,800	3,500	
	午後	一般	8,700	午後	8,700	8,700	8,700
		登録 団体	4,350		5,800	7,200	
	夜間	一般	11,000	夜間	11,000	11,000	11,000
		登録 団体	5,500		7,300	9,100	
	全日	一般	21,000	全日	21,000	21,000	21,000
		登録 団体	10,500		14,000	17,000	
時間 超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	1,000	1,000	1,000	
	登録 団体	利用料金の 3割相当		700	800		
けいこ 場 1 (土日祝)	午前	一般	4,800	午前	4,800	4,800	4,800
		登録 団体	2,400		3,200	4,000	
	午後	一般	9,600	午後	9,600	9,600	9,600
		登録 団体	4,800		6,400	8,000	
	夜間	一般	12,000	夜間	12,000	12,000	12,000
		登録 団体	6,000		8,000	10,000	
	全日	一般	23,000	全日	23,000	23,000	23,000
登録 団体		11,500	15,000		19,000		
時間 超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	1,200	1,200	1,200	
	登録 団体	利用料金の 3割相当		800	1,000		
けいこ 場 2 (平日)	午前	一般	1,800	午前	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	900		1,200	1,500	
	午後	一般	3,600	午後	3,600	3,600	3,600
		登録 団体	1,800		2,400	3,000	

	夜間	一般	4,800	夜間	4,800	4,800	4,800
		登録 団体	2,400		3,200	4,000	
	全日	一般	9,100	全日	9,100	9,100	9,100
		登録 団体	4,550		6,000	7,500	
	時間 超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	400	400	400
		登録 団体	利用料金の 3割相当		300	300	
けいこ 場2(土 日祝)	午前	一般	1,900	午前	1,900	1,900	1,900
		登録 団体	950		1,200	1,500	
	午後	一般	3,900	午後	3,900	3,900	3,900
		登録 団体	1,950		2,600	3,200	
	夜間	一般	5,300	夜間	5,300	5,300	5,300
		登録 団体	2,650		3,500	4,400	
全日	一般	9,900	全日	9,900	9,900	9,900	
	登録 団体	4,950		6,600	8,200		
時間 超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	400	400	400	
	登録 団体	利用料金の 3割相当		300	300		
けいこ 場3(平 日)	午前	一般	2,000	午前	2,000	2,000	2,000
		登録 団体	1,000		1,300	1,600	
	午後	一般	4,100	午後	4,100	4,100	4,100
		登録 団体	2,050		2,700	3,400	
	夜間	一般	5,500	夜間	5,500	5,500	5,500
		登録 団体	2,750		3,600	4,500	
全日	一般	10,000	全日	10,000	10,000	10,000	

		登録 団体	5,000		6,600	8,300	
	時間 超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	500	500	500
		登録 団体	利用料金の 3割相当		300	400	
けいこ 場3(土 日祝)	午前	一般	2,200	午前	2,200	2,200	2,200
		登録 団体	1,100		1,400	1,800	
	午後	一般	4,500	午後	4,500	4,500	4,500
		登録 団体	2,250		3,000	3,700	
	夜間	一般	6,000	夜間	6,000	6,000	6,000
		登録 団体	3,000		4,000	5,000	
	全日	一般	11,000	全日	11,000	11,000	11,000
		登録 団体	5,500		7,300	9,100	
	時間 超過	一般	利用料金の 3割相当	延長	500	500	500
		登録 団体	利用料金の 3割相当		300	400	

- 注) 1 改定利用料金欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の利用料金
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後」は午後1時から午後5時まで、「夜間」は午後6時から午後10時までの使用(阿波踊りホール(阿波踊り利用)にあつては、「午前」は午前9時から午後1時まで、「午後～夜間」は午後1時から午後10時までの使用)
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)当たりの使用
- 4 改定利用料金欄の額は、阿波踊りホール(阿波踊り利用)にあつては、1時間当たりの利用料金
- 5 入場料等を徴収する場合は、規定利用料金又は規定延長利用料金の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合を除く。
- 6 小劇場を公演の練習等のために利用する場合は、規定利用料金又は規定延長利用料金の5割に相当する額とする。
- 7 区民ホールの舞台のみを使用する場合は、規定利用料金又は規定延長利用料金(前

記5の場合は、その額)の8割に相当する額とする。

(8) 科学館

使用料の単位：円

施設区分		現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料		
						第1期	第2期	第3期
科学館	講堂	午前	一般	8,900	午前	8,500	8,500	8,500
			登録 団体	4,450		5,800	7,100	
		午後	一般	11,000	午後① 及び 午後②	5,500	5,600	5,700
			登録 団体	5,500		3,700	4,700	
		夜間	一般	8,900	夜間	5,700	5,700	5,700
			登録 団体	4,450		4,800	5,200	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	2,100	2,100	2,100	
		登録 団体	使用料の 3割相当		1,500	1,800		
	視聴覚 室	午前	一般	5,600	午前	5,400	5,400	5,400
			登録 団体	2,800		3,600	4,500	
		午後	一般	7,500	午後① 及び 午後②	3,600	3,600	3,600
			登録 団体	3,750		2,400	3,000	
		夜間	一般	5,600	夜間	3,600	3,600	3,600
			登録 団体	2,800		3,000	3,300	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,300	1,300	1,300	
登録 団体		使用料の 3割相当	900		1,100			
第1実 験室	午前	一般	4,600	午前	4,500	4,500	4,500	
		登録 団体	2,300		3,000	3,700		
	午後	一般	6,200	午後	6,000	6,000	6,000	



		登録 団体	3,100		4,000	5,000	
	夜間	一般	4,600	夜間	4,500	4,500	4,500
		登録 団体	2,300		3,000	3,700	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,100	1,100	1,100
		登録 団体	使用料の 3割相当		800	900	
第2実 験室	午前	一般	4,600	午前	4,500	4,500	4,500
		登録 団体	2,300		3,000	3,700	
	午後	一般	6,200	午後	6,000	6,000	6,000
		登録 団体	3,100		4,000	5,000	
	夜間	一般	4,600	夜間	4,500	4,500	4,500
		登録 団体	2,300		3,000	3,700	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,100	1,100	1,100
		登録 団体	使用料の 3割相当		800	900	
第3実 験室	午前	一般	5,100	午前	4,900	4,900	4,900
		登録 団体	2,550		3,300	4,100	
	午後	一般	6,800	午後	6,600	6,600	6,600
		登録 団体	3,400		4,400	5,500	
	夜間	一般	5,100	夜間	4,900	4,900	4,900
		登録 団体	2,550		3,300	4,100	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	使用料の 3割相当		900	1,000	
工作室	午前	一般	5,100	午前	4,900	4,900	4,900
		登録	2,550		3,300	4,100	

		団体					
午後	一般	6,800	午後	6,600	6,600	6,600	
	登録 団体	3,400		4,400	5,500		
夜間	一般	5,100	夜間	4,900	4,900	4,900	
	登録 団体	2,550		3,300	4,100		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,200	1,200	1,200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		900	1,000		

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用（実験室及び工作室にあつては、「午前」は午前9時から正午まで、「午後」は午後1時から午後5時まで、「夜間」は午後6時から午後9時までの使用）
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

(9) 公園茶室等

使用料の単位：円

施設区分		現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料		
						第1期	第2期	第3期
大田黒公 園茶室	茶室	午前	一般	2,500	午前	2,600	2,800	3,000
			登録 団体	1,250		1,800	2,400	
	午後	一般	4,200	午後	4,000	4,000	4,000	
		登録 団体	2,100		2,700	3,300		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	700	700	700	
		登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		
柏の宮公 園茶室	茶室	午前	一般	5,600	午前	5,400	5,400	5,400
			登録	2,800		3,600	4,500	

			団体							
		午後	一般	7,500	午後	7,200	7,200	7,200		
			登録 団体	3,750		4,900	6,000			
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,300	1,300	1,300		
			登録 団体	使用料の 3割相当		900	1,100			
角川庭園 茶室	茶室	午前	一般	700	午前	600	600	600		
			登録 団体	350		400	500			
		午後	一般	900	午後	900	900	900		
			登録 団体	450		600	700			
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100		
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100			
		角川庭園 詩歌館	詩歌室 1	午前	一般	1,400	午前	1,300	1,300	1,300
					登録 団体	700		900	1,100	
午後	一般			1,800	午後	1,800	1,800	1,800		
	登録 団体			900		1,200	1,500			
時間 超過	一般			使用料の 3割相当	延長	500	500	500		
	登録 団体			使用料の 3割相当		300	400			
詩歌室 2	午前		一般	900	午前	900	900	900		
			登録 団体	450		600	700			
	午後		一般	1,200	午後	1,200	1,200	1,200		
			登録 団体	600		800	1,000			
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200				
	登録	使用料の		100	100					

			団体	3割相当				
--	--	--	----	------	--	--	--	--

注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料

2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後」は午後1時から午後5時までの使用

3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合は延長1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

4 指定管理者が管理する施設にあつては、「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替える。

## 2 体育施設

使用料の単位：円

施設区分		使用区分1	使用区分2	現行使用料	改定使用時間	改定使用料		
						第1期	第2期	第3期
上井草スポーツセンター	野球場	貸切	一般	3,200	2	3,400	3,600	3,800
			登録団体	1,600	2	2,300	3,000	
	庭球場	貸切	一般	800	2	800	900	1,000
			登録団体	400	2	600	800	
	弓道場	貸切	一般	2,800	2	2,600	2,600	2,600
			登録団体	1,400	2	1,800	2,200	
		個人	一般	200	1	200	200	200
	運動場(全面)	貸切	一般	6,400	2	6,800	7,200	7,600
			登録団体	3,200	2	4,600	6,100	
	運動場(半面)	貸切	一般	3,200	2	3,400	3,600	3,800
			登録団体	1,600	2	2,300	3,000	
	小運動場	貸切	一般	800	2	800	900	1,000
登録団体			400	2	600	800		
体育館(全面)	貸切	一般	5,100	2	6,000	6,900	7,900	
		登録団体	2,550	2	4,300	6,100		

体育館 (半面)	貸切	一般	2,500	2	2,900	3,400	3,900
		登録 団体	1,250	2	2,100	3,000	
体育館 (1/3 面)	貸切	一般	1,700	2	2,000	2,300	2,600
		登録 団体	850	2	1,400	2,000	
体育館 (1/4 面)	貸切	一般	1,200	2	1,400	1,600	1,900
		登録 団体	600	2	1,000	1,400	
体育館 (1/6 面)	貸切	一般	800	2	900	1,100	1,300
		登録 団体	400	2	700	1,000	
体育館	個人	一般 (大人)	200	1回 2	200	200	200
		一般 (小人)	100	1回 2	100	100	100
小体育 室(全 面)	貸切	一般	1,600	2	1,900	2,200	2,600
		登録 団体	800	2	1,400	2,000	
小体育 室(半 面)	貸切	一般	800	2	900	1,100	1,300
		登録 団体	400	2	700	1,000	
小体育 室	個人	一般 (大人)	200	1回 2	200	200	200
		一般 (小人)	100	1回 2	100	100	100
温水プ ール	貸切	一般	6,000	2	6,000	6,000	6,000
		登録 団体	3,000	2	4,000	5,000	
	個人	一般 (大人)	250	1	250	250	250
		一般 (小人)	130	1	130	130	130
トレー ニング ルーム	個人	一般	400	1回	400	400	400
ゲート ボール	貸切	一般	200	2	400	400	400
		登録	100	2	200	300	

	場		団体					
	第一会議室	貸切	一般	1,000	1	1,000	1,000	1,000
			登録団体	500	1	600	800	
	第二会議室	貸切	一般	1,000	1	1,000	1,000	1,000
			登録団体	500	1	600	800	
高円寺体育館	体育館(全面)	貸切	一般	3,300	2	4,100	5,000	5,900
			登録団体	1,650	2	3,000	4,400	
	体育館(半面)	貸切	一般	1,600	2	2,000	2,400	2,900
			登録団体	800	2	1,500	2,200	
	体育館(1/4面)	貸切	一般	800	2	1,000	1,200	1,400
			登録団体	400	2	700	1,000	
	体育館	個人	一般(大人)	200	1回 2	200	200	200
			一般(小人)	100	1回 2	100	100	100
	小体育室(全面)	貸切	一般	800	2	1,000	1,200	1,400
			登録団体	400	2	700	1,000	
小体育室	個人	一般(大人)	200	1回 2	200	200	200	
		一般(小人)	100	1回 2	100	100	100	
荻窪体育館	体育館(全面)	貸切	一般	3,300	2	4,100	5,000	5,900
			登録団体	1,650	2	3,000	4,400	
	体育館(半面)	貸切	一般	1,600	2	2,000	2,400	2,900
			登録団体	800	2	1,500	2,200	
	体育館(1/4面)	貸切	一般	800	2	1,000	1,200	1,400
登録団体			400	2	700	1,000		
体育館	個人	一般(大人)	200	1回 2	200	200	200	

		一般 (小人)	100	1回 2	100	100	100	
小体育 室(全 面)	貸切	一般	800	2	1,000	1,200	1,400	
		登録 団体	400	2	700	1,000		
小体育 室	個人	一般 (大人)	200	1回 2	200	200	200	
		一般 (小人)	100	1回 2	100	100	100	
武道場 (全面)	貸切	一般	1,600	2	1,900	2,200	2,600	
		登録 団体	800	2	1,400	2,000		
武道場 (半面)	貸切	一般	800	2	900	1,100	1,300	
		登録 団体	400	2	700	1,000		
武道場	個人	一般 (大人)	200	1回 2	200	200	200	
		一般 (小人)	100	1回 2	100	100	100	
第一会 議室	貸切	一般	700	1	600	600	600	
		登録 団体	350	1	400	500		
第二会 議室	貸切	一般	500	1	500	500	500	
		登録 団体	250	1	300	400		
妙正寺体 育館	体育館 (全面)	貸切	一般	2,800	2	2,800	2,800	2,800
			登録 団体	1,400	2	1,400	1,400	
	体育館 (半面)	貸切	一般	1,400	2	1,400	1,400	1,400
			登録 団体	700	2	700	700	
	体育館 (1/4 面)	貸切	一般	700	2	700	700	700
			登録 団体	350	2	350	350	
体育館	個人	一般 (大人)	200	1回 2	200	200	200	
		一般 (小人)	100	1回 2	100	100	100	

大宮前体 育館	庭球場	貸切	一般	800	2	800	800	800
			登録 団体	400	2	400	400	
	体育館 (全面)	貸切	一般	3,300	2	4,100	5,000	5,900
			登録 団体	1,650	2	3,000	4,400	
	体育館 (半面)	貸切	一般	1,600	2	2,000	2,400	2,900
			登録 団体	800	2	1,500	2,200	
	体育館 (1/4 面)	貸切	一般	800	2	1,000	1,200	1,400
			登録 団体	400	2	700	1,000	
	体育館	個人	一般 (大人)	200	1回 2	200	200	200
			一般 (小人)	100	1回 2	100	100	100
	小体育 室(全 面)	貸切	一般	800	2	1,000	1,200	1,400
			登録 団体	400	2	700	1,000	
	小体育 室	個人	一般 (大人)	200	1回 2	200	200	200
			一般 (小人)	100	1回 2	100	100	100
	武道場 (全面)	貸切	一般	800	2	900	1,100	1,300
			登録 団体	400	2	700	1,000	
	武道場	個人	一般 (大人)	200	1回 2	200	200	200
一般 (小人)			100	1回 2	100	100	100	
温水プ ール	貸切	一般	6,000	2	6,000	6,000	6,000	
		登録 団体	3,000	2	4,000	5,000		
	個人	一般 (大人)	250	1	250	250	250	
		一般 (小人)	130	1	130	130	130	
トレー	個人	一般	400	1回	400	400	400	



	ニング ルーム							
	会議室	貸切	一般	600	1	600	600	600
			登録 団体	300	1	400	500	
	多目的 室	貸切	一般	600	1	600	600	600
			登録 団体	300	1	400	500	
永福体育 館	体育館 (全面)	貸切	一般	2,800	2	1,400	1,400	1,400
			登録 団体	1,400	2	1,400	1,400	
	体育館 (半面)	貸切	一般	1,400	2	700	700	700
			登録 団体	700	2	700	700	
	体育館 (1/3 面)	貸切	一般	900	2	400	400	400
			登録 団体	450	2	400	400	
体育館	個人	一般 (大人)	200	1回 2	100	100	100	
		一般 (小人)	100	1回 2	50	50	50	
下高井戸 運動場	野球場	貸切	一般	3,200	2	3,400	3,600	3,800
			登録 団体	1,600	2	2,300	3,000	
	運動場 (全面)	貸切	一般	5,100	2	5,400	5,700	6,000
			登録 団体	2,550	2	3,700	4,800	
運動場 (半面)	貸切	一般	3,200	2	3,400	3,600	3,800	
		登録 団体	1,600	2	2,300	3,000		
松ノ木運 動場	野球場	貸切	一般	3,200	2	3,400	3,600	3,800
			登録 団体	1,600	2	2,300	3,000	
	庭球場	貸切	一般	800	2	800	900	1,000
			登録 団体	400	2	600	800	
塚山公園 運動場	野球場	貸切	一般	2,500	2	2,500	2,500	2,600
			登録	1,250	2	1,700	2,100	

蚕糸の森公園運動場	運動場	貸切	団体					
			一般	2,500	2	2,500	2,500	2,600
			登録団体	1,250	2	1,700	2,100	
井草森公園運動場	天然芝運動場(全面)	貸切	一般	10,000	2	10,000	10,000	10,000
			登録団体	5,000	2	6,600	8,300	
	天然芝運動場(半面)	貸切	一般	5,000	2	5,000	5,000	5,000
			登録団体	2,500	2	3,300	4,100	
柏の宮公園庭球場	庭球場	貸切	一般	800	2	800	900	1,000
			登録団体	400	2	600	800	
和田堀公園プール	プール	個人	一般(大人)	400	2	400	400	400
			一般(小人)	200	2	200	200	200
		貸切	一般	15,000	2	30,000	30,000	30,000
			登録団体	7,500	2	20,000	25,000	
阿佐谷けやき公園プール	プール	個人	一般(大人)	400	2	400	400	400
			一般(小人)	200	2	200	200	200
		貸切	一般	15,000	2	30,000	30,000	30,000
			登録団体	7,500	2	20,000	25,000	
高井戸温水プール	温水プール	個人	一般(大人)	250	1	250	250	250
			一般(小人)	130	1	130	130	130
		貸切	一般	6,000	2	6,000	6,000	6,000
			登録団体	3,000	2	4,000	5,000	
杉十小プール	温水プール	個人	一般(大人)	250	1	250	250	250
			一般(小人)	130	1	130	130	130

		貸切	一般	6,000	2	6,000	6,000	6,000
			登録 団体	3,000	2	4,000	5,000	
温水プー ル	3,000 円使用 券			2,500	-	2,500	2,500	2,500
	1,500 円使用 券			1,250	-	1,250	1,250	1,250

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 入場料等を徴収する場合は、規定使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が教育委員会規則で定める額以下の場合を除く。
- 3 管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合は、延長1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、規定使用料（前記2の場合は、その額）の1時間当たりの額（規定使用料が2時間当たりの額として定められているものについては、規定使用料（前期2場合は、その額）の5割に相当する額）とする。ただし、プールの一般使用において使用時間を延長して使用する場合は、延長30分間（30分間に満たない時間は、これを30分間とする。）につき、規定使用料の5割に相当する額とする。
- 4 野球場、庭球場、運動場、小運動場、ゲートボール場の照明設備の使用料は、教育委員会規則で定める。
- 5 教育委員会規則で定める団体が貸切使用する場合は、一般の使用料の2分の1に相当する額とする。
- 6 指定管理者が管理する施設にあつては、「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替える。

## 3 学校施設

使用料の単位：円

施設区分		現行 時間 区分	使用 区分	現行 回・時間	現行 使用料	改定 時間	改定使用料
学校	屋内運 動場	昼間	一般	1回 (5時間以内)	1,800	1	500
			登録 団体	1回 (5時間以内)	0	1	
		夜間	一般	1回 (5時間以内)	3,100	1	500

		登録 団体	1回 (5時間以内)	0	1	
校庭	昼間	一般	1回 (5時間以内)	1,800	1	200
		登録 団体	1回 (5時間以内)	0	1	
	夜間	一般	1回 (5時間以内)	3,100	1	200
		登録 団体	1回 (5時間以内)	0	1	
教室・会 議室	昼間	一般	1回 (5時間以内)	500	1	100
		登録 団体	1回 (5時間以内)	0	1	
	夜間	一般	1回 (5時間以内)	1,200	1	100
		登録 団体	1回 (5時間以内)	0	1	
庭球場	—	—	—	—	1	100
		—	—	—	1	
プール	夏季	—	—	—	1回	200

注) 1 教育委員会が指定したプールを教育委員会規則で定める者が使用する場合は、使用料を徴収しない。

2 照明設備の使用料は、教育委員会規則で定める。

※ 杉十小温水プールに係る使用料は、「2 体育施設」に掲載

#### 4 目的外使用施設

##### (1) 防災会議室

使用料の単位：円

施設区分	現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料		
					第1期	第2期	第3期
防災会議 室	午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100
		登録 団体	550		700	900	
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	

	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
		登録 団体	550		600	600	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

## (2) 消費者センター

使用料の単位：円

施設区分	現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料			
					第1期	第2期	第3期	
消費者セ ンター	第1教 室（洋 室）	午前	一般	1,600	午前	1,500	1,500	1,500
			登録 団体	800		1,000	1,200	
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000	
		登録 団体	1,050		600	800		
	夜間	一般	2,100	夜間	1,000	1,000	1,000	
		登録 団体	1,050		600	800		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
	第2教 室（洋 室）	午前	一般	1,400	午前	1,300	1,300	1,300
			登録 団体	700		900	1,100	
午後		一般	1,800	午後①	900	900	900	

		登録 団体	900	及び 午後②	600	700	
	夜間	一般	1,800	夜間	900	900	900
		登録 団体	900		600	700	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200	
第3教室（洋室）	午前	一般	1,000	午前	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	500		600	800	
	午後	一般	1,400	午後① 及び 午後②	600	600	600
		登録 団体	700		400	500	
	夜間	一般	1,400	夜間	600	600	600
		登録 団体	700		400	500	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合には、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

(3) 男女平等推進センター

使用料の単位：円

施設区分	現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料		
					第1期	第2期	第3期
男女平等 集会室	午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100

推進センター	2 (洋室)	～	登録 団体	550		700	900	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	

注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料

2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午までの使用

3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)当たりの使用

## (4) 区民事務所

使用料の単位：円

施設区分	現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料			
					第1期	第2期	第3期	
井草区民 事務所	清查中 通会議 室(洋室 1)	午前	一般	400	午前	400	400	400
			登録 団体	200		200	300	
		午後	一般	600	午後① 及び 午後②	300	300	300
			登録 団体	300		200	200	
		夜間	一般	600	夜間	300	300	300
			登録 団体	300		200	200	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
	清查中 通会議 室(洋室 2)	午前	一般	500	午前	500	500	500
			登録 団体	250		300	400	
午後		一般	700	午後① 及び 午後②	300	300	300	
		登録 団体	350		200	200		
夜間		一般	700	夜間	300	300	300	

		登録 団体	350		200	200	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
清 沓 中 通 会 議 室 (洋室 3)	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
		登録 団体	450		600	800	
	午後	一般	1,200	午後① 及び 午後②	600	600	700
		登録 団体	600		400	500	
	夜間	一般	1,500	夜間	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
清 沓 中 通 会 議 室 (和 室)	午前	一般	700	午前	700	800	900
		登録 団体	350		500	700	
	午後	一般	900	午後① 及び 午後②	500	500	600
		登録 団体	450		300	400	
	夜間	一般	1,200	夜間	600	600	600
		登録 団体	600		400	500	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
下 井 草 会 議 室 (洋室 1)	午前	一般	700	午前	700	700	700
		登録 団体	350		400	500	
	午後	一般	1,000	午後① 及び	500	500	500
		登録 団体	500		300	400	



			団体		午後②			
	夜間	一般	1,000	500	夜間	500	500	500
		登録 団体	500			300	400	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	100	延長	100	100	100
		登録 団体	使用料の 3割相当			100	100	
下井草 会議室 (洋室 2)	午前	一般	500	500	午前	500	500	600
		登録 団体	250			300	400	
	午後	一般	900	400	午後① 及び 午後②	400	400	400
		登録 団体	450			200	300	
	夜間	一般	900	400	夜間	400	400	400
		登録 団体	450			200	300	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	100	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当			100	100		
下井草 会議室 (和室)	午前	一般	900	900	午前	900	1,000	1,100
		登録 団体	450			600	800	
	午後	一般	1,500	700	午後① 及び 午後②	700	700	700
		登録 団体	750			400	500	
	夜間	一般	1,500	700	夜間	700	700	700
		登録 団体	750			400	500	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	200	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当			100	100		
西荻区民 事務所	上荻窪 会議室 (洋室)	一般	700	700	午前	700	700	700
		登録 団体	350			400	500	

	午後	一般	800	午後① 及び 午後②	400	400	500
		登録 団体	400		300	400	
	夜間	一般	1,000	夜間	500	500	500
		登録 団体	500		300	400	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
上井草 会議室 (洋室 1)	午前	一般	700	午前	600	600	600
		登録 団体	350		400	500	
	午後	一般	900	午後① 及び 午後②	400	400	400
		登録 団体	450		200	300	
	夜間	一般	900	夜間	400	400	400
		登録 団体	450		200	300	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
上井草 会議室 (洋室 2)	午前	一般	500	午前	500	500	500
		登録 団体	250		300	400	
	午後	一般	700	午後① 及び 午後②	300	300	300
		登録 団体	350		200	200	
	夜間	一般	700	夜間	300	300	300
		登録 団体	350		200	200	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
上井草	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100

	会議室 (洋室 3)		登録 団体	450		600	800			
		午後	一般	1,200	午後① 及び 午後②	600	600	700		
			登録 団体	600		400	500			
		夜間	一般	1,500	夜間	700	700	700		
			登録 団体	750		400	500			
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200		
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100			
		荻窪区民 事務所	天沼会 議室(洋 室1)	午前	一般	3,000	午前	2,900	2,900	2,900
					登録 団体	1,500		1,900	2,400	
				午後	一般	4,000	午後① 及び 午後②	1,900	1,900	1,900
登録 団体	2,000				1,300	1,600				
夜間	一般			4,000	夜間	1,900	1,900	1,900		
	登録 団体			2,000		1,300	1,600			
時間 超過	一般			使用料の 3割相当	延長	700	700	700		
	登録 団体			使用料の 3割相当		500	600			
	天沼会 議室(洋 室2)			午前	一般	700	午前	700	700	700
					登録 団体	350		400	500	
		午後	一般	800	午後① 及び 午後②	400	400	500		
			登録 団体	400		300	400			
		夜間	一般	1,000	夜間	500	500	500		
			登録 団体	500		300	400			
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100		
			登録	使用料の		100	100			

		団体	3割相当				
天沼会議室(和室1)	午前	一般	800	午前	700	700	700
		登録団体	400		500	600	
	午後	一般	1,000	午後① 及び 午後②	500	500	500
		登録団体	500		300	400	
	夜間	一般	1,000	夜間	500	500	500
		登録団体	500		300	400	
	時間超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
		登録団体	使用料の 3割相当		100	100	
天沼会議室(和室2)	午前	一般	700	午前	700	700	700
		登録団体	350		400	500	
	午後	一般	1,000	午後① 及び 午後②	500	500	500
		登録団体	500		300	400	
	夜間	一般	1,000	夜間	500	500	500
		登録団体	500		300	400	
	時間超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
		登録団体	使用料の 3割相当		100	100	
荻窪会議室(洋室)	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
		登録団体	600		900	1,200	
	午後	一般	1,600	午後① 及び 午後②	800	900	1,000
		登録団体	800		600	800	
	夜間	一般	2,100	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録団体	1,050		600	800	

		時間 超過	一般 使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
			登録 団体 使用料の 3割相当		200	200		
	荻窪会 議室(和 室)	午前	一般 900	午前	900	1,000	1,100	
			登録 団体 450		600	800		
		午後	一般 1,200	午後① 及び 午後②	600	600	700	
			登録 団体 600		400	500		
		夜間	一般 1,500	夜間	700	700	700	
			登録 団体 750		400	500		
		時間 超過	一般 使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
			登録 団体 使用料の 3割相当		100	100		
阿佐谷区 民事務所	阿佐谷 会 議 室 (洋室 1)	午前	一般 700	午前	700	700	700	
			登録 団体 350		400	500		
			午後	一般 1,000	午後① 及び 午後②	500	500	500
				登録 団体 500		300	400	
			夜間	一般 1,000	夜間	500	500	500
				登録 団体 500		300	400	
		時間 超過	一般 使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
			登録 団体 使用料の 3割相当		100	100		
		阿佐谷 会 議 室 (洋室 2)	午前	一般 700	午前	700	700	700
				登録 団体 350		400	500	
	午後		一般 1,000	午後① 及び 午後②	500	500	500	
			登録 団体 500		300	400		
	夜間		一般 1,000	夜間	500	500	500	

		登録 団体	500		300	400	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
阿佐谷 会議室 (和室)	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
		登録 団体	450		600	800	
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
	夜間	一般	1,500	夜間	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
成田会 議室(洋 室)	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
		登録 団体	450		600	800	
	午後	一般	1,200	午後① 及び 午後②	600	600	700
		登録 団体	600		400	500	
	夜間	一般	1,500	夜間	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
高円寺区 民事務所	午前	一般	1,400	午前	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	700		900	1,100	
	午後	一般	1,800	午後① 及び	900	900	900
		登録	900		600	700	

		団体		午後②			
	夜間	一般	1,800	夜間	900	900	900
		登録 団体	900		600	700	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200	
和田会 議室(和 室)	午前	一般	500	午前	500	500	500
		登録 団体	250		300	400	
	午後	一般	700	午後① 及び 午後②	300	300	300
		登録 団体	350		200	200	
	夜間	一般	700	夜間	300	300	300
		登録 団体	350		200	200	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
堀ノ内 松ノ木 会議室 (洋室)	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
		登録 団体	450		600	800	
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
	夜間	一般	1,500	夜間	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
堀ノ内 松ノ木 会議室	午前	一般	400	午前	400	400	500
		登録 団体	200		300	400	

(和室 1)	午後	一般	700	午後① 及び 午後②	300	300	300	
		登録 団体	350		200	200		
	夜間	一般	700	夜間	300	300	300	
		登録 団体	350		200	200		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
	堀ノ内 松ノ木 会議室 (和室 2)	午前	一般	400	午前	400	400	400
			登録 団体	200		200	300	
午後		一般	600	午後① 及び 午後②	300	300	300	
		登録 団体	300		200	200		
夜間		一般	600	夜間	300	300	300	
		登録 団体	300		200	200		
時間 超過		一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
高円寺 中央会 議室(洋 室1)	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100	
		登録 団体	450		600	800		
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700	
		登録 団体	750		400	500		
	夜間	一般	1,500	夜間	700	700	700	
		登録 団体	750		400	500		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
高円寺	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100	



中央会 議室(洋 室2)		登録 団体	450		600	800	
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
	夜間	一般	1,500	夜間	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
登録 団体		使用料の 3割相当	100		100		
高円寺 中央会 議室(和 室)	午前	一般	700	午前	700	800	900
		登録 団体	350		500	700	
	午後	一般	1,200	午後① 及び 午後②	600	600	600
		登録 団体	600		400	500	
	夜間	一般	1,200	夜間	600	600	600
		登録 団体	600		400	500	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
馬橋会 議室(洋 室1)	午前	一般	500	午前	500	500	600
		登録 団体	250		300	400	
	午後	一般	900	午後① 及び 午後②	400	400	400
		登録 団体	450		200	300	
	夜間	一般	900	夜間	400	400	400
		登録 団体	450		200	300	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の		100	100		

		団体	3割相当				
馬橋会議室(洋室2)	午前	一般	500	午前	500	500	600
		登録団体	250		300	400	
	午後	一般	900	午後① 及び 午後②	400	400	400
		登録団体	450		200	300	
	夜間	一般	900	夜間	400	400	400
		登録団体	450		200	300	
時間超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録団体	使用料の 3割相当		100	100		
馬橋会議室(和室)	午前	一般	700	午前	700	700	700
		登録団体	350		400	500	
	午後	一般	1,000	午後① 及び 午後②	500	500	500
		登録団体	500		300	400	
	夜間	一般	1,000	夜間	500	500	500
		登録団体	500		300	400	
時間超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録団体	使用料の 3割相当		100	100		
高井戸区民事務所	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
		登録団体	600		900	1,200	
	午後	一般	1,600	午後① 及び 午後②	800	900	1,000
		登録団体	800		600	800	
	夜間	一般	2,100	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録団体	1,050		600	800	

	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
高井戸 会議室 (洋室 1)	午前	一般	3,000	午前	2,900	2,900	2,900	
		登録 団体	1,500		1,900	2,400		
	午後	一般	4,000	午後① 及び 午後②	1,900	1,900	1,900	
		登録 団体	2,000		1,300	1,600		
	夜間	一般	4,000	夜間	1,900	1,900	1,900	
		登録 団体	2,000		1,300	1,600		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	700	700	700	
		登録 団体	使用料の 3割相当		500	600		
	高井戸 会議室 (洋室 2)	午前	一般	1,200	午前	1,300	1,400	1,500
			登録 団体	600		900	1,200	
午後		一般	1,600	午後① 及び 午後②	800	900	1,000	
		登録 団体	800		600	800		
夜間		一般	2,100	夜間	1,000	1,000	1,000	
		登録 団体	1,050		600	800		
時間 超過		一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
高井戸 会議室 (和室)		午前	一般	800	午前	800	900	1,000
			登録 団体	400		600	800	
	午後	一般	900	午後① 及び 午後②	500	500	600	
		登録 団体	450		300	400		
	夜間	一般	1,400	夜間	600	600	600	

		登録 団体	700		400	500	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
浜田山 会議室 (洋室 1)	午前	一般	2,100	午前	2,000	2,000	2,000
		登録 団体	1,050		1,300	1,600	
	午後	一般	2,800	午後① 及び 午後②	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	1,400		900	1,100	
	夜間	一般	2,800	夜間	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	1,400		900	1,100	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500
		登録 団体	使用料の 3割相当		300	400	
浜田山 会議室 (洋室 2)	午前	一般	800	午前	700	700	700
		登録 団体	400		500	600	
	午後	一般	1,000	午後① 及び 午後②	500	500	500
		登録 団体	500		300	400	
	夜間	一般	1,000	夜間	500	500	500
		登録 団体	500		300	400	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
浜田山 会議室 (洋室 3)	午前	一般	700	午前	600	600	600
		登録 団体	350		400	500	
	午後	一般	900	午後① 及び	400	400	400
		登録	450		200	300	

			団体		午後②			
	夜間	一般	900	夜間	400	400	400	400
		登録 団体	450					
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	100
		登録 団体	使用料の 3割相当					
浜田山 会議室 (和室)	午前	一般	500	午前	500	500	500	500
		登録 団体	250					
	午後	一般	700	午後① 及び 午後②	300	300	300	300
		登録 団体	350					
	夜間	一般	700	夜間	300	300	300	300
		登録 団体	350					
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当						
永福和泉 区民事務 所	午前	一般	1,400	午前	1,300	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	700					
	午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900	900
		登録 団体	900					
	夜間	一般	1,800	夜間	900	900	900	900
		登録 団体	900					
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	300	
	登録 団体	使用料の 3割相当						
方南和 泉会議 室(洋室)	午前	一般	900	午前	900	900	900	900
		登録 団体	450					

2)	午後	一般	1,200	午後① 及び 午後②	600	600	600
		登録 団体	600		400	500	
	夜間	一般	1,200	夜間	600	600	600
		登録 団体	600		400	500	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
下高永 福会議 室(洋室 1)	午前	一般	1,800	午前	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	900		1,200	1,500	
	午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	1,250		800	1,000	
	夜間	一般	2,500	夜間	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	1,250		800	1,000	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	300		
下高永 福会議 室(洋室 2)	午前	一般	900	午前	900	1,000	1,100
		登録 団体	450		600	800	
	午後	一般	1,200	午後① 及び 午後②	600	600	700
		登録 団体	600		400	500	
	夜間	一般	1,500	夜間	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
桜上水	午前	一般	400	午前	400	400	500

北 会 議 室(洋室 1)		登録 団体	200		300	400	
	午後	一般	700	午後① 及び 午後②	300	300	300
		登録 団体	350		200	200	
	夜間	一般	700	夜間	300	300	300
		登録 団体	350		200	200	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
桜上水 会 議 室 (洋室 2)	午前	一般	400	午前	400	400	500
		登録 団体	200		300	400	
	午後	一般	700	午後① 及び 午後②	300	300	300
		登録 団体	350		200	200	
	夜間	一般	700	夜間	300	300	300
		登録 団体	350		200	200	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
登録 団体		使用料の 3割相当	100		100		

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間(夜間を引き続き使用する場合にあっては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)当たりの使用
- 4 下高永福会議室を葬祭のために使用する場合、1日使用(午前9時から午後9時45分までの使用)は15,000円、2日使用(午前9時から翌日の午後6時までの使用)は30,000円

## (5) こども発達センター

使用料の単位：円

施設区分		現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料		
						第1期	第2期	第3期
こども発 達センタ ー	会 議 室 (洋室)	午前	一般	1,000	午前	1,100	1,200	1,300
			登録 団体	500		700	1,000	
		午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
			登録 団体	900		600	700	
		夜間	一般	1,800	夜間	900	900	900
			登録 団体	900		600	700	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
			登録 団体	使用料の 3割相当		200	200	

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあっては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

## (6) 障害者福祉会館

使用料の単位：円

施設区分		現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料		
						第1期	第2期	第3期
高円寺障 害者交流 館	集 会 室 1 (洋 室)	午前	一般	2,100	午前	2,000	2,000	2,000
			登録 団体	1,050		1,300	1,600	
		午後	一般	2,800	午後① 及び 午後②	1,300	1,300	1,300
			登録	1,400		900	1,100	



		団体					
	夜間	一般	2,100	夜間	1,300	1,300	1,300
		登録 団体	1,050		1,100	1,200	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500
		登録 団体	使用料の 3割相当		300	400	
集会室 2（洋 室）	午前	一般	1,000	午前	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	500		600	800	
	午後	一般	1,400	午後① 及び 午後②	600	600	600
		登録 団体	700		400	500	
	夜間	一般	1,000	夜間	600	600	600
		登録 団体	500		500	500	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
会議室 （洋室）	午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100
		登録 団体	550		700	900	
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
		登録 団体	750		400	500	
	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
		登録 団体	550		600	600	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		

注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料

- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあつては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

(7) すぎのき生活園

使用料の単位：円

施設区分		現行時間区分	使用区分	現行使用料	改定時間区分	改定使用料		
						第1期	第2期	第3期
すぎのき生活園	会議室 (洋室)	午前	一般	1,600	午前	1,700	1,800	2,000
			登録団体	800		1,200	1,600	
		午後	一般	2,800	午後① 及び 午後②	1,300	1,300	1,300
			登録団体	1,400		900	1,100	
		夜間	一般	2,800	夜間	1,300	1,300	1,300
			登録団体	1,400		900	1,100	
	時間超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	500	
		登録団体	使用料の 3割相当		300	400		

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあつては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

(8) 身体障害者通所施設

使用料の単位：円

施設区分		現行時間区分	使用区分	現行使用料	改定時間区分	改定使用料		
						第1期	第2期	第3期

こすもす 生活園	ホール (洋室)	午前	一般	1,400	午前	1,500	1,600	1,800
			登録 団体	700		1,000	1,400	
		午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
			登録 団体	1,250		800	1,000	
		夜間	一般	2,500	夜間	1,200	1,200	1,200
			登録 団体	1,250		800	1,000	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400
登録 団体	使用料の 3割相当		200	300				
なのはな 生活園	会議室 (洋室)	午前	一般	1,600	午前	1,500	1,500	1,500
			登録 団体	800		1,000	1,200	
		午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
			登録 団体	1,050		600	800	
		夜間	一般	2,100	夜間	1,000	1,000	1,000
			登録 団体	1,050		600	800	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
登録 団体	使用料の 3割相当		200	200				

注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料

2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用

3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合には、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

(9) 高齢者活動支援センター

使用料の単位：円

施設区分		現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料			
						第1期	第2期	第3期	
高齢者活 動支援セ ンター	第1講 座室(洋 室)	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700	
			登録 団体	550		600	600		
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
		第2講 座室(洋 室)	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
				登録 団体	550		600	600	
	時間 超過		一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
		登録 団体	使用料の 3割相当	100		100			
	多目的 室(洋 室)	夜間	一般	7,500	夜間	4,800	4,800	4,800	
			登録 団体	3,750		4,100	4,400		
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	1,800	1,800	1,800	
			登録 団体	使用料の 3割相当		1,300	1,500		

注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料

2 改定時間区分欄の「夜間」は午後7時から午後9時までの使用

3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合は延長1時間(夜間を引き続き使用する場合には、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)当たりの使用

(10) ゆうゆう館

使用料の単位：円

施設区分		現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料		
						第1期	第2期	第3期
ゆうゆう	集会室	午前	一般	500	午前	500	500	500

上荻窪館	(和室)		登録 団体	250		300	400	
		午後	一般	700	午後① 及び 午後②	300	300	300
			登録 団体	350		200	200	
		夜間	一般	500	夜間	300	300	300
			登録 団体	250		200	200	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
	集会室 (洋室)	午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100
			登録 団体	550		700	900	
		午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
			登録 団体	750		400	500	
		夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
			登録 団体	550		600	600	
時間 超過		一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当	100		100			
ゆうゆう 西田館	集会室 (和室)	午前	一般	300	午前	300	300	300
			登録 団体	150		200	200	
		午後	一般	400	午後① 及び 午後②	200	200	200
			登録 団体	200		100	100	
		夜間	一般	300	夜間	200	200	200
			登録 団体	150		100	100	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
登録	使用料の		100	100				

			団体	3割相当					
	集会室 (洋室)	午前	一般	1,000	午前	1,000	1,000	1,000	
			登録 団体	500		600	800		
		午後	一般	1,400	午後① 及び 午後②	600	600	600	
			登録 団体	700		400	500		
		夜間	一般	1,000	夜間	600	600	600	
			登録 団体	500		500	500		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200		
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100			
ゆうゆう 堀ノ内松 ノ木館	集会室 (和室)	午前	一般	500	午前	500	500	500	
				登録 団体		250	300		400
			午後	一般	700	午後① 及び 午後②	300	300	300
				登録 団体	350		200	200	
			夜間	一般	500	夜間	300	300	300
				登録 団体	250		200	200	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
		集会室 (洋室)	午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100
				登録 団体	550		700	900	
	午後		一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700	
			登録 団体	750		400	500		
	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700		
		登録 団体	550		600	600			

	多目的室（洋室）	時間超過	一般	使用料の3割相当	延長	200	200	200		
			登録団体	使用料の3割相当		100	100			
		午前	一般	900	午前	900	900	900		
			登録団体	450		600	700			
		午後	一般	1,200	午後①及び午後②	600	600	600		
			登録団体	600		400	500			
		夜間	一般	900	夜間	600	600	600		
			登録団体	450		500	500			
		時間超過	一般	使用料の3割相当	延長	200	200	200		
			登録団体	使用料の3割相当		100	100			
		ゆうゆう阿佐谷館	集会室（洋室）	午前	一般	900	午前	900	900	900
					登録団体	450		600	700	
午後	一般			1,200	午後①及び午後②	600	600	600		
	登録団体			600		400	500			
夜間	一般			900	夜間	600	600	600		
	登録団体			450		500	500			
時間超過	一般			使用料の3割相当	延長	200	200	200		
	登録団体			使用料の3割相当		100	100			
ゆうゆう高円寺北館	集会室（洋室1）			午前	一般	1,000	午前	1,000	1,000	1,000
					登録団体	500		600	800	
				午後	一般	1,400	午後①及び午後②	600	600	600
					登録団体	700		400	500	
		夜間	一般	1,000	夜間	600	600	600		

		登録 団体	500		500	500	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
集会室 (洋室 2)	午前	一般	700	午前	600	600	600
		登録 団体	350		400	500	
	午後	一般	900	午後① 及び 午後②	400	400	400
		登録 団体	450		200	300	
	夜間	一般	700	夜間	400	400	400
		登録 団体	350		300	300	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
集会室 (洋室 一体使 用)	午前	一般	1,600	午前	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	800		1,000	1,200	
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	1,050		600	800	
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	800		800	900	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
講座室 (洋室)	午前	一般	1,000	午前	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	500		600	800	
	午後	一般	1,400	午後① 及び	600	600	600
		登録	700		400	500	



			団体		午後②			
		夜間	一般	1,000	夜間	600	600	600
			登録 団体	500		500	500	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
ゆうゆう 大宮前館	集会室 (洋室 1)	午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100
			登録 団体	550		700	900	
		午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
			登録 団体	750		400	500	
		夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
			登録 団体	550		600	600	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
	集会室 (洋室 2)	午前	一般	400	午前	400	400	400
			登録 団体	200		200	300	
		午後	一般	600	午後① 及び 午後②	300	300	300
			登録 団体	300		200	200	
夜間		一般	400	夜間	300	300	300	
		登録 団体	200		200	200		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100		
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100			
ゆうゆう 馬橋館	集会室 (和室)	午前	一般	400	午前	400	400	400
			登録 団体	200		200	300	

		午後	一般	600	午後① 及び 午後②	300	300	300
			登録 団体	300		200	200	
		夜間	一般	400	夜間	300	300	300
			登録 団体	200		200	200	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
	集会室 (洋室)	午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100
			登録 団体	550		700	900	
		午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
			登録 団体	750		400	500	
		夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
			登録 団体	550		600	600	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200		
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100			
ゆうゆう 方南館	午前	一般	500	午前	500	500	500	
		登録 団体	250		300	400		
	午後	一般	700	午後① 及び 午後②	300	300	300	
		登録 団体	350		200	200		
	夜間	一般	500	夜間	300	300	300	
		登録 団体	250		200	200		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
	集会室	午前	一般	800	午前	700	700	700

ゆうゆう 荻窪館	(洋室)		登録 団体	400		500	600		
		午後	一般	1,000	午後① 及び 午後②	500	500	500	
			登録 団体	500		300	400		
		夜間	一般	800	夜間	500	500	500	
			登録 団体	400		400	400		
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体		使用料の 3割相当	100		100			
	ゆうゆう 荻窪館	集会室 (和室)	午前	一般	700	午前	600	600	600
				登録 団体	350		400	500	
			午後	一般	900	午後① 及び 午後②	400	400	400
				登録 団体	450		200	300	
			夜間	一般	700	夜間	400	400	400
登録 団体				350	300		300		
時間 超過		一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100		
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100			
集会室 (洋室)		午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100	
			登録 団体	550		700	900		
		午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700	
			登録 団体	750		400	500		
	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700		
		登録 団体	550		600	600			
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200			
	登録	使用料の		100	100				

			団体	3割相当					
ゆうゆう 四宮館	集会室 (洋室 1)	午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100	
			登録 団体	550		700	900		
		午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700	
			登録 団体	750		400	500		
		夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700	
			登録 団体	550		600	600		
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
		集会室 (洋室 2)	午前	一般	400	午前	400	400	400
				登録 団体	200		200	300	
午後	一般		600	午後① 及び 午後②	300	300	300		
	登録 団体		300		200	200			
夜間	一般		400	夜間	300	300	300		
	登録 団体		200		200	200			
時間 超過	一般		使用料の 3割相当	延長	100	100	100		
	登録 団体		使用料の 3割相当		100	100			
集会室 (洋室 一体使 用)	午前		一般	1,500	午前	1,500	1,500	1,500	
			登録 団体	750		1,000	1,200		
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000		
		登録 団体	1,050		600	800			
	夜間	一般	1,500	夜間	1,000	1,000	1,000		
		登録 団体	750		800	900			

		時間 超過	一般 登録 団体	使用料の 3割相当 使用料の 3割相当	延長	400 200	400 300	400
ゆうゆう 今川館	集会室 (洋室 1)	午前	一般	1,400	午前	1,300	1,300	1,300
			登録 団体	700		900	1,100	
		午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
			登録 団体	900		600	700	
		夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
	登録 団体		700	700		800		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
	集会室 (洋室 2)	午前	一般	1,000	午前	1,000	1,000	1,000
			登録 団体	500		600	800	
午後		一般	1,400	午後① 及び 午後②	600	600	600	
		登録 団体	700		400	500		
夜間		一般	1,000	夜間	600	600	600	
		登録 団体	500		500	500		
時間 超過		一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当	100		100			
集会室 (洋室 一体使 用)	午前	一般	2,400	午前	2,300	2,300	2,300	
		登録 団体	1,200		1,500	1,900		
	午後	一般	3,200	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500	
		登録 団体	1,600		1,000	1,200		
	夜間	一般	2,400	夜間	1,500	1,500	1,500	

			登録 団体	1,200			1,300	1,400		
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長		600	600	600	
			登録 団体	使用料の 3割相当			400	500		
ホール (洋室)	午前		一般	3,500	午前		3,300	3,300	3,300	
			登録 団体	1,750			2,200	2,700		
	午後		一般	4,600	午後① 及び午 後②		2,200	2,200	2,200	
			登録 団体	2,300			1,500	1,800		
	夜間		一般	3,500	夜間		2,200	2,200	2,200	
			登録 団体	1,750			1,900	2,000		
	時間 超過		一般	使用料の 3割相当	延長		800	800	800	
			登録 団体	使用料の 3割相当			600	700		
	ゆうゆう 天沼館	集会室 (洋室 1)	午前	一般	1,100	午前		1,100	1,100	1,100
				登録 団体	550			700	900	
午後			一般	1,500	午後① 及び 午後②		700	700	700	
			登録 団体	750			400	500		
夜間			一般	1,100	夜間		700	700	700	
			登録 団体	550			600	600		
時間 超過			一般	使用料の 3割相当	延長		200	200	200	
			登録 団体	使用料の 3割相当			100	100		
集会室 (洋室 2)		午前		一般	700	午前		600	600	600
				登録 団体	350			400	500	
	午後		一般	900	午後① 及び		400	400	400	
			登録	450			200	300		

			団体		午後②				
			夜間	一般	700	夜間	400	400	400
		登録 団体		350	300		300		
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
		集会室 (洋室 一体使 用)	午前	一般	1,800	午前	1,700	1,700	1,700
				登録 団体	900		1,100	1,400	
			午後	一般	2,400	午後① 及び 午後②	1,100	1,100	1,100
				登録 団体	1,200		700	900	
			夜間	一般	1,800	夜間	1,100	1,100	1,100
				登録 団体	900		900	1,000	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400	
			登録 団体	使用料の 3割相当		300	300		
		ゆうゆう 上高井戸 館	集会室 (和室)	午前	一般	500	午前	500	500
登録 団体	250				300	400			
午後	一般		700	午後① 及び 午後②	300	300	300		
	登録 団体		350		200	200			
夜間	一般		500	夜間	300	300	300		
	登録 団体		250		200	200			
時間 超過	一般		使用料の 3割相当	延長	100	100	100		
	登録 団体		使用料の 3割相当		100	100			
集会室 (洋室)	午前		一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100	
			登録 団体	550		700	900		

ゆうゆう 高円寺南 館	集会室 (洋室 1)	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
			登録 団体	750		400	500	
		夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
			登録 団体	550		600	600	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
	午前	一般	1,600	午前	1,500	1,500	1,500	
			登録 団体		800	1,000		1,200
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000	
		登録 団体	1,050		600	800		
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000	
		登録 団体	800		800	900		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300		
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200			
午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100		
		登録 団体		550	700		900	
午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700		
	登録 団体	750		400	500			
夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700		
	登録 団体	550		600	600			
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200		
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100			
集会室 (洋室 2)	午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100	
		登録 団体	550		700	900		
午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700		
	登録 団体	750		400	500			
夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700		
	登録 団体	550		600	600			
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200		
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100			



	集会室 (洋室 一体使 用)	午前	一般	2,700	午前	2,600	2,600	2,600		
			登録 団体	1,350		1,700	2,100			
		午後	一般	3,600	午後① 及び 午後②	1,700	1,700	1,700		
			登録 団体	1,800		1,100	1,400			
		夜間	一般	2,700	夜間	1,700	1,700	1,700		
			登録 団体	1,350		1,400	1,500			
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	700	700	700		
			登録 団体	使用料の 3割相当		500	600			
		ゆうゆう 桃井館	集会室 (和室)	午前	一般	300	午前	300	300	300
					登録 団体	150		200	200	
午後	一般			400	午後① 及び 午後②	200	200	200		
	登録 団体			200		100	100			
夜間	一般			300	夜間	200	200	200		
	登録 団体			150		100	100			
時間 超過	一般			使用料の 3割相当	延長	100	100	100		
	登録 団体			使用料の 3割相当		100	100			
集会室 (洋室)	午前			一般	1,000	午前	1,000	1,000	1,000	
				登録 団体	500		600	800		
	午後	一般	1,400	午後① 及び 午後②	600	600	600			
		登録 団体	700		400	500				
	夜間	一般	1,000	夜間	600	600	600			
		登録 団体	500		500	500				
時間	一般	使用料の	延長	200	200	200				

		超過		3割相当						
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100			
	多目的 室（洋 室）	午前	一般	500	午前	500	500	500		
			登録 団体	250		300	400			
		午後	一般	700	午後① 及び 午後②	300	300	300		
			登録 団体	350		200	200			
		夜間	一般	500	夜間	300	300	300		
			登録 団体	250		200	200			
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100		
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100			
ゆうゆう 高円寺東 館		集会室 （洋室）	午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100	
				登録 団体	550		700	900		
			午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700	
				登録 団体	750		400	500		
			夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700	
				登録 団体	550		600	600		
			時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
				登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
			多目的 室（洋 室）	午前	一般	500	午前	500	500	500
					登録 団体	250		300	400	
	午後	一般		700	午後① 及び 午後②	300	300	300		
		登録 団体		350		200	200			
	夜間	一般		500	夜間	300	300	300		

			登録 団体	250			200	200	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長		100	100	100
			登録 団体	使用料の 3割相当			100	100	
ゆうゆう 和田館	集会室 (洋室 1)	午前	一般	1,000	午前		1,000	1,000	1,000
			登録 団体	500			600	800	
		午後	一般	1,400	午後① 及び 午後②		600	600	600
			登録 団体	700			400	500	
		夜間	一般	1,000	夜間		600	600	600
			登録 団体	500			500	500	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長		200	200	200
	登録 団体		使用料の 3割相当			100	100		
	集会室 (洋室 2)	午前	一般	900	午前		900	900	900
			登録 団体	450			600	700	
		午後	一般	1,200	午後① 及び 午後②		600	600	600
			登録 団体	600			400	500	
		夜間	一般	900	夜間		600	600	600
			登録 団体	450			500	500	
時間 超過		一般	使用料の 3割相当	延長		200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当			100	100			
集会室 (洋室 一体使 用)	午前	一般	1,900	午前		1,900	1,900	1,900	
		登録 団体	950			1,200	1,500		
	午後	一般	2,600	午後① 及び		1,200	1,200	1,200	
		登録	1,300			800	1,000		

			団体		午後②			
		夜間	一般	1,900	夜間	1,200	1,200	1,200
			登録 団体	950		1,000	1,100	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500
			登録 団体	使用料の 3割相当		300	400	
ゆうゆう 梅里堀ノ 内館	集会室 (和室)	午前	一般	300	午前	300	300	300
			登録 団体	150		200	200	
		午後	一般	400	午後① 及び 午後②	200	200	200
			登録 団体	200		100	100	
		夜間	一般	300	夜間	200	200	200
			登録 団体	150		100	100	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
	集会室 (洋室)	午前	一般	1,600	午前	1,500	1,500	1,500
			登録 団体	800		1,000	1,200	
		午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
			登録 団体	1,050		600	800	
夜間		一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000	
		登録 団体	800		800	900		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300		
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200			
ゆうゆう 和泉館	集会室 (洋室 1)	午前	一般	1,000	午前	1,000	1,000	1,000
			登録 団体	500		600	800	

	集会室 (洋室 2)	午後	一般	1,400	午後① 及び 午後②	600	600	600
			登録 団体	700		400	500	
		夜間	一般	1,000	夜間	600	600	600
			登録 団体	500		500	500	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
	集会室 (洋室 2)	午前	一般	400	午前	400	400	400
			登録 団体	200		200	300	
		午後	一般	600	午後① 及び 午後②	300	300	300
			登録 団体	300		200	200	
		夜間	一般	400	夜間	300	300	300
			登録 団体	200		200	200	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100		
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100			
集会室 (洋室 一体使 用)	午前	一般	1,400	午前	1,300	1,300	1,300	
		登録 団体	700		900	1,100		
	午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900	
		登録 団体	900		600	700		
	夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900	
		登録 団体	700		700	800		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300		
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200			
ゆうゆう	集会室	午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100

高井戸西館	(洋室1)		登録団体	550		700	900	
		午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
			登録団体	750		400	500	
		夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
			登録団体	550		600	600	
		時間超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
			登録団体	使用料の 3割相当		100	100	
	集会室 (洋室2)	午前	一般	800	午前	700	700	700
			登録団体	400		500	600	
		午後	一般	1,000	午後① 及び 午後②	500	500	500
			登録団体	500		300	400	
		夜間	一般	800	夜間	500	500	500
			登録団体	400		400	400	
		時間超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
	登録団体		使用料の 3割相当	100		100		
	集会室 (洋室 一体使 用)	午前	一般	1,900	午前	1,800	1,800	1,800
			登録団体	950		1,200	1,500	
		午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
			登録団体	1,250		800	1,000	
夜間		一般	1,900	夜間	1,200	1,200	1,200	
		登録団体	950		1,000	1,100		
時間超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500		

			登録 団体	使用料の 3割相当		300	400	
ゆうゆう 西荻北館	集会室 (洋室 1)	午前	一般	1,400	午前	1,300	1,300	1,300
			登録 団体	700		900	1,100	
		午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
			登録 団体	900		600	700	
		夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
			登録 団体	700		700	800	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
	集会室 (洋室 2)	午前	一般	400	午前	400	400	400
			登録 団体	200		200	300	
午後		一般	600	午後① 及び 午後②	300	300	300	
		登録 団体	300		200	200		
夜間		一般	400	夜間	300	300	300	
		登録 団体	200		200	200		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100		
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100			
集会室 (洋室 一体使 用)	午前	一般	1,800	午前	1,700	1,700	1,700	
		登録 団体	900		1,100	1,400		
	午後	一般	2,400	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200	
		登録 団体	1,200		800	1,000		
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200	
		登録 団体	900		1,000	1,100		

		時間 超過	一般 登録 団体	使用料の 3割相当 使用料の 3割相当	延長	400 300	400 300	400
ゆうゆう 高井戸東 館	集会室 (洋室 1)	午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100
			登録 団体	550		700	900	
		午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
			登録 団体	750		400	500	
		夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
			登録 団体	550		600	600	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
	登録 団体		使用料の 3割相当	100		100		
	集会室 (洋室 2)	午前	一般	700	午前	600	600	600
			登録 団体	350		400	500	
		午後	一般	900	午後① 及び 午後②	400	400	400
			登録 団体	450		200	300	
		夜間	一般	700	夜間	400	400	400
			登録 団体	350		300	300	
時間 超過		一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当	100		100			
集会室 (洋室 一体使 用)	午前	一般	1,800	午前	1,700	1,700	1,700	
		登録 団体	900		1,100	1,400		
	午後	一般	2,400	午後① 及び 午後②	1,100	1,100	1,100	
		登録 団体	1,200		700	900		
	夜間	一般	1,800	夜間	1,100	1,100	1,100	



			登録 団体	900		900	1,000	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400
			登録 団体	使用料の 3割相当		300	300	
ゆうゆう 井草館	集会室 (洋室 1)	午前	一般	1,400	午前	1,300	1,300	1,300
			登録 団体	700		900	1,100	
		午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
			登録 団体	900		600	700	
		夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
			登録 団体	700		700	800	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
	登録 団体		使用料の 3割相当	200		200		
	集会室 (洋室 2)	午前	一般	500	午前	500	500	500
			登録 団体	250		300	400	
		午後	一般	700	午後① 及び 午後②	300	300	300
			登録 団体	350		200	200	
		夜間	一般	500	夜間	300	300	300
			登録 団体	250		200	200	
時間 超過		一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当	100		100			
集会室 (洋室 一体使 用)	午前	一般	1,900	午前	1,800	1,800	1,800	
		登録 団体	950		1,200	1,500		
	午後	一般	2,500	午後①	1,200	1,200	1,200	

			登録 団体	1,250	及び 午後②	800	1,000	
		夜間	一般	1,900	夜間	1,200	1,200	1,200
			登録 団体	950		1,000	1,100	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	500	500	500
			登録 団体	使用料の 3割相当		300	400	
ゆうゆう 阿佐谷北 館	集会室 (洋室 1)	午前	一般	1,400	午前	1,300	1,300	1,300
			登録 団体	700		900	1,100	
		午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
			登録 団体	900		600	700	
		夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
			登録 団体	700		700	800	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
	集会室 (洋室 2)	午前	一般	500	午前	500	500	500
			登録 団体	250		300	400	
		午後	一般	700	午後① 及び 午後②	300	300	300
			登録 団体	350		200	200	
夜間		一般	500	夜間	300	300	300	
		登録 団体	250		200	200		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100		
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100			
集会室 (洋室)	午前	一般	1,900	午前	1,800	1,800	1,800	
		登録	950		1,200	1,500		

	一体使用)	午後	団体							
			一般	2,500	午後①	1,200	1,200	1,200		
		登録団体	1,250	及び午後②	800	1,000				
		夜間	一般	1,900	夜間	1,200	1,200	1,200		
			登録団体	950		1,000	1,100			
		時間超過	一般	使用料の3割相当	延長	500	500	500		
			登録団体	使用料の3割相当		300	400			
		ゆうゆう善福寺館	集会室(洋室1)	午前	一般	1,000	午前	1,000	1,000	1,000
					登録団体	500		600	800	
				午後	一般	1,400	午後①及び午後②	600	600	600
登録団体	700				400	500				
夜間	一般			1,000	夜間	600	600	600		
	登録団体			500		500	500			
時間超過	一般			使用料の3割相当	延長	200	200	200		
	登録団体			使用料の3割相当		100	100			
	集会室(洋室2)			午前	一般	900	午前	900	900	900
					登録団体	450		600	700	
		午後	一般	1,200	午後①及び午後②	600	600	600		
			登録団体	600		400	500			
		夜間	一般	900	夜間	600	600	600		
			登録団体	450		500	500			
		時間超過	一般	使用料の3割相当	延長	200	200	200		
			登録団体	使用料の3割相当		100	100			

	集会室 (洋室 一体使 用)	午前	一般	1,800	午前	1,800	1,800	1,800	
			登録 団体	900		1,200	1,500		
		午後	一般	2,500	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200	
			登録 団体	1,250		800	1,000		
		夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200	
			登録 団体	900		1,000	1,100		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400		
		登録 団体	使用料の 3割相当		300	300			
	ゆうゆう 久我山館	集会室 (洋室 1)	午前	一般	1,000	午前	1,000	1,000	1,000
				登録 団体	500		600	800	
			午後	一般	1,400	午後① 及び 午後②	600	600	600
				登録 団体	700		400	500	
夜間			一般	1,000	夜間	600	600	600	
			登録 団体	500		500	500		
時間 超過		一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200		
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100			
集会室 (洋室 2)		午前	一般	700	午前	600	600	600	
			登録 団体	350		400	500		
		午後	一般	900	午後① 及び 午後②	400	400	400	
			登録 団体	450		200	300		
	夜間	一般	700	夜間	400	400	400		
		登録 団体	350		300	300			
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長 使用料	100	100	100			

			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
集会室 (洋室 3)	午前	一般	300	午前	300	300	300	
		登録 団体	150		200	200		
	午後	一般	400	午後① 及び 午後②	200	200	200	
		登録 団体	200		100	100		
	夜間	一般	300	夜間	200	200	200	
		登録 団体	150		100	100		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
集会室 (洋室 1及び 洋室2 の一体 使用)	午前	一般	1,600	午前	1,500	1,500	1,500	
		登録 団体	800		1,000	1,200		
	午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000	
		登録 団体	1,050		600	800		
	夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000	
		登録 団体	800		800	900		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200		
ゆうゆう 浜田山館	午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100	
		登録 団体	550		700	900		
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700	
		登録 団体	750		400	500		
	夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700	
		登録 団体	550		600	600		

		時間 超過	一般 登録 団体	使用料の 3割相当 使用料の 3割相当	延長	200 100	200 100	200
	集会室 (洋室 2)	午前	一般	500	午前	500	500	500
			登録 団体	250		300	400	
		午後	一般	700	午後① 及び 午後②	300	300	300
			登録 団体	350		200	200	
		夜間	一般	500	夜間	300	300	300
			登録 団体	250		200	200	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
	集会室 (洋室 一体使 用)	午前	一般	1,600	午前	1,600	1,600	1,600
			登録 団体	800		1,000	1,300	
		午後	一般	2,200	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
			登録 団体	1,100		700	800	
		夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000
			登録 団体	800		800	900	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400
			登録 団体	使用料の 3割相当		200	300	
ゆうゆう 下井草館	集会室 (洋室 1)	午前	一般	1,600	午前	1,500	1,500	1,500
			登録 団体	800		1,000	1,200	
		午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	1,000	1,000	1,000
			登録 団体	1,050		600	800	
		夜間	一般	1,600	夜間	1,000	1,000	1,000

		登録 団体	800		800	900	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
		登録 団体	使用料の 3割相当		200	200	
集会室 (洋室 2)	午前	一般	800	午前	700	700	700
		登録 団体	400		500	600	
	午後	一般	1,000	午後① 及び 午後②	500	500	500
		登録 団体	500		300	400	
	夜間	一般	800	夜間	500	500	500
		登録 団体	400		400	400	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
集会室 (洋室 一体使 用)	午前	一般	2,400	午前	2,200	2,200	2,200
		登録 団体	1,200		1,500	1,800	
	午後	一般	3,100	午後① 及び 午後②	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,550		1,000	1,200	
	夜間	一般	2,400	夜間	1,500	1,500	1,500
		登録 団体	1,200		1,300	1,400	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	600	600	600	
	登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		
多目的 室(洋 室)	午前	一般	1,000	午前	1,000	1,000	1,000
		登録 団体	500		600	800	
	午後	一般	1,400	午後① 及び	600	600	600
		登録	700		400	500	

			団体		午後②			
		夜間	一般	1,000	夜間	600	600	600
			登録 団体	500		500	500	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
ゆうゆう 永福館	集会室 (洋室 1)	午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100
			登録 団体	550		700	900	
		午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700
			登録 団体	750		400	500	
		夜間	一般	1,100	夜間	700	700	700
			登録 団体	550		600	600	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200
	登録 団体		使用料の 3割相当	100		100		
	集会室 (洋室 2)	午前	一般	700	午前	600	600	600
			登録 団体	350		400	500	
		午後	一般	900	午後① 及び 午後②	400	400	400
			登録 団体	450		200	300	
		夜間	一般	700	夜間	400	400	400
			登録 団体	350		300	300	
時間 超過		一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100	
	登録 団体	使用料の 3割相当	100		100			
集会室 (洋室 一体使	午前	一般	1,800	午前	1,700	1,700	1,700	
		登録 団体	900		1,100	1,400		



	用)	午後	一般	2,400	午後① 及び 午後②	1,100	1,100	1,100	
			登録 団体	1,200		700	900		
		夜間	一般	1,800	夜間	1,100	1,100	1,100	
			登録 団体	900		900	1,000		
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400	
			登録 団体	使用料の 3割相当		300	300		
		多目的 室(洋 室)	午前	一般	1,400	午前	1,300	1,300	1,300
				登録 団体	700		900	1,100	
			午後	一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900
				登録 団体	900		600	700	
			夜間	一般	1,400	夜間	900	900	900
				登録 団体	700		700	800	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300			
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200				
ゆうゆう 荻窪東館	集会室 (洋室 1)	午前	一般	1,000	午前	1,000	1,000	1,000	
			登録 団体	500		600	800		
	午後	一般	1,400	午後① 及び 午後②	600	600	600		
		登録 団体	700		400	500			
	夜間	一般	1,000	夜間	600	600	600		
		登録 団体	500		500	500			
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200		
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100			
集会室	午前	一般	500	午前	500	500	500		

	(洋室 2)		登録 団体	250		300	400	
			午後	一般	700	午後① 及び 午後②	300	300
		登録 団体		350	200		200	
		夜間	一般	500	夜間	300	300	300
			登録 団体	250		200	200	
		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
	登録 団体		使用料の 3割相当	100		100		
	集会室 (洋室 一体使 用)	午前	一般	1,500	午前	1,500	1,500	1,500
			登録 団体	750		1,000	1,200	
		午後	一般	2,100	午後① 及び 午後②	900	900	900
			登録 団体	1,050		600	700	
		夜間	一般	1,500	夜間	900	900	900
			登録 団体	750		800	800	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300	
登録 団体		使用料の 3割相当	200		200			
ゆうゆう 大宮堀ノ 内館	集会室 (洋室 1)	午前	一般	900	午前	900	900	900
			登録 団体	450		600	700	
	午後	一般	1,200	午後① 及び 午後②	600	600	600	
		登録 団体	600		400	500		
	夜間	一般	900	夜間	600	600	600	
		登録 団体	450		500	500		
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200		
	登録	使用料の		100	100			

		団体	3割相当				
集会室 (洋室 2)	午前	一般	900	午前	900	900	900
		登録 団体	450		600	700	
	午後	一般	1,200	午後① 及び 午後②	600	600	600
		登録 団体	600		400	500	
	夜間	一般	900	夜間	600	600	600
		登録 団体	450		500	500	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
	登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		
集会室 (洋室 一体使 用)	午前	一般	1,800	午前	1,800	1,800	1,800
		登録 団体	900		1,200	1,500	
	午後	一般	2,400	午後① 及び 午後②	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	1,200		800	1,000	
	夜間	一般	1,800	夜間	1,200	1,200	1,200
		登録 団体	900		1,000	1,100	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	400	400	400	
	登録 団体	使用料の 3割相当		300	300		
講座室 (洋室)	午前	一般	800	午前	700	700	700
		登録 団体	400		500	600	
	午後	一般	1,000	午後① 及び 午後②	500	500	500
		登録 団体	500		300	400	
	夜間	一般	800	夜間	500	500	500
		登録 団体	400		400	400	

		時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	100	100	100
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

(11) 児童青少年センター

使用料の単位：円

施設区分	現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料			
					第1期	第2期	第3期	
児童青少年センター	ホール (舞台 を使用) (洋室)	午前	一般	8,700	午前	6,900	6,900	6,900
		時間 超過	一般	午前使用 料の5割 相当	延長	1,700	1,700	1,700
	ホール (舞台 を使用 しない) (洋室)	午前	一般	5,600	午前	4,400	4,400	4,400
		時間 超過	一般	午前使用 料の5割 相当	延長	1,100	1,100	1,100
	集会室 1 (洋 室)	午前	一般	800	午前	700	700	700
			登録 団体	400		500	600	
時間 超過		一般	午前使用 料の5割 相当	延長	100	100	100	
登録 団体	午前使用 料の5割 相当	100	100					
スタジオ オ1 (洋 室)	午前	一般	200	午前	200	200	200	
		登録 団体	100		100	100		

スタジオ オ2 (洋 室)	午前	一般	200	午前	200	200	200
		登録 団体	100		100	100	
スタジオ オ3 (洋 室)	午前	一般	200	午前	200	200	200
		登録 団体	100		100	100	
体育室 (1/ 3面)	午前	一般	200	午前	300	300	300
		登録 団体	100		100	200	

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午までの使用
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)当たりの使用

## (12) 児童館

使用料の単位：円

施設区分	現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料			
					第1期	第2期	第3期	
荻窪北児 童館	午前	一般	700	午前	600	600	600	
		登録 団体	350		400	500		
	夜間	一般	1,400	夜間	600	600	600	
		登録 団体	700		400	500		
	時間 超過	一般	午前使用料 の5割相当	延長	200	200	200	
		登録 団体	午前使用料 の5割相当		100	100		
	遊戯室 (洋室) (集会 使用)	夜間	一般	5,900	夜間	2,800	2,800	2,800
			登録 団体	2,950		1,900	2,300	
		一般	-	延長	1,000	1,000	1,000	
		登録 団体	-		1,000	1,000		

	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (全面)	夜間	一般	700	夜間	700	700	700
			登録 団体	350		400	500	
	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (半面)	夜間	一般	300	夜間	400	400	400
			登録 団体	150		200	300	
大宮児童 館	遊 戯 室 (洋室) (集会 使用)	夜間	一般	2,100	夜間	1,000	1,000	1,000
			登録 団体	1,050		600	800	
			一般	-	延長	300	300	300
			登録 団体	-		300	300	
西荻北児 童館	遊 戯 室 (洋室) (集会 使用)	夜間	一般	2,100	夜間	1,000	1,000	1,000
			登録 団体	1,050		600	800	
			一般	-	延長	300	300	300
			登録 団体	-		300	300	
善福寺児 童館	遊 戯 室 (洋室) (集会 使用)	夜間	一般	5,000	夜間	2,400	2,400	2,400
			登録 団体	2,500		1,600	2,000	
			一般	-	延長	900	900	900
			登録 団体	-		900	900	
	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (全面)	夜間	一般	700	夜間	700	700	700
			登録 団体	350		400	500	

	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (半面)	夜間	一般	300	夜間	400	400	400
			登録 団体	150		200	300	
堀ノ内南 児童館	遊戯室 (洋室) (集会 使用)	夜間	一般	3,700	夜間	1,800	1,800	1,800
			登録 団体	1,850		1,200	1,500	
	時間 超過	一般	-	延長	600	600	600	
		登録 団体	-		600	600		
	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (全面)	夜間	一般	700	夜間	700	700	700
			登録 団体	350		400	500	
	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (半面)	夜間	一般	300	夜間	400	400	400
			登録 団体	150		200	300	
成田児童 館	遊戯室 (洋室) (集会 使用)	夜間	一般	2,800	夜間	1,300	1,300	1,300
			登録 団体	1,400		900	1,100	
		一般	-	延長	500	500	500	
		登録 団体	-		500	500		
	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (全面)	夜間	一般	700	夜間	700	700	700
			登録 団体	350		400	500	

	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (半面)	夜間	一般	300	夜間	400	400	400	
			登録 団体	150		200	300		
高井戸児 童館	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (全面)	夜間	一般	700	夜間	700	700	700	
			登録 団体	350		400	500		
	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (半面)	夜間	一般	300	夜間	400	400	400	
			登録 団体	150		200	300		
本天沼児 童館	遊戯室 (洋室) (集会 使用)	夜間	一般	2,800	夜間	1,300	1,300	1,300	
			登録 団体	1,400		900	1,100		
				一般	-	延長	500	500	500
				登録 団体	-		500	500	
	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (全面)	夜間	一般	700	夜間	700	700	700	
			登録 団体	350		400	500		
	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (半面)	夜間	一般	300	夜間	400	400	400	
			登録 団体	150		200	300		
和泉児童 館	遊戯室 (洋室)	夜間	一般	5,900	夜間	2,800	2,800	2,800	
			登録	2,950		1,900	2,300		



	(集会 使用)		団体		延長			1,000	
			一般	-		1,000	1,000		
			登録 団体	-		1,000	1,000		
	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (全面)	夜間	一般	700	夜間	700	700	700	
			登録 団体	350		400	500		
	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (半面)	夜間	一般	300	夜間	400	400	400	
			登録 団体	150		200	300		
	天沼児童 館	集会室 (洋室) (集会 使用)	午前	一般	600	午前	600	600	700
				登録 団体	300		400	500	
		夜間	一般	1,500	夜間	700	700	700	
			登録 団体	750		400	500		
		時間 超過	一般	午前使用料 の5割相当	延長	200	200	200	
登録 団体			午前使用料 の5割相当	100		100			
四宮森児 童館	遊戯室 (洋室) (集会 使用)	夜間	一般	6,500	夜間	3,100	3,100	3,100	
			登録 団体	3,250		2,100	2,600		
			一般	-	延長	1,100	1,100	1,100	
			登録 団体	-		1,100	1,100		
	遊戯室 (洋室)	夜間	一般	700	夜間	700	700	700	

	(体育 レク使 用) (全面)		登録 団体	350			400	500	
	遊 戯 室 (洋室) (体 育 レク使 用) (半面)	夜間	一般	300	夜間		400	400	400
			登録 団体	150			200	300	
東原児童 館	会 議 室 (洋室) (集 会 使用)	午前	一般	200	午前		200	200	300
			登録 団体	100			100	200	
		夜間	一般	700	夜間		300	300	300
			登録 団体	350			200	200	
		時間 超過	一般	午前使用料 の5割相当	延長		100	100	100
			登録 団体	午前使用料 の5割相当			100	100	
	遊 戯 室 (洋室) (集 会 使用)	夜間	一般	3,100	夜間		1,500	1,500	1,500
			登録 団体	1,550			1,000	1,200	
		一般	-	延長		500	500	500	
		登録 団体	-			500	500		
遊 戯 室 (洋室) (体 育 レク使 用) (全面)	夜間	一般	700	夜間		700	700	700	
		登録 団体	350			400	500		
遊 戯 室 (洋室) (体 育 レク使 用) (半面)	夜間	一般	300	夜間		400	400	400	
		登録 団体	150			200	300		

和田中央 児童館	遊戯室 (洋室) (集会 使用)	夜間	一般	2,800	夜間	1,300	1,300	1,300
			登録 団体	1,400		900	1,100	
			延長	一般	-	500	500	500
				登録 団体	-	500	500	
	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (全面)	夜間	一般	700	夜間	700	700	700
			登録 団体	350		400	500	
	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (半面)	夜間	一般	300	夜間	400	400	400
			登録 団体	150		200	300	
方南児童 館	遊戯室 (洋室) (集会 使用)	夜間	一般	5,000	夜間	2,400	2,400	2,400
			登録 団体	2,500		1,600	2,000	
			延長	一般	-	900	900	900
				登録 団体	-	900	900	
	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (全面)	夜間	一般	700	夜間	700	700	700
			登録 団体	350		400	500	
	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (半面)	夜間	一般	300	夜間	400	400	400
			登録 団体	150		200	300	
馬橋児童	会議室	午前	一般	200	午前	200	200	300

館	(和室) (集会 使用)		登録 団体	100			100	200	
		夜間	一般	600	夜間		300	300	300
			登録 団体	300			200	200	
		時間 超過	一般	午前使用料 の5割相当	延長		100	100	100
			登録 団体	午前使用料 の5割相当			100	100	
		集会室 (洋室) (集会 使用)	午前	一般	400	午前		400	400
	登録 団体			200			300	400	
	夜間		一般	1,000	夜間		500	500	500
			登録 団体	500			300	400	
	時間 超過		一般	午前使用料 の5割相当	延長		100	100	100
			登録 団体	午前使用料 の5割相当			100	100	
	遊戯室 (洋室) (集会 使用)	夜間	一般	3,100	夜間		1,500	1,500	1,500
登録 団体			1,550			1,000	1,200		
		一般	-	延長		500	500	500	
		登録 団体	-			500	500		
遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (全面)	夜間	一般	700	夜間		700	700	700	
		登録 団体	350			400	500		
遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (半面)	夜間	一般	300	夜間		400	400	400	
		登録 団体	150			200	300		

阿佐谷児童館	遊戯室 (洋室) (集会 使用)	夜間	一般	2,100	夜間	1,000	1,000	1,000	
			登録 団体	1,050		600	800		
			一般	-	延長	300	300	300	
			登録 団体	-		300	300		
上高井戸 児童館	遊戯室 (洋室) (集会 使用)	夜間	一般	3,100	夜間	1,500	1,500	1,500	
			登録 団体	1,550		1,000	1,200		
			一般	-	延長	500	500	500	
			登録 団体	-		500	500		
	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (全面)	夜間	一般	700	夜間	700	700	700	
			登録 団体	350		400	500		
	遊戯室 (洋室) (体育 レク使 用) (半面)	夜間	一般	300	夜間	400	400	400	
			登録 団体	150		200	300		
	桃井児童 館	多目的 室(洋 室)(集 会使用)	午前	一般	900	午前	900	900	900
				登録 団体	450		600	700	
夜間			一般	1,800	夜間	900	900	900	
			登録 団体	900		600	700		
時間 超過			一般	午前使用料 の5割相当	延長	300	300	300	
			登録 団体	午前使用料 の5割相当		200	200		
多目的 室(洋 室)(体	夜間	一般	700	夜間	700	700	700		
		登録	350		400	500			

	育レク 使用) (全面)		団体					
	遊 戯 室 (洋室) (集会 使用)	夜間	一般	4,000	夜間	1,900	1,900	1,900
登録 団体			2,000	1,300		1,600		
		延長	一般	-	700	700	700	
			登録 団体	-	700	700		
	遊 戯 室 (洋室) (体育 レク使 用) (全面)	夜間	一般	700	夜間	700	700	700
登録 団体			350	400		500		
	遊 戯 室 (洋室) (体育 レク使 用) (半面)	夜間	一般	300	夜間	400	400	400
登録 団体			150	200		300		
荻窪児童 館	遊 戯 室 (洋室) (集会 使用)	夜間	一般	3,400	夜間	1,600	1,600	1,600
			登録 団体	1,700		1,100	1,300	
			延長	一般	-	600	600	600
				登録 団体	-	600	600	
	遊 戯 室 (洋室) (体育 レク使 用) (全面)	夜間	一般	700	夜間	700	700	700
			登録 団体	350		400	500	
遊 戯 室 (洋室) (体育 レク使 用)	夜間	一般	300	夜間	400	400	400	
		登録 団体	150		200	300		

	(半面)							
--	------	--	--	--	--	--	--	--

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前10時から正午まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用(遊戯室(桃井児童館の多目的室を含む。))の体育レク使用にあつては、「夜間」は午後7時から午後10時までの使用。ただし、四宮森児童館の遊戯室(体育レク使用)にあつては、当分の間、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間(夜間を引き続き使用する場合にあつては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)当たりの使用
- 4 改定使用料欄の額は、遊戯室(桃井児童館の多目的室を含む。)の体育レク使用にあつては、1時間当たりの使用料

## (13) 福祉事務所

使用料の単位：円

施設区分	現行時間区分	使用区分	現行使用料	改定時間区分	改定使用料			
					第1期	第2期	第3期	
杉並福祉事務所	第1会議室(洋室)	午前	一般	1,000	午前	1,000	1,000	1,000
			登録団体	500		600	800	
	午後	一般	1,400	午後① 及び 午後②	600	600	600	
		登録団体	700		400	500		
	夜間	一般	1,400	夜間	600	600	600	
		登録団体	700		400	500		
	時間超過	一般	使用料の3割相当	延長	200	200	200	
		登録団体	使用料の3割相当		100	100		
	第2会議室(洋室)	午前	一般	1,400	午前	1,300	1,300	1,300
			登録団体	700		900	1,100	
午後		一般	1,800	午後① 及び 午後②	900	900	900	
		登録団体	900		600	700		

夜間	一般	1,800	夜間	900	900	900
	登録 団体	900		600	700	
時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	300	300	300
	登録 団体	使用料の 3割相当		200	200	

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあっては、45分間。1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）当たりの使用

(14) 保健医療センター

使用料の単位：円

施設区分		現行 時間 区分	使用 区分	現行 使用料	改定 時間 区分	改定使用料		
						第1期	第2期	第3期
保健医療 センター	講堂(洋 室)	午前	一般	2,500	午前	2,400	2,400	2,400
			登録 団体	1,250		1,600	2,000	
		午後	一般	3,400	午後① 及び 午後②	1,600	1,600	1,600
			登録 団体	1,700		1,100	1,300	
		夜間	一般	2,500	夜間	1,600	1,600	1,600
			登録 団体	1,250		1,300	1,400	
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	600	600	600	
		登録 団体	使用料の 3割相当		400	500		

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後



3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用

- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあつては、45分間。1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）当たりの使用

## (15) 環境情報館

使用料の単位：円

施設区分		現行時間区分	使用区分	現行使用料	改定時間区分	改定使用料		
						第1期	第2期	第3期
すぎなみ 環境情報館	環境学 習室(洋 室)	午前	一般	1,100	午前	1,100	1,100	1,100
			登録 団体	550		700	900	
	午後	一般	1,500	午後① 及び 午後②	700	700	700	
		登録 団体	750		400	500		
	夜間	一般	1,500	夜間	700	700	700	
		登録 団体	750		400	500		
	時間 超過	一般	使用料の 3割相当	延長	200	200	200	
		登録 団体	使用料の 3割相当		100	100		

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあつては、45分間。1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）当たりの使用

## (16) 郷土博物館

使用料の単位：円

施設区分		現行時間区分	使用区分	現行使用料	改定時間区分	改定使用料		
						第1期	第2期	第3期
郷土博物	会議室	午前	一般	500	午前	500	500	600

館	(洋室)	午後	登録 団体	250	午後① 及び 午後②	300	400	400
			一般	900		400	400	
		夜間	登録 団体	450	夜間	200	300	400
			一般	700		400	400	
		時間 超過	登録 団体	350	延長	100	100	100
				一般				
			登録 団体	使用料の 3割相当		100	100	
				一般				

- 注) 1 改定使用料欄の第1期は平成27年1月1日から平成28年3月31日まで、第2期は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、第3期は平成29年4月1日以後の使用料
- 2 改定時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用
- 3 改定時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間(1時間に満たない端数は、これを1時間とする。)当たりの使用

## 5 その他

### (1) 学童クラブ

	現行利用料	改定利用料
学童クラブ利用料	月額 3,000円	月額 4,000円

注) 改定利用料は、利用する児童1人当たりの利用料

### (2) 自転車駐車場

使用料の単位：円

区分	種別	階数	屋根	現行使用料			1日 及び 1回	改定使用料			1日 及び 1回
				定期使用				定期使用			
				1月	3月	6月		1月	3月	6月	
1	自転車	1階	有	2,300	6,600	11,000	100	2,600	7,400	12,500	100
			無	1,900	5,400	9,100		2,100	6,000	10,100	
		2階	有	2,100	6,000	10,100		2,300	6,600	11,000	
			無	1,700	4,800	8,200		1,900	5,400	9,100	
		3階	有	1,100	3,100	5,300		1,300	3,700	6,200	

		無	900	2,600	4,300		1,000	2,900	4,800		
		地下1階	2,100	6,000	10,100		2,300	6,600	11,000		
		地下2階	1,100	3,100	5,300		1,300	3,700	6,200		
	原動機付	1階	有	4,700	13,400	22,600	200	5,200	14,800	25,000	200
			無	3,800	10,800	18,200		4,200	12,000	20,200	
2	自転車	1階	有	1,900	5,400	9,100	100	2,100	6,000	10,100	100
			無	1,500	4,300	7,200		1,700	4,800	8,200	
	原動機付	1階	有	3,800	10,800	18,200	200	4,200	12,000	20,200	200
			無	3,000	8,600	14,400		3,300	9,400	15,800	
3	自転車	地下1階		2,100	6,000	10,100	100	2,600	7,400	12,500	100

- 注) 1 第1項を適用する駐車場は、下記の2及び3に掲げる駐車場以外の駐車場
- 2 第2項を適用する駐車場は、浜田山北第二自転車駐車場、下井草南自転車駐車場、下井草北第一自転車駐車場、荻窪北第三自転車駐車場及び西荻窪北自転車駐車場
- 3 第3項を適用する駐車場は、新高円寺地下自転車駐車場
- 4 規則で定める学生が定期使用する場合の使用料は、自転車にあっては規定使用料から1月当たり200円を減じた額とし、原動機付自転車にあっては規定使用料から1月当たり400円を減じた額とする。
- 5 1回使用のうち規則で定める時間内の使用に係る使用料は、無料とする。

## (3) 放置自転車撤去

	現行手数料	改定手数料
放置自転車撤去手数料	月額 3,000円	月額 5,000円

注) 改定手数料は、撤去した自転車1台当たりの手数料